

行政常任委員会

平成30年9月18日（火）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日は、商工観光、教育委員会、尾鷲総合病院と政策調整、防災危機管理室、水産の6課を行いたいと思います。

また、その終了後に、最後で、尾鷲市クリーンセンターの視察を考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、初めに、商工観光課から議案第54号の補正予算の説明を求めます。

○北村商工観光課長 おはようございます。

○南委員長 おはようございます。

○北村商工観光課長 商工観光課です。よろしく申し上げます。

それでは、進行表に沿って説明をさせていただきます。

まず、議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、商工観光課に係る部分を御説明させていただきます。

歳入についてでございます。補正予算説明書の14ページ、15ページをごらんください。通知させていただきます。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入でございます。補正予算前の額は3,939万9,000円、今回の補正額615万1,000円のうち、商工観光課に係る部分として、5節商工費雑入115万1,000円を補正増額するものであります。これは尾鷲観光物産協会補助金前年度精算金であります。この精算金につきましては、さきの6月定例会における本委員会におきましても状況を御説明いたしましたが、平成29年度における補助金の精算でございます。尾鷲観光物産協会につきましては、通常、出納整理期間中に補助金精算を行っておりましたが、内容の精査に時間をかけたことから、翌年度における精算金となっております。

資料を用意しておりますので、資料1ページをごらんください。通知いたします。

○南委員長 はい。

○北村商工観光課長 平成29年度における尾鷲観光物産協会の決算でございます。尾鷲観光物産協会の補助金につきましては、平成29年度までは運営費補助と

なっております。表の上段が収入の部で、市補助金 1,600 万円を含めた収入総額 8,467 万 7,758 円でございます。下段が支出の部で、8,352 万 6,483 円でございます。その差し引きが 115 万 1,275 円であり、今回の歳入補正増額となっております。

前回の繰り返しにもなりますけれども、担当課としましては、まず、補助金の運用について慎重に尾鷲観光物産協会に取り扱ってもらう旨を改めて伝えているとともに、今後につきましても、適正な運用を行ってもらうよう状況に応じてその都度ごと指導してまいりたいと思っております。

歳入については以上でございます。

次に、補正予算書の 5 ページに移っていただきまして、第 2 表の債務負担行為補正でございます。

○南委員長 はい。

○北村商工観光課長 この追加のうち、当課に係る分が最下段の尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料でございます。この指定管理料につきましては、期間を平成 31 年度から平成 33 年度までとし、限度額を 2,794 万 8,000 円としようとするものでございます。

これにつきましても資料を用意しております。また担当から説明をさせていただきます。

○古戸商工観光課長補佐兼係長 それでは、資料 2、尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料の債務負担行為について説明させていただきます。

夢古道おわせにつきましては、尾鷲市の自然資源、人文資源等の地域資源を活用し、熊野古道センターと連携して地域産業の活性化と中核交流人口の増加を図るとともに、市民の触れ合い、生きがい及びにぎわいの創出の場として、また新たな情報発信の拠点となることを目的として、平成 19 年より設置しております。

指定管理者の選定につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、3 年間の経費総額において債務負担行為を定め、補正予算にて計上させていただきました。

平成 31 年度から平成 33 年度の指定管理料限度額については、2,794 万 8,000 円と積算いたしました。内訳といたしましては、平成 31 年度 926 万円、平成 32 年度、33 年度、934 万 4,000 円で、平成 31 年 10 月より消費税が 8% から 10% に変更されることを見込んでいます。

前回の限度額より3年間で806万1,000円の減となっております。積算の内訳につきましては、現在の指定管理者における本市が求めている公的役割、特産品開発業務、情報発信業務、施設の維持管理、修繕等の実績をもとに積算いたしました。

1年間の積算内訳について説明させていただきます。

特産品開発業務は、125万3,391円で、平成28年度と平成29年度の平均から積算いたしました。内訳といたしましては、特産品開発のための材料提供費で108万1,121円、特産品イベントで使用する地元野菜や地魚を購入する費用です。マダイ、くき漬け、ヒロメなどが提供されています。特産品イベント広報チラシを作成、印刷する費用として17万2,270円です。

次に、情報発信業務といたしましては、190万207円で、平成28年度と平成29年度の平均から積算いたしました。内訳といたしましては、インターネットWEB広告費として29万3,031円、広告看板の維持費として61万6,252円、新聞・雑誌などの情報発信費として60万1,272円、展示会・物産展等に出展するための活動旅費として16万2,600円、展示会・物産展等の出展費用やイベント等への協賛費用として22万7,052円となっております。

次に、施設の維持管理・修繕等として534万938円で、平成29年度に厨房施設を増設しておりますので、増設後の実績で積算いたしております。内訳といたしましては、警備や浄化槽を含む施設の保守管理委託料として488万224円、維持修繕料として46万714円です。合計で849万4,536円となり、この額に消費税を加えたものを計上しております。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料の債務負担行為の説明については以上です。

○北村商工観光課長　　以上で、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

ただいまの物産協会の精算金と債務負担行為の説明をいただきました。

これに御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○仲委員　　ないようですので。2ページの債務負担行為の内訳なんですけど、特産品開発業務の108万1,121円のその（聴取不能）ほれから具体的にどこがどのような、材料費なんですけど、特産品開発を手がけているかという、ここ自身

がやるかどうかという問題もあるんですけど。

もう一つは、情報発信業務の61万6,252円の広告看板維持費は、これは具体的にどういうふうな感じなのか、ちょっと御説明ください。

○北村商工観光課長 特産品開発のための材料提供費にまずつきましては、どこがというところになりますけれども、ランチバイキング、毎月やっていただいておりますけれども、基本的に特集というか、特別な期間というようなことで地域の産材を使っておかずをつくっていただいております。そのようなものに対しての材料提供となっております。

また、広告看板維持費につきましては、国道42号のさんき前のところにある看板の維持費などでございます。

以上です。

○仲委員 大まかの材料提供の中で、いろんなメニューを開発するという意味やと思うんですけど、特産品開発という部分の中では、ちょっとぴんと来んのやけど、今まで特産品開発の中で実際のメニューとして確立されたものはございますか。

○北村商工観光課長 済みません。特産品として特別にというようなことは、以前から尾鷲で食べられているのを特別にというようなことをクローズアップして特集してもらったり、例えばくき漬けとか、キスであったりとかというのをいろいろその季節季節に合わせてつくっていただいております。

○仲委員 これ、特産品開発というような名称ではちょっとしっくり来るところがあるんですけど、今後の検討課題ということでよろしくお願ひしたいと思うんですけど。

○北村商工観光課長 今後の検討課題として検討させていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 じゃ、3点ほどちょっと確認します。

まず、指定管理料はいいんですけど、私、最近ちょっとしょっちゅうお風呂を利用させてもらっているんですけど、券売機の設置とか、それから、あと売店の営業時間とか、それから、あと一番気になっているのは、その週によって違うので、お風呂のガラスが割れているんですよ。地震が来たときに、入浴中にガラスが割れて、ほかにも割れたらもうどうしようもないですけど、特に、割れた部分が飛散して入浴中のお客さんにけがをさせたとき、管理責任は相当重くなると思うので、不法ではないけど不作為にならないようにやっておかないと、ちょっと問題が起きるの

かなということで、その3点についての対応をお願いします。

○北村商工観光課長　　まず、お風呂の券売機についてでございます。

今現在、受付に立って人がやりとりしてお金を支払っているということになりますけれども、人件費の削減や、ただ、一時だけですけれども、券売機の購入費用というのがかかるかとは思いますが。以前からも券売機についてもお話は聞いておりますので、何とかこの辺も課題として検討していきたいと思っております。

また、売店の営業時間についてでございますけれども、売店というのは、多分上の段、夢古道の湯の上の、夢古道の売店のことだと思っております。現在、夕方5時までということになっておりますけれども、人件費のこともありますけれども、ここは工夫もしていただいております。夢古道の湯のほうへ来ていただいて、主に売れている商品をカタログ化というか、パンフレット化はしておるようなんですけれども、この商品を欲しいということであれば、閉店時間であっても取りに行つて、下の夢古道の湯で販売しておるといふようなことを聞いております。

また、お風呂のガラスにつきましては、済みません、まだ私ども報告を受けておりませんでした。早速確認もして対処させてもらいたいと思っております。

○南委員長　　いや、風呂のガラスは随分と以前からですよ。半年やそこらたっています。

○北村商工観光課長　　失礼いたしました。反省させてもらいまして、すぐ対応させてもらうようにします。

○楠委員　　今、回答いただいたんですけど、券売機については、確かに初期投資はお金かかるんですけど、3年とか、5年とか、施設管理の指定の中で計算した場合には、そんなに高いもんじゃないかと思うので、この辺も早急に対応したほうがいいかなと。その分の人件費をうまく施設がわりのほうの、施設のほうに動いてもらうということもあるかと思っております。

あと、営業時間なんですけど、確かに駐車場のあるほう、いわゆるちょうど中間点の売店のところについては、夜はお風呂のほうにも応答しているんですけど、たまたま土日、日曜日だったのかな、多分県外の人だと思うんですけど、ちょうど5時過ぎぐらいに着いて、売店が閉まっています、お風呂に入る予定がないからお風呂に品物があるとはわからないと思うんですけど、その辺は指定管理料の中で、いわゆる営業時間、ウィークデーと土日の関係を含めてバランスよく契約をしておかないと、拘束時間はフルにやっているということは、夜8時まで営業しなきゃいけないということになりますので、やはりその辺もしっかり日割り計算した上で、管理

料を出さなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、特にこの観光シーズンのときには、土日はやはり売店があいていたほうがいいんじゃないかなと。がっかりして帰られる方は、正直言って、次は二度と来ないと思うんですけど。こういうところをもう少し広範な視点から物事を考えて、どれが一番動きやすくて、効果があって、指定管理としてふさわしいのかどうか、もう少しその契約の内容も含めて検討されたほうがいいんじゃないかと思いますけど。

○北村商工観光課長　やはりお客様が、いつ、どのようなニーズがあるかというのも含めて、土日であったり祝日、また季節によっても時間的に変わるかと思えます。そのようなことを含めて、また、夢古道の湯で対応しているというのをわかりやすいようなところで表示させてもらうように、また検討させていただきたいと思えます。

○野田委員　まず、1点ですけれども、今回、平成28年度と29年度の平均ということで、特産品開発業務、情報発信、施設の維持管理・修繕というものを割り出しているんですけれども、この2年間でやったという分はどのような根拠があるのかということと、これについての商工観光課の方は、そこのところへ出向いて実態把握というか、ヒアリング等はされたのかどうか、ちょっとまず第1点をお聞きします。

○北村商工観光課長　済みません。報告につきましては、毎月報告は受けております。ただ、出向いてというところまでは、私ども担当課としてはしておりません。ただ、外に向けて、市外での情報発信という意味での活動のときには行っておりません。

ただ、夢古道の現場でイベントなど行われておるときは、できる限り出席しておるといようなことになっております。

○野田委員　イベントに参加するというのは、それは常識の範囲でわかるんですけれども、これ、こういう指定管理料というのは、僕もつらい部分ですけれども、やはり中に入り込んで実態を把握するということが、要は嫌われ役の部分もあるわけですよ。そこら辺をきちっと中に突っ込んだ形、入り込んだ形って、のぞき込んだ形で現場に出向くということが、毎月やれとは言いませんけれども、やはりそこら辺のやっぱり相手がどのようなことをやっているのかって、ただ報告だけ受けるでは何もチェックにならないというか、そういう感じがまずします。

ですから、平成28年、平成29年度の平均がというのは、こんなやり方でいいのかどうかというも、まず一つの疑問が生じます。今回、こういう形で出ています

ので、これ以上のことは追求しませんけれども、僕だったら行って、嫌われ役になるけれども、いろんなことを聞きながら実態を把握する、それは行政職の職員の一つの行動責任だと思いますが、その点どうですか。

○北村商工観光課長　これからもまた書類だけでなく、確認するようなことを心がけていきたいと思います。

○野田委員　困らせておるわけじゃないんですよ。こういうやり方もあるんじゃないかということをやっぱり検討するべきやということ。

もう一つは、指定管理料の見直しということで、年間約76万かそれぐらいが削減という言葉は、僕は適当かどうかわかりませんが、減ったということですけども、8月6日に政策調整課が報告ある中で、純利益が生じた場合に、一定のルールのもと、市への納付制度を設けるということを課題として言われていたんですが、その点についてはどうですか。

○北村商工観光課長　黒字があったときはということで検討はさせていただきました。ただ、またもう一度、役所内で市長も含めて相談したんですけども、まず、もうかったらもうかっただけ、やはりそこは指定管理料で受けたところにもらってもらったほうがよいんじゃないかと。そのほうが、指定管理料を受けた事業者のほうが前向きにいろいろなお客さんを招くとか、収益が上がるようなことに前向きに取り組んでもらえるんじゃないかというようなことになりまして、今回は一旦、市のほうに、もうかった分の何%を市のほうへということは見送らせていただこうかと考えております。

○野田委員　3年間の指定管理制度ですので、もう3年間すると、それ以上突っ込むことはできませんのであえて言うんですけども、今言ったように、もうけた分は僕はそれを否定するわけじゃないですよ。大事なことです。

であるならば、やはり実態把握じゃないですけども、やっぱり突っ込んだところでやっぱり行政としてやるべきじゃないかということが、また一つ出てくるわけですよ、問題提起として。

やはり、ただ報告を受ける、それはそれでいいでしょうけれども、やっぱり常にそういうときは、僕、こんなことを言うたら嫌われ役になるかもわかりませんが、やっぱりそこまで行かないと、尾鷲の町は育ってこないと思いますわ。一つ、それは余計なことですけども……。

(「前にも同じような(聴取不能)わからんもん」と呼ぶ者あり)

○野田委員　ほいで、次、それはそれとして、一つ気になるのは、これは政策調

整課が言っていたことですけれども、他市町の事例を参考にして一定のルールを設ける、これは先ほどの純利益を生じた場合ですけれども、やはりそこら辺は突っ込んだ形で議論されていますか。

○北村商工観光課長 他市町の状況の条例なども拝見して、検討はさせていただいております。

○野田委員 他市町へのヒアリングはしていますか。

○北村商工観光課長 資料入手のみで、ヒアリングまでは行っておりません。

○野田委員 一つ、資料の提供だけということは、どうかなという気はするわけですよ。やっぱり出向くなり、行った形で何回もやるわけじゃないんですから、そこら辺のやっぱり把握というのは、今後、尾鷲市のためには必要じゃないんかというふうに僕は個人的には思います。

以上です。

○濱中委員 関連かなと思うんですけれども、指定管理先の現在の、これ、次の指定管理がどこになるかというのはこれからの選定になると思うんですけど、これまでの中で、利益といわれる部分、これ、もちろん法人ですから、受けていただいているのが、その法人独自の商行動としてやっている部分がありますよね。その指定管理の中での部分と、この会社の商行為での部分の利益って明確に分けることができますか。

○北村商工観光課長 指定管理の分としまして、公的な役割としまして、繰り返しになっていくかもしれませんけれども、特産品の開発、また情報発信、施設の維持管理ということで指定管理料を出しております。

また、熊野古道おわせが商行動として、例えばになると思うんですけれども、ありがとう風呂とか、そういうこともやられておると思います。そういうことはすみ分けして整理しておると判断しております。

○濱中委員 指定管理制度の中では、指定管理を受けた方が自分ところの法人としての独自の商行為の中での利益ということは認められておりますから、その独自の経費を使って生み出す利益が、果たして市にどれだけ入れてもらえるものなのかということは、利益としての還元を求めることがちょっと難しいのかなというような感想があるんです。

そうではなくて、商行為を行うときの、例えば場所代であるとか、そういった市の経費を使った部分での行動によって得られたものの売り上げ利益という形ではなくて経費として納めるとか、そういったすみ分けが要るのかなという気がするので、

今後の検討の中では、そこら辺の理屈のつくり方、きっちりと商行動である部分と、市の公の指定管理の部分とということがきちんと分けて説明ができるものが必要ではないかなというのが、今聞いておって思ったんですけど、そのあたりのすみ分けを。

○北村商工観光課長 先ほど例に挙げさせてもらいました、ありがとう風呂などは、尾鷲ヒノキを使って尾鷲の夢古道おわせが提供したものとテレビなどでも取り上げられていると思っております。

そのようななかなか線引き、難しいかとは思いますが、そのようなことで情報発信、あ、尾鷲に夢古道おわせというのがあるんやな、夢古道の湯があるんやなというようなのを発信していただくと、一端を担っておると思います。

ただ、今、濱中委員おっしゃられたような、きちっとした線引きというのを、またこれも課題として考えなあかんとは思いますが、なるべく明確化できるように考えていきたいと思っております。

○小川委員 1点だけ教えてください。

その指定管理料、この3年間で800万ぐらい少なくなっておりますけど、これ、どこを削減してこの金額が出てきたんですか。

○北村商工観光課長 主に特産品開発の中の、失礼いたしました、情報発信のほうになります。旅費などが多くあったんですけども、時代の流れもありましてインターネットを活用した形で、現地に赴くのも大切なんですけれども、ウェブなどを使ってもらって情報発信していくのも一つじゃないかということで、今回は旅費の分を削減して情報発信すると、主な部分はそういうことになります。

○三鬼（和）委員 今回、たまたま29年度の決算がございますので、先ほど委員から説明があったように、特産品開発のための材料提供であるとか、情報発信について、旅費についてどういった実績というのを、済みませんが、資料でいただきたいと思う。この予算についても最終日の採決になるので、そういうのをいただきたい。

それと、2点ほど、特産品開発のための材料提供費につきましては、調理室をつくるときに、入って左側かな、特産品開発のための、つくって、当時、事務長かな、夢古道の、浦々の料理とか、そういったようなのをするというのも含めて、梶賀であるとか、須賀利であるとかへ、現地へ行ったということもあるんですけど、むしろ特産品開発のための材料提供は、夢古道の中で、ただサンマの干物を出したとか、たくあんを出したというのの材料費じゃなくて、そういったところに使うべき

じゃないかなと思うので、そういったことをどう精査、今回はし直したの。それと、あの調理室をどう生かすかということも踏まえて、どうなっておるのかということと、もう一つは、先ほど旅費とか、そういうのを減らしてインターネットということがあったんですけど、ホームページなんかも1年に1回か2回書き込みがあるかどうかであって、新聞広告とか、そういうのはあるんですけど、ちょっと今の時代に沿ってないような情報戦略というのか、じゃないかなって。ここは夢古道のみじゃなくて尾鷲市全体の食であるとか、集客に対する情報発信をするというのがスタートしたときの目的であったかなと思うんですけど、そういったのをもう今回精査した中で、こういった予算をつけておるのかどうかというこの2点について、ちょっと御説明ください。

○北村商工観光課長　　まず、調理施設の利活用についてでございます。現在、実績としては、須賀利と須賀利の町の方々が利用されてということにとどまっております。また建設当初の意図を反映するべく、また広く各浦々の方にも使ってもらえるような形で、特産品になるような、きっかけづくりにもなるような形で施設を利用してってもらいたいというふうに、私ども心がけて促していきたいと思っております。

また、ホームページにつきましてでございます。確かになかなか時代の流れということもあるんですけども、新たにいろいろな方に目の触れるよう、興味を持ってもらえるようなホームページにもなるよう促していきたいと、考えていきたいと思っております。

○古戸商工観光課長補佐兼係長　　ホームページについてなんですけれども、ちょっとホームページの書き込みはかなり少ないのは確かなんですけれども、SNS、フェイスブック、インスタグラムでの更新に関しては、そのイベントごとにちゃんと発信されておりますので、そこの辺につきましては報告させていただきます。

○三鬼（和）委員　　いや、夢古道おわせとしての発信はそんなにならないように、個人のフェイスブックであるとか、そういったのは時々見ますけど、夢古道そのものとしてとか、尾鷲全体の発信についても、こういったように指定管理の中に入っておるわけですから、そういったことを含めるとちょっとそんなにやっぱり果たしてくれていないのではないのかなと思います。

特産品開発の材料提供費につきましては、全く仲委員と一緒にあって、同じように、あそこ、調理室をつくったときに、そのような説明がありましたとあって、例えば浦々の方でもグループでもいいですし、それから夢古道の中にそういったグル

ープを募集していただいて、尾鷲の材料を使って新たに開発する。

私では最初るときでは、やっぱり浦々にはこれまでにあった食を後世にも残していくというインパクトのほうが、説明の中でのインパクトのほうが我々としては受け取ったほう、強かったので、そういったものを、例えばサンマ寿司なんかできますよというんじゃないしに、同じように、前にも新聞かマスコミでも取り上げられたように、サンマ寿司でも背割りなんか腹割りなんかということも含めて、尾鷲の地区によっても南牟婁郡のほうと熊野寄りのほうであるによって作り方が違うとか、酢の使い方が違うとかってありますよって、むしろそういったものにこの材料費を使うべきであって、言うたら、夢古道全体の経費を削減するようなやり方じゃないしに、そういったことに方向転換をしていただかないと、売り上げ頑張ってもらったらいんじゃないかというように議論せざるを得ないのですけど。

それと、やっぱり戦略的にやっぱりインターネット、ウェブの時代ですので、これはもう少し夢古道おわせさん、熊野古道おわせさんなんですけど、やっぱり尾鷲全体の情報発信を観光物産協会だとか商工会議所と一緒にやっていただくというの……。個人ですけど、おととさんなんかは船が入りました、新しい刺身が食べられますってその都度やっておるわけじゃない。それによってかなり集客につながっておると思うんです、時代的に。

じゃ、夢古道おわせがそれをやっているかったら、やっていないと私は思うので、その辺やっぱりここ何年ってやってきたんですから、やっぱりこれからも売り上げも伸ばしていくという、特に食のほうの、バイキングのほうの売り上げも保っていくというか、下がった分を盛り上げていくという部分では、ちょっとてこ入れの指示をしなくちゃいけないのではないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○北村商工観光課長 調理室に関しましては、せっかくある、できたものでございます。各浦々の方々、また、この市街地の中の方々にも利用してもらえそうな形で、私らも促していくような形で連絡を取り合いたいとは思っております。コミュニティーセンターなどにも働きかけを行っていきたいと思っております。

また、戦略的なウェブの取り込みということで、この施設、夢古道おわせ自体ができたのが、尾鷲に集客をしてもらうためにできた施設であると私も思っております。そのためには、どのように興味を持ってもらって、それをどう外へ発信していくかというのも、ウェブにつきましては、また日々進んでおりますけれども、詳しい方にも相談しながら対応させてもらいたいと思います。

○三鬼（和）委員 ぜひ特産品開発の材料費、提供費というのは、その費用も使

えるような形の指導をしていただきたいと思いますのと、このように情報発信業務だけで190万、市なんか本当に旅費なんかも節約したりとか、いろいろしよる中で、尾鷲全体のアピールをしてもらうということで、行政よりか多いぐらいのこういった情報発信費用をつけておるわけですから、やっぱりその辺は、それが生きるようなというのは、行政ができない分だけ柔軟性を持ってここでやっていただくというのは、特に課長なんかもその辺はチェックしに出向いてほしいなと思うんです。チェックしておってほしいなと思うんですけど、そういったことも含めてどうですか。

- 北村商工観光課長　　夢古道おわせの動きにつきましても、確認するというようなことでやっていきたいと思います。また、費用につきましても、有効な使い方も日々考えていきたいと思います。
- 高村委員　　委員の言われておることと重なるんですけど、情報の発信ということで、やっぱり私からもやっていないように思うんですよ。前の野地課長のときは、調理場をつくる時、輪内のおばさん方に料理を開発してもらったり、新しい料理とか、その地の料理を発信してもらうようにと言うたけど、本当にやっています。何も聞こえてこんのやけどね。物すごく発信をようけしてもらったら、年間920万から30万出してもいいと思うんやけど、本来、民間やったら、あんだけの建物を提供したら、反対に家賃を払うんですよ。それぐらいやってもらって、これぐらい払わなあかんという考えもできますけどね。もうちょっと尻を叩いて、尾鷲のために発信をしていただくようお願いしたいと思います。どう思います。
- 北村商工観光課長　　せっかくの施設であります。確かに情報発信、必要だと思っておりますので、どのような情報発信が有効的なのかというようなことも含めて、またその施設の有効利用につきましても、繰り返しになりますけれども、浦々、コミュニティーセンターの方々にも協力していただきながら有効的な利活用を図って、それができ上がって、いいものができて、それを外向けに発信して、尾鷲に市外の方からお客さんが来ていただくというようなことを考えていきたいと思います。
- 高村委員　　現在、調理場を利用ですが、どのようにやっています。
- 北村商工観光課長　　日々のランチバイキング以外では、須賀利の方に利用していただいたのみでございます。
- 奥田委員　　先ほど野田委員の質問の中にもあったんですけど、利益を出したら返すって話が8月の委員会の中であって、僕はちょっとそれはおかしいんじゃないかと、株式会社が利益を出して返すというのはどうかなという、それはもうやめたという話なんで、そのほうがいいかなと僕は思うんですけど。

それで、野田委員の言われたこと、僕は重なるんですけど、それだったら、特産品開発とか情報発信を、この28年度、29年度実績の平均、それから維持管理もこの29年度実績ということをもとにそのまま、1,200万を年間930万かな、270万ぐらい下がるというのは、今のところ限度額ですけどね。入札したらどうなるかわかりませんが、とりあえず限度額として270万下がると。

このことについては評価しますが、ただ、利益を出したらもう返さんでええということにするのであれば、もっと僕は精査して、この実績の中でも、本当に野田委員言われたように、精査したら多分減らせる部分というのはあるんじゃないかなと思うんですよね。もっとシビアに精査して、こっだけ減らしますよと、実績よりまださらにこっだけ……。

だって2億5,000万、一般会計減らさなあかんのでしょうか、来年度予算で。そんだけの一般会計努力するのであるんですから、当然、補助金なんかも、やっぱり相手方に対してもその努力はしてくださいという意味でも、もうちょっと精査してやってほしいなど。

だから、予算編成のときは、もうちょっと精査してほしいなど思うんですけど、それはいかがですか。

○北村商工観光課長　　まずは、28年度と29年度とを平均とさせていただいたところでございます。奥田委員言われたように、限度額ではありますので、実際、札入れの際、どういう額になるかがあるとは思いますが、またこの31年度以降に向けて、有効的なお金の使い方というの、また私ら仕様のほうにも含めて検討させていただきたいと思います。

○奥田委員　　ぜひそのようにしてくださいよ。皆さんの意見を聞いておると、やっぱり特産品開発にしても、情報発信にしても、ちょっと見えないところが、中身がちょっと見えないところがあるものですから、もうちょっと見える形にしてほしいな。そういう意味で、やっぱりいつもいつも問題になりますけど、中身、ちゃんと出してよという話とか、指定管理料が多いんじゃないかって話がいつも出るものですから。それ、まだ、これ……。

それと、決算のときに、以前、三鬼孝之議長が委員長のときに、予算の委員長のときに、予算決算の、今度、夢古道の決算書を出してよという話をしていたと思うんですけど、そうですね、そのとき、野地課長が、あ、次は出しますって話をしていたと思うんですが、決算のときは出してもらえるんですよね、決算書は。

○北村商工観光課長　　また、独立した企業のことですが、この指定管理料を受け

ている企業でもあると思います。また委員長とも相談させていただいて。

せんだって8月のときの委員会の資料のときにも、大まかではございますけれども、夢古道おわせの全体的な決算書もいただいております。また委員長と御相談させていただいてよろしいでしょうか。

○南委員長 うん。資料につきましては、三鬼和昭委員さんからも旅費の明細等の要求がございましたので、できるだけわかりやすい資料を提示してもらうようにさせていただきます。

○奥田委員 ぜひその辺詳細な、できるだけ詳細な資料を出して、決算のときに出していただきたいと思います。

それから、もう一点だけ、僕、資料1のところでもう一点だけ確認したいんですけど、尾鷲観光物産協会の補助金の件なんですけど、先ほど課長の説明の中に、最後、適正な運用を今後指導していきますという話がありましたよね。適正じゃなかった運用というのがあったんですか。

○北村商工観光課長 29年度決算のときに時間をかけて見ました、文字のずれとか、誤字脱字とかも含めまして。あと、旅費の考え方、尾鷲市の旅費条例に準ずるという形で観光物産協会も旅費を出しております。

その考え方で、一つは、特別な切符を使って、最終的には、商品券もついた切符を買われていたんですけども、それがお得やというようなのが出ておるんですが、それは市の旅費規定に準ずると多く出し過ぎたということがありましたので、それは返還してもらったと。反対に、政令指定都市などに行ったときは加算のところがあるんですが、加算されていなかったのが追加があったというようなことがございました。

以上でございます。

○奥田委員 じゃ、その旅費の支払いのところだけちょっと問題があったという程度なんですか。じゃ、そこはもうきちっと多く支払われた分、少なかった分、ちよっときちっと運用してほしいと思うんですけど。

それで、何か27年ですか、3年前にもちよっと領収書が問題になったという話がありましたけど、それについては何か8月の理事会で単なる仕分けミスだったと、会計上の、という話なんだけど、そういうふうなんですよね。

○北村商工観光課長 仕分け誤りであったというふうに観光物産協会から報告を受けております。

○奥田委員 じゃ、単なるそんな仕分けミスということで、じゃ、大きな方法的

に問題があるとか、そういうことは一切なかったんですよね。それならそれでいいんですけど、何か大げさに騒いでいたので、あれは何だったんだという人がおるもんで。じゃ、単なる仕分けミスだったということで、それならそれできちっと新体制になったんなら、理事長が記者会見するなりしてほしいなと僕は思うんですけど。

新体制になってどうなんですか、尾鷲観光物産協会、まだ理事長も全部かわったということですけど。単なる仕分けミスでそんだけ変わるんかなって感じはしますけどね。ちょっと何で……。職員も1人の方がやめただけでしょう。女子の職員の方も引き続き業務されているって聞いていますけど、どうなんですか、新体制になって。

○北村商工観光課長 済みません。独立した共同組合のことになるんですけども、やめられた方も何人かいらっしゃいます。ただ、採用もされてというような、試験も受けてというようなことにもなっております。

○奥田委員 いや、女子職……。1人やめただけでしょう。あれ、女子職員の方ってそのままじゃないの。僕の聞き間違いですか。

○北村商工観光課長 個人さんのことになるので、どこまでというのもあると思うんですけども、一旦、4月末でやめられた方もいらっしゃいます、女子職員の方。採用試験がありまして、またそこでもやめられた方もいらっしゃいまして、また採用もされておるといような方しております。

3月末時点での顔ぶれを見ますと、事務局長がかわられております。正職員の方もかわられておるといような形になっております。

○奥田委員 だから、その6月の理事会の前と比較したら、男子職員の方1人だけやめただけですよということ、僕、確認しておるんですけど。そうじゃないんですか。

○北村商工観光課長 6月の理事会ということになると、男子職員の方はやめられております。また、女子職員の方は新たに試験を受けられて、6月の時点では、かわりにいらっしゃいました。またその方たち、やめられておりますので、また9月1日から新たに職員が採用されておるといような形になっております。

○奥田委員 その前とか比較して、女子職員の方はかわったのかかわっていないのかって言っているんですから、ちょっとはっきり言うてください。じゃないと、僕らも観光物産協会とは、執行部も密接な関係じゃないですか。そういう曖昧な表現……。皆さん、気にしているわけですよ、どうなった。変わっていないなら変わっていないでいいじゃないですか。なぜそれが言えないんですか。言ったらだめな

んです。

○北村商工観光課長 済みません。個人のことになりますと思ったので、そこまでは思ったんですけど、比較して同一人物かという意味からすると、同一人物の方が9月1日からいらっしゃいます。また、パートの方がプラスで働かれておる状況です。

○南委員長 奥田委員、まあ最後に。

○奥田委員 だから、そうやって言ってくれたらいい、同一人物ですって言うてくれたらいいので、同一にね。皆さん、気にしているもんで聞いただけの話で。僕は別に観光物産協会にしのごの言うつもりはないので、そんなさっきの仕分けミスとか旅費のことを言われていましたけど、そういうことはあるから、その辺の運用をきちっとしてもらおうということ、指導してもらったらいい話で。

やっぱり非常に観光振興ということを考えたら、非常に重要なところですからね。そういうところをきちっと、やっぱり商工観光課としても密接な関係を築いていただいて、しっかりやっていただいたら僕はええと思うので、ぜひその辺をよろしくお願いします。

○内山委員 情報発信の件について、委員の皆様方の御意見、ごもっともだと思わうんですけど、国体という言葉が出てきませんでしたので、ぜひ教育委員会と連携していただいて、総合交流施設ということで、ぜひ発信をお願いしたいと思います。

○北村商工観光課長 尾鷲市にとっても国体、重要なことだと思っております。ヒントをいただいたと思いますので、また夢古道おわせにもその情報発信、尾鷲で行われる国体なども含めて、いろいろな総合的に情報発信ができるように取り組んでまいりたいと思います。

○上岡副委員長 この情報発信とか特産品開発業務についてなんですけれども、尾鷲の各企業さんでも団体さんでも、この特産品というのは開発されていると思います。尾鷲市からも頼まれている、頼んでいるところもあると思います。ほかに、この情報発信についても、観光物産協会であるとか尾鷲市の業者さんでも尾鷲市の情報発信をされていると思います。

以前から思っていたことなんですけれども、これ、魅力発信担当、今回、4月から活躍していただいています。この尾鷲市トータルでこれから考えていかないと、個々にやっていないよ、どうよというよりも、トータルでやっていくような形を考えていただきたいと思いますので、ぜひちょっと魅力発信担当、頑張ってくださいと思います。

○芝山商工観光課参事　先ほどからいろいろ情報発信について御指摘をいただいておりますように、先ほど上岡委員さんのお話にもありましたように、尾鷲市としてどのようにして発信していくかというのを今、くみ上げている、つくり上げているところでございます。

具体的なお話は、また機会を見てさせていただきたいと思うんですけれども、今、平成14年度からずっとホームページが中心になって、一方向の情報発信というのが完全にもう次の世代に入ってきておって、双方向というところに来ておりますので、そういったところでの、先ほどから出ている戦略的なというのが、どういうところにくみ上げていくべきなのかというところを、今ちょっと改めていろいろ知識を持っている方にもお話をお聞きしながらつくらせていただいているところでございます。

その際には、市内全体というのを当然視野に入れた形で考えたいと思いますので、またいろいろと御相談をさせていただきたいと思います。

○上岡副委員長　尾鷲市の財政状況もかなり厳しい状態なので、もうちょっとスピードアップして作戦を練っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○三鬼（和）委員　確認なんですけど、先ほど課長、奥田委員とのやりとりの中で、平成31年度から33年度までの指定管理料の債務負担行為、上限額2,794万8,000円と言いましたけど、これって入札じゃないんでしょう。これ以下になるということない……。プレゼンの中でこの金額より下げてきて提案するところがあつたら、それも審査要項になるんですかって、ちょっとその辺があれなんですけど。

○北村商工観光課長　限度額ですので、この債務負担行為補正をお認めいただいた際には、プロポーザルにて事業者提案していただく予定になっております。その際にも、金額も含めた提案をしていただく予定で考えております。

○南委員長　他にございませんか。それでは、ないようですので、報告事項のほうを受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○加藤市長　担当から報告をさせていただく前に、私のほうから1件御報告させていただきたいと。

せんだってから皆様方に御報告させていただきながら、いろんな御意見も頂戴した、例の海洋深層水のLDビバレッジとの件でございます。

このLDビバレッジ、要は深層水事業が休止しているというところから、本市と

しては、事業再開を求めるために8月7日付で、要するに要望書を提出したと。その内容を、回答期限を8月31日までお願いしたいということで要望書を出したところ、実を言いますと、8月30日にLDビバレッジの笹井社長、竹の笹に井戸の井、笹井社長が8月30日に市役所のほうにお越しになりまして、お話し合いをさせていただいたと。その内容につきまして御報告させていただきたいと思っております。

今回、出席者は、この前、笹井社長と、先般、私がお伺いしたときの取締役の総務本部長お二人が来られて、本市としましては、私と商工観光課長、それに海洋深層水担当の係長5名で一応お話をさせていただきました。

向こうの出方がどうかよくわかんないんですけれども、向こうとしては、あくまでも当初の話については、要は海洋深層水がこういう形になっているので、別の形で、要するに尾鷲市に社会貢献をしたいという最初の申し出があったんですけれども、その中で、私としましては、これは違うでしょうと、まず我々尾鷲市としては、深層水事業をどう継続していくかというのを、これについて、要するにお答えを頂戴したいというような話で持っていったところ、いろいろと前にもお話ししましたように、事業継続がどうのこうの、いろんな話もありました。

けれども、要するに向こうとしては、修繕費が非常に高価になっているので非常に大変だというようなお話があったんですけれども、一応、我々としても、深層水事業というのは大きなウエイトを占めているLDビバレッジが、もしこういうことになっては大変なことになると、だから継続していただきたいという繰り返し、繰り返しの内容で行ったんですけれども。

修繕費については、結論として、費用、そういったものを再精査し直しますと。見直すことで、何とかならないかということを考えますという結論をいただきました。要は精査するということですから、右に行くのか左に行くのかわかんないんですけれども、その辺のところ、とりあえずのところ、修繕費についての費用も含めて再精査して、お答えを出しますという結論から言ったら、こういう話なんです。いろいろとそういう皆さん方から、議員の皆さん方からいろんな御指摘もあったり、いろんなことありましたけれども、そういう話もやりましたけれども。

とりあえず尾鷲市としては、事業を継続ということを徹底的に訴えました。それをもって、一応、我々としてはそれをお願いというか、要請しながら向こうの答えを待つという、そういう状況でございます。

8月30日ですので、回答を待つというのは、私自身は大体1カ月ぐらいかなと

というようなことで、今回は、私どもも議会等々の話もありましたので、とりあえず一応、今月末まで一応待とうかと、待つて返事がなければ、こちらから動こうかと、そういう状況にあります。

簡単ですけれども、こういう内容で今進めておりますので、御報告させていただきたいと思っております。

○南委員長　　ただいまの報告について……。

○高村委員　　答えを出すという期日、向こうから言ってこなかったんですか、いつまでに出すという期日。いつまでに回答をするという期日を言ってこなかったのか、決めなかったのか。大体月末まで待つてみるというんじゃないしに、この日までに回答下さいよという約束事をしなかったのかということをお願いしたいんですけど。

○加藤市長　　これからですよ。交渉事というのは、私自身はやはりある程度の議論を煮詰めながら交渉していかなきゃなんないと思っておりますので、とりあえず笹井社長と会ったのは第1回目でございますので、ある程度の期間を置いて、それは1カ月なら1カ月という期間をおいて、その回答がどういう回答になって返ってくるのか、その回答に対して、我々はどういう返答をするのか、これの繰り返しじゃないかなど。

ただ、はっきり申しまして、本市の考え方は、LDビバレッジの深層水事業を継続するという、これ1点に絞っていますから。

○高村委員　　私は思うのね、やっぱり向こうの立場やったら、ずるずるずるずるしたいんですわ。やっぱり尾鷲市の立場としては、早目に回転するように進行してほしいので、やっぱり決める必要があったんじゃないかと思うんですけどね。いつまでにちゃんと回答を下さいねという、締め切りの時期を決めなあかんと思います。

○加藤市長　　委員おっしゃるように、早くやっぱりこの辺の方向性はきちんと決めなきゃなんないと思っておりますんですけども、まず第1回目の、要するに協議に入りましたので、1回目だけはあれしたと。2回目は、9月の末に来たときにどういう返答をして、それを、回数をふやすんなり、おっしゃるように、期限はやっぱり決めなきゃなんない。いつから再開するのかと。再開できない場合にはどうすんのかというような、これは次のステップで、私自身はやっていこうかと思っております。

○三鬼（和）委員　　市として海洋深層水事業をやっていくということで、市長の対応については評価したいと思うんですけど、前回、これの説明があったときに、課長からでしたか、仲委員の質問に対して法的なことも含めて対応していくという、

顧問弁護士に相談した旨のことがあったという経緯を踏まえて、市長としては、やはり本市とすれば、製品としては海洋深層水飲料水にはここ1件しかないわけですから、尾鷲、この最初の顧問弁護士に相談したことも含めて、そういった体制、対応は貫くという受け取り方でいいんですか。

○加藤市長　ただ、まっしぐらにずっと突っ走るだけじゃなしに、いろんなことを想定しながら考えてみる。ですから、その場合について、一応はジャブは飛ばしていますよ。はっきりと言っています。例えば私は首長としての立場では、要するに海洋深層水というのはスクラップできないと。そういった中で、赤字でも事業をやめることを、やるとなると、赤字であったから事業をやめるということになると、国や県からの補助金を返さなければならない。尾鷲市には、そういう財政的な余裕はないとか、要は、もう一つは、この前の専用の分水管の話についても、はっきり申し上げております。

ただ、向こうは、それに対してどう法的な措置どうのこうのというのは、やっぱり向こうは向こうなりに考えています。我々は我々なりに考えていると。あくまでもやっぱり、そこまではまず、そこまでのことはまず想定しながらでも、やはり私としては海洋深層水の継続事業と、事業を継続させるということがまず第一であって、それが頓挫したときにどういう対応をしてやるかというのは、全部やっぱりその辺のところは含みは持っておりますし、弁護士ともいろいろ相談しています。

ただ、法的論争になりますと、お互いに不利な面というのはあると思います。この前、ある議員がおっしゃっていましたが、要するに向こうにだって、やっぱりいろんな痛みというのはありますから、IR活動の問題とか、いろんな問題はあると思うんですね。そういうことからして、要するにまず今のところは、穏便にうまくつなげながら事業を継続していただくということの考え方で、交渉は進めたいと思っております。

○三鬼（和）委員　ぜひ名柄のあの開発につきましては、海洋深層水は派生としたインキュベーション事業であるということからスタートしておりますし、そのイメージで戦略的にも尾鷲市としては、海洋深層水をつなげてきたということがありますので、熊野古道水なる水の、普通の水のミネラルの、あれはよく売れておるみたいですけど、やっぱり海洋深層水のあそこは工場であるということ、大きなインパクトというのか、室戸なんかも視察したときに、取水場の近くにかなり関連事業所がありましたので、尾鷲市の場合は、あそこ古江小学校を利用した、しお学舎の2件しかないわけですので、ぜひ粘り強い交渉対応というのか、お願いしたいなど

思います。

- 加藤市長　あくまでも海洋深層水なんです。熊野古道水というのは別の話です。我々としては、海洋深層水事業に対してどうやっぱり継続していくかということの交渉事だと思う。

はっきり言って、今の現在の中では、熊野古道水についてのいろんな話は持っていくの、私は本末転倒していると思います。まずは、やっぱり海洋深層水事業をどうやっぱり発展させというか、継続させていくのかというの、まずここにやっぱり力点を置きたいと思っております。

- 南委員長　他にございませんか。小川委員。

（「いや、違うんです」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　いや、海洋深層水について。

- 小川委員　今、担当課のほうでは検討されておると思うんですけど、前からも言っているんですけど、海洋深層水の値上げということで、それ、いつごろから幾らぐらい上げるのかという、それをちょっと聞かせていただきたいし、あと、今、許可証というのがあると思うんですけど、その許可証はどういうふうになっているのか、その2点。

- 北村商工観光課長　まず、海洋深層水の利用率についてでございます。

やはり収入もふやしていきたいと。量もふやすことながら、金額もふやしていかなければということも考えております。今のところ、担当としましては、次年度、平成31年度4月ぐらいには値上げをしたいというふうなことで検討しておるところでございます。

また、金額につきましては、まだ検討中でございますので、まだ具体的には、今のところ申し上げられない状況です。今よりは当然高くなりますけれども、幾らぐらいまでというのまでは、今のところ、精査しておるところでございます。

- 小川委員　海洋深層水、その値段を値上げすると言いましたけど、その上げるときに海水をまきながら、乗用車で迷惑をかかっているところも結構あるものですから、値上げする条件として、真水、コインで100円で5分なら5分、水をかけられます。そういうのをつけたほうが、それ、上げるかわりにそれをやります、そういうのもやっていったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

それともう一点。許可証のことは答えていなかったですね。

- 北村商工観光課長　値上げだけでなく、値上げした理由などとか、使ってよかったな、お、値上げしたけどよかったなというようなことも踏まえて、考えさせて

いただきたいと思います。

また、許可証につきましては、今のところ、紙を発行して運転のところ、トラックなどとか、個人で来られた方、持って許可証を提示していただくというような形をとっております。

○小川委員　　そこで前も言って、ちょっと提案なんですけど、許可証のかわりにまたステッカー、宣伝できるような、情報発信というのもありますので、トラックなんか張ってもらったら、ステッカーを、全国無料で宣伝してもらえますので、そういうステッカーも考えたほうがいいんじゃないかと思いますが。

○北村商工観光課長　　許可証につきましては、コインを買われて時間外で取水されている方もいらっしゃいます。ただの情報発信、トラックに張ってもらって尾鷲の深層水をPRしていただくのは、重要なアイテムやと思っておりますので、今ある尾鷲海洋深層水のシールとは別に、大きなのとか、そういうのも含めてPRを考えさせていただきたいと思います。

○小川委員　　その情報発信という部分で、海洋深層水だけじゃなしに、尾鷲のいろんなこと、こんなことやっていますよというそれを載せたやつを許可証にするとか、また考えていただきたいと思います。

○北村商工観光課長　　検討させていただきます。

○南委員長　　海洋深層水の事業継続につきましては、8月30日、LDビバレッジの社長が市長室にみえたということで、一応ある程度の明かりが見えてきたのかなというような思いがするんですけども、できるだけもう、事業停止になってから約10カ月にたとうとしておるということで、幾ら何でも修繕に幾らかかるんやということは、当然もうわかってみえると思うんですね。

そういった意味では、年内中の事業継続の決着を見出させていただくよう、市長には最大の努力をしていただきたいと思うし、それと、前回もお話しさせていただきましたように、当然、議長との相談の上で、いつまでもみえないようなかったら、委員会のほうへ社長、代表社長に来ていただいて、やっぱり事情を聴取するのも一つの手段ではないのかなという考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それについて市長、何かありますか。

○加藤市長　　全力をもっていかにして早く再開するか、私はこれしかないと思っておりますので。逆に再開できなかつたらどうするのか、どうのこうのというのは、今は考えておりません。ただ、不安は持っておりますけれども。まずやっぱりこれ

の再開ということ、私は向こうのトップと交渉しながら進めていきたいと、このように思っておりますので。

○南委員長 ぜひともお願いします。

それでは、次の報告事項をお願いいたします。

○北村商工観光課長 では、続きまして、資料をもとに報告を続けさせていただきます。

まず、秋の催し物3事業につきまして、続けて御報告させていただきます。

資料3ページをごらんください。通知させていただきます。

○南委員長 お願いします。

○北村商工観光課長 みえ尾鷲海洋深層水、深層水フェスタ2018です。場所につきましては、古江町のアクアステーションで行わせていただきます。趣旨としましては、多くの人にアクアステーションに足を運んでいただいて、深層水に親しんでいただくと。また、海洋深層水の普及を図ることを目的に深層水フェスタ2018を開催いたします。内容につきましては、タッチプールでの魚つかみどり、深層水コーヒー、深層水当てクイズなどなどがございます。

続きまして、4ページに移らせていただきます。

第33回全国尾鷲節コンクールについてでございます。開催日、11月11日曜日でございます。場所は、尾鷲市民文化会館でございます。内容につきましては、昨年度との変更点、中段でございますけれども、今年度からは、一般の部を総合の部に変更いたしまして、総合の部の優勝者が尾鷲節の歌い手、今年度の日本一とすることになっております。また、今年度からは、年齢関係なく総合の部については応募をしていただけるようになりました。出場者の応募につきましては、今年9月28日金曜日となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

第15回おわせ海・山ツデーウォークについてでございます。開催日につきましては、11月17日、18日の2日間でございます。出発場所としましては、こしも熊野古道センターを出発とさせていただきます。趣旨としましては、世界遺産を中心としたウォーキングのまち尾鷲を全国にPRするということでございます。

また、昨年度との変更点としましては、平成33年度には、三重とわか国体が開催されます。尾鷲では、デモンストレーションとしまして、競技としてウォーキングがございます。今まで6コース、1日3コースずつ熊野古道に関連したコース

を設けておりましたが、1コース、まちなか熊野街道コースとして文化財などをメーンに歩いていただくというようなものを設けさせていただいております。

以上、秋の催し物3事業についての報告でございます。

○南委員長 引き続き。

○北村商工観光課長 それでは、6ページ、おわせ観光大使についてでございます。

おわせ観光大使、6月に更新をさせていただきまして、今現在、尾鷲市の観光大使、漫画家のあなしんさん、書道家の川西美智さん、モデルの七野李冴さん、フランス菓子職人の島田進さん、料理研究家の宮内祥子さん、ゆるキャラのヤーヤにゃんでございます。

なお、尾鷲義人さんは、芸能界引退されたため、任期を終了いたしております。

また、この中でも、観光大使の近況としまして、漫画家のあなしんさんが、連載中の「春待つ僕ら」というものがございます。そちらを原作に、主演が土屋太鳳さんで映画化されまして、この冬12月14日より全国ロードショーとなっております。

また、川西美智さんにつきましては、平成29年に、日展に9回目の入選をされております。また、せんだって企画展「ふるさと尾鷲熊野古道 川西美智書作展」を開催されておったり、日展で入選された「磯菜つむ」を本市に寄贈していただく予定になっております。

島田進さんにつきましては、ことし5月、日本洋菓子協会連合会会長に就任されておるといような近況でございます。

以上でございます。

○南委員長 この7のほうは。続けて。

○芝山商工観光課参事 それでは、資料7の、おわせ魅力発信業務について御説明をさせていただきます。

魅力発信は、あらゆる分野に垣根をなく取り組んでいくというものでございまして、現在、御報告できる内容といたしましては、観光振興と物産振興でそれぞれさせていただきたいと思っております。

まず、観光振興につきましては2点ございます。ただいま大阪の梅田市の中心地、阪急百貨店の横に隣接しております阪急グランドビルの30階にあります阪急交通社におきまして、尾鷲市観光PR展を開催させていただいております。期間は9月1日から30日までの1カ月間を予定しております。内容といたしましては、尾鷲

市の観光パンフレットやポスター、ふるさと納税のパンフレットを中心に、スペースが広いものですから、東紀州の各市町、三重県観光PRのチラシなども同時に設置をしているものでございます。ただし、内容につきましては、尾鷲市を中心に展開しているというものでございます。

来場者数は、カウンターでの一般来場者は1日約200人ということで、月間6,000人の方が訪れるスペースであるというところでございます。

また、7ページの一番下でございますが、阪急交通社では、たびコト塾というセミナー事業を開催していらっしゃいます。このときは9月8日土曜日午後から、三重県が主催いたしまして、写真家の山本まりこさんという方が熊野古道セミナーを開催されておりました。ほぼ90人満席の状態で、キャンセル待ちも30人ほどあったということでございます。

今後、この阪急交通社様とのネットワークをつくらせていただきながら、観光PR展からまずは開催をさせていただき、今後、こういう、たびコト塾に、例えば尾鷲の魚であったりとか、浦々の魅力というようなものをテーマにした講座をこちらの方から提案をさせていただいて、あわせて現地へのツアーなどの造成まで何とか持っていけないかなというところを、いろいろ担当の皆様と相談をさせていただきたいというふうに考えております。

また、次のページでは、鳥羽の一番街で尾鷲市と熊野市の合同観光PRブースを設置しております。これは写真の一番左上でございますけれども、近鉄鳥羽駅の真ん前にある鳥羽一番街という商業ビルでございます。ここの2階になりますが、7月12日から展示をさせていただいております。期間は当面の間ということで、次のレンタルが入るまではずっと置いていただいてもいいですよというようなことをさせていただいております。熊野市との合同で市とブースをお借り、これは無料になりますが、無料で設置をさせていただいているというものでございます。こちらのほうの来場者数は年間80万人、1日約2,000人ということでございます。

また、下でございますけれども、同時に、同じ2階のフロアで東紀州産業活性化事業推進協議会、これは東紀州振興公社が事務局をする東紀州振興公社の事業でございますが、テストマーケティング事業というのが同時に開催をされておまして、今、鳥羽の一番街の2階ブースでは、東紀州への引き込みというものをやっているところでございますので、熊野、尾鷲につきましても、鳥羽からの距離1時間で、車で1時間で来られますというような、まずは尾鷲を知っていただくというようなところをテーマにした無料の展示会を今2カ所でさせていただいているところでござ

ざいます。

続きまして、9ページでございます。

次に、物産振興についてでございますが、今2カ所の、具体的には、2カ所のところといろいろなマッチングをさせていただいております。

まず、1点目は、阪急オアシス様でございます。大阪市、大阪府を中心に関西圏に約80店舗を有する大手のスーパーということでございまして、その阪急オアシスのほうに尾鷲の商品や特産品、主に水産加工物になりますが、紹介をさせていただきながら、食品バイヤーさんに流通の条件、阪急オアシスに流通していくための条件とか、あとは、オアシスにお越しになるお客様のニーズ、最近のニーズはどのようなニーズになっているかというようなところを聞き取りながら、市内の業者の皆様方とマッチングをさせていただいて、取引につなげられるような売り方や商品改良のアドバイスなどを、今いただいているところでございます。こちらにつきましても、オアシスのバイヤーさんにも何回か尾鷲のほうにお越しいただきまして、直接指導をいただいているというところでございます。

次に、株式会社ファミリーネットワークシステムズ、こちらは大阪を拠点に、簡単でおいしく健康的な旬の手づくり冷凍食品の個人向けの宅配事業やカタログ販売、インターネット販売等を手がけている業者でございます。累計販売実績100万食を突破しておりまして、2016年の食材宅配ランキング宅食サービス編で全国2位という評価を得ているところでございます。インターネット上では、わんまいる、平仮名でわんまいるという屋号で宅配やネット通販を展開している事業所でございます。

こちらには、出口と直結した取り組みといたしまして、まずは冷凍を中心に展開している事業者なものですから、冷凍の事業所を紹介させていただきながら、そこでの生産量、ロット数に応じまして、カタログ販売が適しているか、インターネット販売が適しているかなどを流通の形態をそれぞれのお店ごとに、今、商談を進めているというところでございます。

いずれにいたしましても、市内の業者さんとのマッチングというところと、それから、それぞれの流通させるための条件というのがかなり厳しくございますので、そういう多々の条件をクリアできるような業者さんとの取引につながるかどうかというところを一緒に相談をさせていただいているというところでございます。

ただ、こういうところに展開できるように、今商工会議所とも、担当の方と一緒に行動させていただきながら、業者のところを回って支援できることというものを

探っているというところでございます。

それが、次の検討体制づくりというところでございますが、我々だけが、こういう情報や条件を持つのではなく、これをいかに商工会議所、観光物産協会の事務局、それからそれぞれの事業者様にお伝えしていくか、マッチングをさせていくかというようなところを協議できる場といたしまして、今3者で連携して打ち合わせ等を進めているところでございます。

今後は、予定といたしましては、物産振興における事業所へのアプローチや事業所のニーズというものを聞き取って行って、商品展開につなげられるかどうか打ち合わせをする、または法律に対応して行って、食品表示の改正などもありますので、そういったことであつたり、流通させるためには、少なくとも金属探知機等でのチェックが必要というのが最低条件になってきますので、そういったことへの対応などもさせていただきたいと思っています。

また、観光振興の面では、ツアー造成の際に受け皿になっていただけるような事業所の参加希望などもあわせて行っていきたいというふうに思っております。

このような形で、物産振興、観光振興の側面から、まずは尾鷲を知っていただいといるところの条件であつたりとかについて、取り組みをさせていただいているところでございます。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が各種イベント等についての報告を受けましたが、特に、ただいまの報告で何か御指摘なり、御意見のある方は、御発言をお願いいたしたいと思えます。

○楠委員 先ほど、最後の魅力発信業務についての検討体制づくりなんですけど、いろいろ事業者の方とか、それから協会等、やられているんですけど、現実には、人の力って結構必要だと思うんですけど、動けますかね、この観光物産協会は現実、今いろいろ業務多忙で大変なところじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですかね。

○芝山商工観光課参事 確かに観光物産協会にしても、商工会議所にしても、もちろんこれは我々商工観光課のスタッフにしても、ルーチンのいろいろな業務がある中で進めていかなければならないものですから、特にこの夏場が過ぎるまではなかなかこういう場がくれなかったのも事実でございます。

ただ、この事業につきましては、事務局を通していち早く、早く事業者の皆様方でこういう事業に参加するかしないかというようなところをそれぞれの事業者様の

判断をいただくためにも、何とでもちょっとスピードを上げて取り組んでいきたいというふうに思っております。実は、まだ取り組み自体はこの3者の協議自体は9月10日に1回目をやったばかりでございます。8月まではとてもやっぱり、我々のこういう条件も探したりするのも時間もかかりましたし、なかなか双方が時間をとれなかったのも事実なんでございますが、9月10日を皮切りに、少なくとも月1回、2回ぐらいのペースでは何とか進めていきたいなというふうに思っています。

○楠委員 皆さんが一生懸命頑張っているいろいろな開拓するというのは、これは、販路を開拓するというのは大切なことなので、どんどん取り組んでほしいと思うんですけど、私、以前からちょっと気になっていたのが、議員になる前からちょっと気になっていたんですけど、観光と物産が組合をつくったのも当時のいきさつは詳しくわかりませんが、観光と物産を何で一緒にしてしまったのかなど。この周辺を見ても、観光は観光で一生懸命取り組んでいるし、物産は物産でやはり取り組んでいるので、この辺のちょっと検討をまた精査したほうがいいんじゃないかなというふうに、私はそう思っているんですけど。

○加藤市長 観光と物産と分けるのか、そのまま置いておくのかというような、これ、非常に難しいところなんですよ。だから、人をこちらのほうへ集客をして、その中で、尾鷲の特産物を買っていただく、食べていただく、これ、共通したものなんですよ。私としては、要するに商工観光課の中に商工と観光というような、一応分けた係があると。当分はこの方向で行きたいと。

ただ、正直言って、今のスタート時点では、商工は商工として動いています、観光は観光として動いています。それをどういうふうな形でマッチングさせるのかということ、その方向性は出ているんですけども、まだうまく事業としてつながっていないというのが事実でございますので。もう一つ、分けるとなるとまたややこしいですよ。課がまた一つふえた云々どうのこうのってね。

だから、今のところは、私は、要するに商工観光課で一つの尾鷲の魅力づくりというものを、商工観光を中心とした形の中で作り上げていきたいと、考え方はそういう考え方です。

○楠委員 一応、市長の考え方は一応わかりましたけど、実際に、現場の声を聞いてみると、観光で来ても連携がとれていないで、品物も実際売れていないと。ずっと来て、ずっと帰ってしまうというのが本音なんですよ、商売やっている方が。

だから、その辺もう少し現場に足を運んで、各事業所をやっている方の本音を聞

いて、やはり机上の空論の議論をしちゃいけないようなためには、やっぱり現場の声、いわゆる会議に出席しない人の声も聞きながらしっかりやってもらわないと、やはりちぐはぐな話になるのかなというふうに思いますので、ぜひその辺は、私は課を分けろということではなくて、いわゆる商業の中にはいろいろ形がありますから、尾鷲市の場合は、特に観光と物産というところをもう少し、1回切り離してみても、再度ちょっと再構築してもいいんじゃないかなというところが、ちょっと一つの提案です。

○南委員長 要望ということで。

あくまでも報告事項ですので、ほかはまだ差し迫っておりますので、また御理解を賜りたいと思います。特に、市長の出身母体であります阪急オアシスさんには、以前からお世話になっておるといことでございますので、これからも関西商圏のほうへ事業拡大できるように、最大の努力をしていただきたいと思います。お願いします。

(発言する者あり)

○南委員長 いや、もう打ち切ったもので。もうこれで商工観光は終わりたいと思います。

ここで10分間休憩させていただきます。休憩します。

(休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時38分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、教育委員会、議案第52号と議案第54号の、続けて説明をお願いいたします。

○内山教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第52号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例一部改正案、新旧対照表をごらんください。新旧対照表を通知させていただきます。

尾鷲市奨学金貸与条例では、奨学金貸与対象の学校種別におきまして、専修学校は修業年限を短期大学等と同様の2年以上の専門課程と規定しておりますけれども、学校教育法において専修学校の修業年限は1年と規定されており、また奨学金をより多くの方に活用していただくためにも、学校教育法と同様に、本条例に規定する

専修学校の修業年限を1年以上と改正するものでございます。

また、条例に規定されております奨学金貸与選考委員会に係る規定を削除し、新たに尾鷲市奨学金貸与選考委員会設置規則を制定するものでございます。

以上が尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についての御説明でございます。

○南委員長 続いて、予算をお願いします。

○内山教育総務課長 続きまして、議案第54号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について御説明申し上げます。

補正予算書、歳出の22、23ページをごらんください。通知させていただきます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、60万円の増額は、細目小学校管理費60万円の増額で、19節負担金補助及び交付金60万円は、三木小学校、三木里小学校、賀田小学校の統合に伴う三木小学校と三木里小学校の休校記念誌作成のための補助金60万円でございます。

詳細につきましては、資料で御説明いたします。資料のほうを通知させていただきます。

○丸田教育総務課係長 では、休校記念誌作成補助金ですが、これは、統合により平成30年度で休校となります三木小学校と三木里小学校の休校記念誌を作成する事業に対し補助金を交付することにより、創立以来の歴史を振り返るとともに、輝く伝統を後世に残し、顕彰することを目的とするものでございます。

それぞれ実行委員会を立ち上げ作成を進めておりますが、まず、三木小学校は12名のメンバーで、メンバー構成につきましては資料のとおりでございます。作成部数は500冊、事業費は約130万円で、配布先は地区全世帯、歴代校長、市議会、関係団体・関係者などの予定であります。

一方、三木里小学校ですが、実行委員会は10名で、メンバー構成につきましては資料のとおりです。作成部数は550冊、事業費は約130万円、配布先は地区全世帯を初め、三木小学校と同様の予定であります。

補助額ですが、1校当たり30万円の計60万円で、この補助額につきましては、尾鷲市教育委員会関係補助金交付要綱に規定されております。

説明は以上でございます。

○南委員長 2議案の説明は以上でございます。

御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

○奥田委員　　済みません。議案第52号のところで、ちょっと1点だけ確認したいんですけど、これ、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるということで、この規則はどうなっておるんです。

○内山教育総務課長　　規則につきましては、今回は示させていただいていませんけれども、条例のほうでは、委員会の規則については詳細な規定がされておりました。

それで、各市、この奨学金の条例を確認させてもらったところ、各市においては、委員会の規則をそれぞれ条例とは別個に制定しているところが多くございましたので、今回、委員会の規則を詳細な形で制定させていただきたいと。この貸与条例の一部改正をお認めいただきましたら、規則改正についても制定させていただきたいと、このように考えております。

○奥田委員　　そうすると、規則が後ですか。この条例をとりあえず変えて、今あるものを全部削除して、それが承認されたら規則をつくるということなんです。いつもそんな流れですか。

それと、この規則というのは議会の承認は要らないんですよね。だから、どういうふうになるんかというのも我々も、ただ今ぼーんと削除されて、それがどうなるのかわからないのに承認してくださいというのも、ちょっと僕らも賛成しにくいところがあるんですけど。はい、済みません。お願いします。

○内山教育総務課長　　現状の貸与条例の中の規則におきましては、委員会については、新旧対照表を見ていただければ、委員会の委員というところが第4条で、旧改正前のところで第4条であるかと思うんですけども、こちらのほうにはメンバー構成がうたわれています。その下に委員の任期も書かれています。その後、第6条では、市長が召集し、主宰すると。

ただ、この4条、5条、6条だけの条例上の取り決めとなっておるんですけども、これだけでは設置規則としては余り好ましくないというか、整理がされていないので、今回の規則改正については、委員長及び副委員長の選任についても取り決めを行いたいと思っておりますし、例えば会議におきまして、こういった形で過半数以上が出席しなければ開くことができないとか、あと採決の仕方であったりとか、あとは、この委員会の庶務はどこがするのかといったような細かいところも規則改正で行って、規則を制定していきたいと、このように考えています。

○奥田委員　　余りくどくど言うつもりないですけどね。ただ、その規則を新たにきちっと整備したいとわかりますよ。ただ、一旦、これを全部削除する形じゃない

ですか。それをまず認めてくださいと言われて、あとその規則の内容について、僕らは別に、僕らの承認は要らないわけでしょう。議会の承認要らないんですよ。それをどういうふうに変わるのかというのが、変なふうに変えるとは思わないですけどね。思わないけれども、その辺のところ、そういう手続……。いつもそういう流れなんですかね、その規則をつくる時というのは。

僕は、こういうときこそ同時並行で、条例はこういうふうな形で削除しますが、あと規則は、議会の承認は要りませんが、規則はこういうふうな形で整備しますというふうに示してもらえらんだらわかりますよ、こう変わるんだなと。ただこれを全部削除します、まず認めよと、あとは認めたら、あとは規則は俺らが勝手につくるんやというふうな流れで、本当にこれでええのかなという、手続上ね。それでええというんやったら僕は構わんけれども、ただ、余りにも議会軽視というか、乱暴だなという気は……。いつも議会軽視ですからね、あなた方ね。構わんけれどもさ。

○南委員長　あかんよ。構んことない。

○奥田委員　いやいやいや、そうですね。でも本当に、これ、そういう流れでええんですか。そういうやり方で僕はええのかなというふうには1点思うんですけども。それでええというんやったら構わんけど、それで。やっぱりでも議会軽視ですよ、こういうやり方というのはな。一緒のように規則も示してもらおうというのが、僕は条例変更の流れやと、僕は思うんですけどね。

○南委員長　先ほど奥田さんが御指摘があったように、これ、教育委員会のみならず、執行部全体のことですので、差し当たって常任委員会のうちでは、規則の変更なり要綱の変更については、議決事項じゃないにしろ、報告していただいて、ある程度の承認をいただくという段取りで進めておりますので、今後も、規則、要綱の改正については、タブレットなり書面をもって報告していただくよう強く申し述べたいと思いますので、それについては、教育総務課長、課長。

○内山教育総務課長　済みません。今定例会開会中の委員会の中において、規則改正案についてまた示させてもらいまして、御審議いただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

○南委員長　できるだけ早い時期にタブレットのほうへ入れていただくようお願いしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、4点ほど教育委員会からの報告事項があるということですので、就学援助、台風21号被害、教育の評価報告、賀田小の統合といった4点につきまして、簡単に御説明をお願いいたしたいと思えます。

○内山教育総務課長　御説明につきましては、資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、資料2の平成29年度教育委員会の活動の点検・評価報告につきましては、別冊の資料でまた後ほどタブレットで通知させていただきます。

就学援助費交付要綱の一部改正の要綱につきましても、またタブレットのほうで担当のほうから御説明します。

被害状況につきましても、資料のほうで後ほど説明させていただきますが、台風被害状況につきましては、重立った被害状況について御説明申し上げます。

○丸田教育総務課係長　では、別冊、平成29年度教育委員会の活動の点検・評価報告書をごらんください。通知いたします。

表紙をめくっていただきますと、目次になります。次の1ページをごらんください。

1、はじめにとして、点検・評価制度の趣旨を記載しておりますが、下の四角で囲っている部分となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行について点検・評価を行い、結果を議会に報告するとともに公表しなければならないとされ、今回、皆様に御報告させていただくものでございます。

また、同条第2項には、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、後ほど御説明させていただきますが、第三者評価委員として、元尾鷲小学校校長の内山善嗣様と社会教育委員の湯浅祥司様お二人に評価をしていただいております。

2ページをごらんください。

点検・評価の対象、それから評価の判断基準について記載しております。

3ページには尾鷲市教育ビジョン体系図、4ページには施策体系図を記載しております。

続いて、5ページですが、2、事業評価として、平成29年度の主要施策である26の事業についての評価一覧表となります。

6ページから31ページにつきましては、その評価対象である主要施策の成果及

び事業報告を載せております。

次に、32ページと33ページをごらんください。通知いたします。

3、教育委員会の活動状況といたしまして、教育委員の選任状況、教育委員会の開催状況、審議状況、他の主な活動について掲載しております。

次に、34ページからは、4、第三者評価として、先ほど申しましたとおり、第三者評価委員の2名の方に評価をいただいております。こちらについては、43ページまで続きます。

また少し飛びますが、44ページをごらんください。通知いたします。

44ページから50ページに、5、教育委員による評価として、教育委員5名の評価を1事業ごとにまとめて記載しております。こちらも主要施策別にそれぞれ評価していただいております。

なお、今後の周知につきましては、市ホームページへの掲載、各センターへの配布等により広く周知していきたいと思っております。

説明は以上です。

○南委員長 説明は以上のとおりでございます。

ただいまの説明について、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○内山委員 ちょっとお待ちください。

2ページのところなんですけど……。

○南委員長 どこですか。

○内山委員 配信します。

点検対象。「健やかな体と体力をそなえた人」というところなんですけど、近年、ランドセルの問題が国でも取り上げられていて、全国平均6キロという平均値が出ておまして、特に、旧町内の小学校は登校がかなり時間がかかって、全国的にも腰痛が出てしまう児童とか、背骨が曲がってしまったりとか、そういう問題も取り上げられてきおるんですが、今後、国の動向も必要だと思うんですが、尾鷲市としても対応が必要になってくると思うんですが、今のところ、どうお考えておありでしょうか。

○大川教育総務課調整監 失礼いたします。今の置き勉のことですね、ランドセルの中の。大変重い荷物、特に低学年の子供たち、長い距離を歩く子供たち。実を言うと、もう以前から、こういう話がある以前から、やっぱり重たい荷物を持ってくる子供たちの負担ということは、学校内でも話はございました。

ただ、やはり宿題だとか家庭勉強とかの、これは要るだろうということで、学校

ごとで話し合いをして、していたんですけれども、今回も、あと校長会のほうで、またそういう現場でのやっぱり子供たちの状況も踏まえて、また話し合いを進めて、具体的な対応を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○内山委員　　また詳細がわかり次第、御報告をお願いします。

以上です。

○南委員長　　総務課長、ちょっと台風の被害のは、ちよつともつと詳しくちよつと報告しておかない。

○丸田教育総務課係長　　済みません。では、台風被害につきまして、資料……。

○南委員長　　担当、挙手して発言は求めてください。

○丸田教育総務課係長　　済みません。では、台風被害につきまして、資料3、9ページをごらんください。

まず、三木小学校です。①ですが、校舎の外壁のトタンが約50センチ幅で2階まで剥げました。次に、②は、講堂のスレート瓦は、窓ガラス、ドアが破損いたしました。

10ページをごらんください。

10ページは、隣接する三木幼稚園です。③は、園舎の瓦めくれとずれが3カ所あり、雨漏りが発生いたしました。

11ページをごらんください。

三木里小学校です。①は、校舎2階の外壁が破損いたしました。次に、②は、校舎から講堂への出入り口の扉が破損いたしました。③は、講堂の屋根瓦が2カ所破損いたしました。④は、校舎裏の倒木が2カ所見られました。

続いて、12ページをごらんください。

尾鷲中学校です。①と②は、西側、国道側の一連のフェンスですが、民家側に倒れました。現在、それ以上倒れないように応急処置をしております。③は、職員玄関の窓ガラスが破損したもので、④は、グラウンドに倒木が3カ所見られました。

13ページ、ごらんください。

⑤ですが、教員住宅の外壁が破損しました。右側の写真の裏も同様に破損が見られており、計3カ所の外壁の破損が見られております。また、⑥は、1階の部屋と部屋の間仕切りが2カ所破損しております。

以上が台風被害の主な被害です。

○南委員長　　ありがとうございます。

それと、賀田小への統合については、どちらから……。

○二村教育長 資料はございませんが、3校統合に当たって協議、検討を進めておりました三木幼稚園の移転についての方針について、御報告させていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございます。三木幼稚園の子供たちは、三木小学校に併設されていることから、これまで小学校のお兄さんやお姉さんを身近に感じ、子供たちなりに自分たちの成長と重ね合わせながら小学校での姿を描き、1年生になったらといった希望を持って生活をしております。

来年、年長になる園児は5人ではありますけれども、できるだけこれまでと同じような環境のもとで、不安なく安心して園の生活が送れるよう、賀田小の一室を活用して移転する方針で取り組ませていただきたいというふうに考えております。

また、2点目でございますが、ただ、今後の輪内地区における未就学児数の推移を考えますと、園児数の減少によって2点の困難が考えられます。

1点目は、集団生活ができる保育や教育の環境の確保、それから、2点目としまして、一定の集団行動を通して行われる保育や教育に困難を来す可能性がございます。

こういったことから、この1年かけて輪内地区における未就学児の保育教育施設のあり方を整理して、来年の9月をめどに市としての方針をお示しできるよう、庁内や関係団体の皆様とも協議、検討を進めさせていただきたいということでございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの2点の報告について御質疑がある方は……。

○濱中委員 済みません。この教育委員会の評価のこと、よろしいですか。

○南委員長 評価のほうは、できるだけ決算審査のほうでも恐らくダブってくると思いますので、そこら辺でも発言の場があるんじゃないかなと思うんですけども、特に……。

○濱中委員 特によろしいですか。

○南委員長 許したいと思います。

○濱中委員 実は、この評価、事前に少し見せてもらったんですけども、昨年1年間に関しましては、先ほど教育長が御説明あった統廃合のあたり、かなり去年の教育行政の中では重くいろんなことが起こってきた年度だと思うんですけども、評価の中に全くそれがあらわされていないなという気がしまして、その1年間の流

れの中で適正だったのかどうだったのかというの、せつかく第三者の評価まで出るのに、ここにあらわれないというのは、この評価項目は教育委員会のほうから、事務局のほうから指し示されるものなのか、評価項目というのとはあらかじめ決められているものなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですけど。

○内山教育総務課長 5 ページの事業評価のところの、それぞれの主要施策の項目につきましては、当初予算案の際に主要施策の状況というのをお示しさせてもらっているんですけども、そちらに基づいて番号 1 から 26 までということで割り振りをさせていただきました。この事業について評価をいただいたということでございます。

○南委員長 ちょっと間もなく正午の時報が入ると思いますので、一時中断をいたします。

(休憩 午前 11 時 59 分)

(再開 午後 0 時 00 分)

○南委員長 再開いたします。

○濱中委員 わかりました。基準があるということは理解しようと思えますけれども、前回、適正配置の委員会も持たれてからも 10 年以上たっておりますし、極小規模校もまたこの後、考えなければならない時期も来るかと思えます。

こういう大きな事業が動いた後には、教育行政の振り返りも含めて、どういったものであったのかという経過、反省を含めて評価としてあらわしていただければ、私たちも理解がしやすかったなということを思いましたので、また決算のときにもお話を聞かせていただきたいと思えます。

○奥田委員 休校記念誌作成補助金について、ちょっと 1 点お伺いしたいんですけど、三木小、三木里小、それぞれ 30 万ずつの補助、60 万ということなんですが、ただ、事業費を見ると、それぞれ 130 万なんですね、これね。

○南委員長 はい。

○奥田委員 三木小が、あと残り 100 万が地区会が出すのかな、これ。三木、三木小、三木浦やね。三木里小の場合は、PTA 50 万、地区会が 20 万、給付金等は 30 万ということなんですけど、130 万それぞれ事業費がある中で、こんな程度でしたっけ、市が補助するのというのは。もうちょっとしたってほしいと思えますけどね。

○内山教育総務課長 以前、九鬼中学校と九鬼小学校も休校記念誌を作成してい

るんですけれども、九鬼中学校、平成21年3月末に休校してしまして、九鬼小は翌年の22年の3月に休校しました。

その際の事業としましては、九鬼中が決算額として129万9,000円の記念誌の作成事業費、九鬼小については、132万4,000円の事業費、それぞれ市のほうからは30万円の補助金を出しておるということで、過去においても大体同様の事業費ということでやっております。

○南委員長　よろしいですか、他に……。

○村田委員　ちょっと教育長にお聞きしたいんですが、三木幼稚園の移転について方向性を発表されました。その中で、来年9月をめどに未就学児童、こちらについていろいろ結論的にまとめていきたいという報告があったんですが、そういうことを協議するに当たって、やっぱり幼保一体教育も含めて、輪内の中の教育というものも含めて、やっぱり民生事業協会あたりと話を進める必要が、これは十分あると思うんですね。

来年の9月ということですから、そういう意味では、民生事業協会あたりと話は詰めておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○二村教育長　今回の件につきましても御相談をさせていただいて、そして今後については非常に重要なことでございますので、今後、輪内地区における保育教育の施設のあり方として、やっぱり本来的には二つの存在というんじゃないし、一つというような形の方向というのが検討されるかなというふうに思っておりますので、その内容等も含めて協議を丁寧にさせていただきたいなというふうに考えております。

○村田委員　それでわかったんですが、どちらにせよ一つにまとめていかなければならないというような方向性の中で、最終的には、保育園のほうに行くのかなという私なりの判断をしておるんですけれども、そういった意味からすると、民生事業協会といろいろ打ち合わせはしておるんでしょうけれども、詳細にわって、事細かにやっぱりきちっと打ち合わせをしていかないと、現在のこの賀田小学校の一室を借りて対応するにしても、さまざまな面でやっぱり民生事業協会の協力というものをやっぱり得なければならぬような状況だと思いますので、その辺はしっかりしていただきたいなと思うんですけれども、市長はこれについてどうお考えでしょうか。

○加藤市長　先ほど教育長から説明させていただきましたように、まず、来年の9月をめどにしてどうあるべきかという、委員がおっしゃっていましたように、要

綱から何から全部つくっていかなきゃなんないと思います。

基本的には、物理的に言って、今はやはり一本化していかなきゃなんないんじゃないかなという、そういう方向の中に進んでおりまして、そういう方向の中で、きちんとやはり民生事業協会なり、関係部門とはきちんと話しながら、やはりさっき教育長が、来年の9月には輪内地区における未就学児の保育教育施設のあり方というものについては、9月にはきちんとした、要綱も含めてきちんとした形の中で私は進めていくべきであると思っております。

○村田委員 来年の9月をめどに進めていくということはわかるんですけども、方向性は来年の9月に決まるんですけども、当然、その前にいろんなことも決めておかななくてはなりませんから、やっぱり何回も言って恐縮なんですけれども、民生事業協会との話はやっぱりきちっと進めていかないと、今も教育長と総務課長あたりがお話をされておるといふように聞いておりますし、その辺については、教育委員会、大変熱心にやられておるといふことは聞いております。

が、しかし、詳細にわたってはなかなか時間のかかることですので、来年の9月といえども、今からはさまざまにおいて協議をしていただくといふことをぜひ教育委員会にお願いをしておきたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、教育委員会の審査を……。

(「委員長、就学支援(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○南委員長 報告あった、まだ。済みません。

○内山教育総務課長 資料2の就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について、資料に基づき御説明させていただきます。

○南委員長 はいはい、済みません。

○丸田教育総務課係長 では、済みません、2ページ、資料2をごらんください。通知させていただきます。

この改正は、入学に伴う学用品準備金を入学する前年度に受給できるように改正するものでございます。

まず、第2条ですが、公立の小中学校に在籍する者と尾鷲市立小中学校に在籍する者に、次年度に入学を予定する者を加え、入学前の児童についても対象としたものでございます。

次に、第3条第2項ですが、次の各号のいずれかの、各号を削除しております。

これは、下のアは各号と呼ばないことから修正するものでございます。

3 ページをごらんください。

同じく第3条第2項の、イの各号につきましても、同じ理由により削除するものでございます。

次に、第4条ですが、新たに就学援助費、新入学学用品準備金受給申請書の様式第2号を追加し、また、これまでは学校長を経由して教育委員会へ申請書を提出いただいておりますが、これを改正し、直接教育委員会への提出も可能といたしました。

次に、第5条ですが、これまで学校長を経由して保護者の認定を通知しておりましたが、これを保護者及び学校長と改正し、両方へ通知することとしました。

次ページ、第6条ですが、就学援助費目として第6号、新入学学用品準備金の項目を追加しております。

次に、第7条ですが、交付の通知につきましては、これまで学校長を経由して通知しておりましたが、これを保護者及び学校長と改正し、両方へ通知することとしました。

次に、6 ページですが、受給申請書の様式の変更、そして、7 ページですが、新たに新入学学用品準備金の受給申請書の様式を設定いたしました。

今後の新入学学用品準備金のスケジュールにつきましては、8 ページをごらんください。

表の上から2行目となりますが、来年度、小学校の新入学児童全員に対し、今月、就学時健診の御案内とともに新入学学用品準備金の御案内をする予定であります。

なお、新中学生につきましては、現在、既に小学6年生として認定されておりますので、転入等以外には新たな対象者はございません。

そして、12月までの受付期間を設け、1月末までに認定審査を行い、入学通知とともに決定通知を行う予定であります。支給につきましては、2月末日を予定しております。

説明は以上です。

○南委員長 以上です。

○小川委員 この前にもお願いして要綱の変えるということで、これ、要綱を変えていただいて、きょう載っていますけど、これ、改正されて公示とかも載っていますよね。いつ載ったのか。

○内山教育総務課長 この要綱につきましては、まず、第1段階目として一部改

正をさせていただきまして、4月に公示をさせていただきましたけれども、その後、内容に少し不備があるということで気づいたものですから、今回、一部また再修正、一部改正ということをさせてもらいまして、告示については……。

○南委員長 公布の日からやろう。

○内山教育総務課長 9月にさせていただきたいというふうに考えています。

(発言する者あり)

○内山教育総務課長 済みません。既にもう告示させていただきました。

○小川委員 いや、その公告されたときに、議会にも報告を欲しかったなというのがありまして、いつ載っておったか、気がついたときには載っておったということで、よく聞かれるんですよ、尾鷲市どうなったかとか。それ、今まだわかりませんって答えていたものですから。

ちょっと議会に報告欲しかったということと、それともう一点、6条のところですかね、新入学学用品の準備金ってありますね。ランドセルなんかも、夏過ぎると、もうランドセル商戦というか、始まっていますので、これ、もし買ってしまった場合、領収書を出したら、それまたお金、返してもらえるんですか。領収書をなくした方、どうするんですか。

○内山教育総務課長 新入学の援助金につきましては、小学生で4万600円、中学生については4万7,400円という額の上限が決まっておりますので、その金額の範囲内での支援、援助という形になります。

○小川委員 それ、後から領収書を持って行ったら出してくれるということなんですか、先、買ってしまったら。

○内山教育総務課長 先ほど申しましたように、額が定額で決まっておりますので、その額を支給させていただくということになります。

○小川委員 これ、支給、2月になっていきますけど、この2月に支給するってなると、この制度ができた意味がないんじゃないかと思うんですけど、その点どうなんでしょう。

○内山教育総務課長 公立の小中学校の入学の予定の方についての対象の方なんですけれども、まず、私立の方は対象外となっています。公立の学校のみということになっていまして、特に、私立の小中学校の多くの方々については、願書の締め切りが12月ごろになっていまして、実際、合格発表が1月、2月になると。

なると、公立学校へ進まれる方もそのころに決定がして、例えばそのほかにも、入学の前に転出される方もみえます。そういったこともあって、あらかじめこの決

定をすると、後々、交付すべき対象じゃない方に交付してしまうということもあるものですから、その関係で就学時健診の案内を9月に行って、その後、精度の高い情報が集まるころということで2月に実施をして予定しておるといふ状況でございます。

○小川委員　しつこいようですけど、これ、2月というと、今までと余り変わらないようになるので意味ないんじゃないかというのが1点と、ほいで、一番心配しているのは、支給したは、よその学校行かれたら損するじゃないですけど、おかしくなるという、そういう感じなんですかね。

○内山教育総務課長　例えば逆に、尾鷲のほうへ転入された方、例えば急に転入された方がいたとすると、転入前の自治体で既に準備金の支給を受けていたということについては、受けていない限り、本年度、尾鷲市については、次年度の予算で対応するということになっていきますので、ダブったりするということはございませんし、それぞれ転入前、転入後の学校での情報共有をしてそれぞれ支給をしていくという形になります。

○三鬼（和）委員　この条例、第2条と第6条のあれは評価すべきあれなんですけど、先ほどやっぱり小川委員言われていましたように、やっぱり1条に明確に経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対してということになっておるので、やっぱりランドセルなんか、特に小学校入るときのランドセルなんかは、テレビとか見ておっても9月、10月、年変わったらもうないとかというようなことがあるので、2月に精査するというのをもうちょっと繰り上げるように検討はできないんですか、この辺は。

○内山教育総務課長　実際、準備金の認定については、6月1日の住民課税状況の賦課の決定状況によってある程度は確認できるんですけども、先ほど申しました入学の決定であったりとか、転入転出のことがあって、一番精度の高い情報としては2月ごろになっていくというふうに考えていまして、他市町でも確認をさせてもらったところ、2月末とか3月末ということでございますが、ただし、今回のこの就学支援費に関しましては、その趣旨から考えると、今委員さんそれぞれ申されているように、そういったことも当然課題というふうになってきますので、他市町ともその辺情報共有しながら、できる限り早い支給に対応していきたいと、このように考えています。

○楠委員　この要綱は結構大切なことなんですけど、この制度上、ある程度対象になる人を、基準を決めていますよね。実際に基準があるんだけど、出すとみっと

もないからやめておこうと、生活が苦しくてももう我慢しようよというようなことが実際あるんじゃないかと思うんですけど、その辺の救済措置と、それから、あと年収基準、すれすれで何の減免も受けていないという方で、実際にもう通常の税金を払うだけでもすごい厳しい人ってたくさんいると思うんですよ。そこにたまたま就学児童がいるといったときに、その辺の救済策ってないんでしょうかね。

○内山教育総務課長　今回のといいますか、この制度につきましては、要保護、準要保護ということで、生活保護世帯については要保護、それより下のところについては準要保護ということで支援策を設けておるんですけども、その所得の把握の仕方については、例えば児童扶養手当の関係でしたら福祉保健課で確認しておりますし、それから所得状況については税務課のほうで確認しております。

それから、入学前健診のときにも御案内の通知をさせていただいておるということで、ある程度私どものほうでは情報を把握できるんですけども、ただし、その制度に対象となる方が辞退をするということは過去にあったかどうかというのは、ちょっと把握はし切れていませんけれども、もしそういったことについては、制度上、受けられる権利でございますので、そういった場合はこちらのほうから積極的に勧めていきたいと、御相談をさせていただきたいと、このように考えております。

○南委員長　よろしいですか。

他に報告のほうはないんですか。

他にございませんか。教育委員会の報告事項に対しても。

(発言する者あり)

○南委員長　それでは、教育委員会の審査を終わります。

(「まだ(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○南委員長　何だ、あるん……。はっきりせなあかんやないか、あるんやったらあるように。

○野地生涯学習課長　失礼しました。

続きまして、生涯学習課から報告させていただきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会の設置について及び台風被害状況についての2件を報告させていただきます。通知させていただきます。

まず、資料1ページ、国体の尾鷲市実行委員会の設置についてであります。

先般7月18日に開催された日本スポーツ協会の理事会において、第76回国民体育大会の開催地及び会期が決定されております。これを受けて、県においては7月23日に国体の三重県準備委員会が、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行

委員会へと移行され、本市においても、8月29日に第76回国民体育大会尾鷲市準備委員会第2回総会を開催した上で、国体の尾鷲市実行委員会の組織移行が決定されております。

この総会での主な報告事項についてです。

まずは、日本スポーツ協会の理事会において、第76回国体を三重県で実施すること及び会期を2021年9月25日から10月5日の11日間とすることが決定されております。

また、オープンウォータースイミングについては、会期前実施協議として9月8日、デモンストレーションスポーツの3競技については、2021年4月1日以降、大会会期の10月5日までの間で開催予定となっております。

次に、各国体競技における報告についてです。

まずは、オープンウォータースイミングについてですが、主な動きといたしまして、オープンウォータースイミング三重オープン2018尾鷲について、7月29日に開催予定でありましたが、残念ながら、台風12号の影響により中止となっております。

今大会は、国体誘致への取り組みとして、三重県水泳連盟の協力のもと、2016年からスタートしておりまして、大会の参加者の推移として、初回が33人、2017年が98人、今回は、申し込み時点ではありますが、202人の参加が予定されておりました。

これについては、ことしより新たに初心者など多くの方に参加いただきたいと、500メートルの短距離の比較的短いコースを設けたり、小学校4年生以上が参加できるジュニアの部も設けております。

また、長距離コースにも、国体に向けての周知が進んだことがあって、かなり多くの方がお申し込みいただいております、前回と比べて倍増の状況で今予定されておったものです。

また、今回、地元三木里区の皆さんにおいて、サンドアートや宝探しなど来場者イベントをいろいろ実施されるというふうな形も予定されておりました、本大会の開催も機運が非常に高まっておったというふうな状況があります。

今後、国体に向けて、引き続き本大会の発展を図っていきたく担当課としても考えております。

次に、次ページになりますけれども、先般、9月11、12日に福井しあわせ元気国体の視察を関係各位と一緒に行ってきております。競技や練習会場、関係施設

の利用状況やスタッフ、選手のおもてなしなどを視察しております。

また、11月には、福井国体実行委員会に国体後の詳しい聞き取りも行っていきたくておりますので、この点についても、今後の国体準備に生かしてまいりたいと考えております。

次に、ウオーキングについては、福井しあわせ国体のデモンストレーションスポーツの視察として、先般、8月19日に福井県敦賀市で行われておりますけれども、その模様も視察しておりますので、これについても本市での開催に向けて参考にさせていただきたいと思っております。

また、デモンストレーションのクッブですね。それについては、いきいき尾鷲っ子にて7月、8月8日には、スポーツ体験交流会等をスポーツ推進委員や統合型スポーツクラブの方々と一緒に実施もしております。

また、ユニカールについては、競技普及の取り組みとして5月27日に、もう皆さんにも御参加いただいておりますけど、ユニカール体験会をさまざまな世代の方に参加いただき、やっております。

また、6月20日、7月7日についても、小学生の方々を中心に参加をいただいております。

また、その他の関連事項といたしまして、国体のダンスキャラバン in 東紀州！というものを7月5日に開催しております。これは矢浜小学校にて、とこわか国体のイメージソング、未来に響けに合わせて踊る、とこわかダンスをダンスキャラバンの方々に来ていただいて、全校児童でダンスに取り組んで、しっかり振り付けを覚えていただきました。

なお、これを機に、今回、同校の9月30日に行われる運動会にて、児童らによるとこわかダンスが披露される予定ですので、また皆さんもぜひごらんいただければというふうに考えております。

なお、この準備委員会の詳しい資料につきましては、タブレットにも入れさせていただいておりますので、またごらんいただければと思います。

続きまして、2点目の資料2、台風被害状況についてでございます。

まず、体育文化会館の被害についてでありますけれども、ガラスが3カ所割れております。また、大屋根の部分の小屋根下面の板の破損がありまして、9月5日から7日まで館内使用禁止となりましたが、既決予算により、ガラスの部分から早急に修繕して復旧しております。

また、次ページをごらんください。

市民文化会館の黒潮道路海側の駐車場の部分に大きなシダレザクラがありまして、それが倒れて、下段にある漁具倉庫に枝の部分が覆いかぶさるような状況がありまして、これについても、また台風が来たりということで不安定な状況でありましたので、既決予算にて早急に撤去処分を行っております。

その他、熊野古道の倒木や看板の倒れもありましたが、通行には支障はない状況でありまして、今後、一部看板等の修繕等については、対応していきたいというふうな形で考えております。

生涯学習課からの報告は以上でございます。

○南委員長 報告は以上です。

ただいまの報告について、何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ございませんね。

ないようですので、教育委員会の審査を終わりたいと思います。ありがとうございました。

午後は、1時40分から開催をいたします。

(休憩 午後 0時26分)

(再開 午後 1時38分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に尾鷲総合病院のほうから、議案第57号、病院事業会計の補正予算の説明を求めます。

○河合総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第57号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。通知いたします。

○南委員長 お願いします。

○河合総合病院事務長 第1条、平成30年度尾鷲市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度尾鷲市病院事業会計予算(以下、予算という)、第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,879万円は一時借入金で措置するものとする)を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,955万5,000円は一時借入金で措置するものとする)に改め、資

本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部といたしまして、第1款資本的収入、既決予定額2億6,858万5,000円に、補正予定額1,979万9,000円を増額し、合計2億8,839万4,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額8,340万円に、補正予定額1,950万円を増額し、合計1億290万円とするものでございます。

第4項寄附金、既決予定額1,000円に、補正予定額29万9,000円を増額し、合計30万円とするものでございます。

支出の部として、第1款資本的支出、既決予定額3億8,738万5,000円に、補正予定額3,056万4,000円を増額し、合計4億1,794万9,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額9,240万1,000円に、補正予定額3,056万4,000円を増額し、合計1億2,296万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第6条企業債を次のように改める。

変更といたしまして、医療機器整備事業の補正前の限度額8,340万円を、補正後の限度額1億290万円とするものでございます。

このことにつきましては、補正予算説明書で改めて御説明いたします。

次に、2ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）説明書でございます。

款項につきましては、先ほど御説明しましたので、省略させていただきます。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入の部、1項企業債、1目企業債、1,950万円の増額は、1節企業債1,950万円の増額で、分娩監視装置システム及び臨床検査システムの更新並びにDPC分析システムの追加に伴う医療機器整備事業債の増額でございます。

4項寄附金、1目寄附金、29万9,000円の増額は、1節寄附金29万9,000円の増額で、1名の方から御寄附いただいたことに伴う増額でございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、1目資産購入費、3,056万4,000円の増額は、1節器械備品購入費3,056万4,000円の増額で、分娩監視装置システム及び臨床検査システムの更新並びにDPC分析システムの追加に伴うものでございます。

このことにつきましては、後ほど資料で説明させていただきます。

次に、3ページをごらんください。

財務諸表について御説明させていただきます。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。
これは平成30年度の1年間の現金の増減を示すものでございます。

4ページをごらんください。

下段の、今年度末の資金残高は、1,394万5,000円となる見込みでございます。

次に、5ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

6ページをごらんください。

現在の見込みとして、下から3段目の当年度純損失になりますけれども、7,681万円となる見込みでございます。

7ページからは、予定貸借対照表及び注記を記載しておりますので、御参照ください。

以上が平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、課長のほうから資料の説明をさせていただきます。

○平山総合病院総務課長　それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。
通知させていただきます。

それでは、1ページ、資料1の資産購入費・器機備品購入費についてでございます。

予算額といたしまして3,056万4,000円、税込みで、内訳といたしましては、①分娩監視装置システム、こちらが更新で、予算額が1,296万円、二つ目といたしまして、臨床検査システム、こちらにつきましても更新で、予算額が1,328万4,000円、③がDPC分析システム、こちらが新規で、432万円、合計が3,056万4,000円でございます。

それでは、1番目の分娩監視装置システムについてということで、こちらのほう経緯といたしましては、出産直後の母子の状態について観察及び異常を知らせる分娩監視装置は平成7年度に購入し、耐用年数を超過して使用しておりましたが、経年劣化により、胎児の心拍数や子宮収縮等のデータが保存できなくなったため、更新が必要となり、今回予算計上を行うものでございます。

機器のシステム構成につきましては、上の写真、セントラルモニタが一台、こち

らのほうはナースステーションで母子のデータを監視する装置でございます。下のほうが分娩監視装置、こちらが5台で、母体に装着し、胎児の心拍数や子宮収縮のデータをモニタリングする装置でございます。

次に、2ページをごらんください。

②の臨床検査システムでございます。こちらのほうの経緯といたしましては、各種検査と電子カルテを連携する臨床検査システムでございます。こちらは平成21年度に購入し、耐用年数を超過して使用しておりましたが、ハードウェアの保守期間及びOSのサポート期間が終了しているため、部品等の交換ができない状態となっており、また、経年劣化による動作不良が何度も出たため、今回更新を行うものでございます。

下の表がシステムの構成図のイメージ図でございます。この太線で囲った部分が臨床検査システムの今回更新分となります。こちらのほう、メインサーバとデスクトップクライアント、あと、ラベルプリンタ、レーザープリンタ、あと、ノートのクライアント等のシステム機器になります。外囲みのほかに記載している部分が検体検査等の機器の部分となります。

次に、3ページをごらんください。

こちらがDPC分析システムについてでございます。経緯といたしまして、平成32年度からDPC制度への移行を検討するに当たりまして、平成30年10月から平成31年9月までのデータをもとに、医療機関別係数が算定されます。専用サーバ及びソフトを導入し、医療内容等の分析を行いまして、医療の質の向上を図るというものでございます。

次に、システム構成でございますが、院内の設置型の専用サーバ及びDPCの分析システムということで、イメージ図、こちらサーバがありまして、院内の電子カルテ等の院内ネットワークに接続いたします。院内の各職員が現在使用しております端末にて詳細な状況把握が可能となり、職員同士のコミュニケーション及び改善行動を誘発するというような効果が期待されます。

次に、システムの機能についてでございますが、こちらのほう、診療内容が可視化され、自院におけるDPC別の効率性ですとか診療内容を他施設と比較して、その位置づけを明確に把握することが可能となるということで、他の施設と比較して自院の位置づけを明確に把握できることですとか、標準的な診療との相違点を把握できるということ、あと、他施設の医療内容を参考にできるということがシステムの機能となっております。

委員長、補正の関連事項として、資料2、資料3についても引き続き説明させていただいてよろしいでしょうか。

○南委員長　これについて濱中委員さんから求められておった資料ですので、あわせて説明をお願いいたします。

○平山総合病院総務課長　それでは、4ページの資料2をごらんください。

こちらが、DPC制度導入に伴う尾鷲市国民健康保険特別会計等の負担額についてということで、上と下で、上のほうが平成29年度の尾鷲市国民健康保険事業の特別会計をもとに試算させていただいた部分でございます。

上のほうから、平成29年度の尾鷲総合病院の入院収益、こちらは患者の一部負担金を除く部分としまして19億4,093万3,861円でございます。この額のうち、尾鷲市国民健康保険加入患者の入院収益といたしましては1億7,189万3,243円、こちらのほう、①を②で割りました割合が尾鷲市総合病院の入院収益に対する尾鷲市国民健康保険加入患者の入院収益割合で、こちらが8.86%となります。

それに対して、4番が尾鷲総合病院のDPCの収益増加見込額といたしまして、こちらが1億1,176万2,781円と算定されましたので、これに先ほどの8.86%を乗じまして、⑤として、尾鷲総合病院のDPC収益増加見込額に対する尾鷲市国民健康保険事業特別会計の負担額として989万7,950円と算定いたしました。

次に、尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計の試算でございます。

1番が、上記と同じく、29年度の尾鷲総合病院の入院収益の患者一部負担金を除く部分、2番目が、①のうち、尾鷲市の後期高齢者の患者分としまして9億8,599万2,702円、これ一応、今の②で割りまして、尾鷲市の後期高齢者患者割合を50.8%と算出しまして、尾鷲市総合病院DPC収益増加見込額が先ほどと同じ1億1,176万2,781円で、4番に50.8%を乗じまして、こちらの額が尾鷲市の後期高齢者医療事業特別会計の負担額の増加分として5,677万5,395円と試算しております。

それぞれの負担額につきましては、国県交付金の充当部分を含めた額でございます。

上記の国民健康保険事業特別会計と、下の後期高齢者医療事業特別会計に対する実質の市費の増加分といたしまして、市民サービス課からの資料によりますと、約800万円程度の増加が見込まれると試算をしております。

次に、5 ページ、資料 3 をごらんください。

こちらが、看護師等修学資金貸与者の入職状況についてでございます。

看護師等修学資金を貸与し看護学校等を卒業した者のうち、尾鷲総合病院に入職した人数は、下の表のとおりということで、平成 23 年度から平成 29 年度までの数値を上げております。

左の欄が修学資金の貸与者数で、当該年度の卒業者数ということで、23 年度が 6 人に対して翌年度の入職者が 5 人、24 年度ですと 4 人の修学資金貸与者に対して 3 人というような状況で、27 年度につきましては貸与者及び入職者はゼロとなっておりますが、各年度とも修学資金の貸与者に対する翌年度の入職者数というのがそれぞれ記載のとおりとなっております。

なお、平成 30 年度の卒業予定者の修学資金貸与者 3 名につきましては、今のところ全員入職予定ということで、内定済みとなっております。

平成 31 年度卒業予定の修学資金貸与者につきましては、現在 3 名となっております。

資料 1 から 3 までの説明につきましては以上でございます。

- 南委員長 補正予算に関連する資料説明までしていただきました。
- 濱中委員 D P C 分析システムについての 1 年間の保守、更新の費用を、大体何年たって更新が必要なのかと 1 年間の保守と更新の費用を教えてくださいのと、あと、以前、診断群分類包括評価システムを入れたときに、26 年度、これは医療報酬への反映があるからということで D P C に進まなくてもこれは無駄になるものではないという説明を受けているんですけども、今回のこのシステムは医療報酬への反映がありましたか、ありますか。その 2 点、まずお答えください。
- 松井総合病院総務課係長 D P C のシステムなんですけれども、保守料につきましては年間、保守のほうで 64 万 8,000 円ほど見込んでおります。それで、更新のほうなんですけれども、特に今のところの更新というのは何年というのはいないんですけど、やはり今、機器のほうで、検査システムは同じなんですけど、やっぱり企業のほうから保守ができないということで、大体 8 年ぐらいを見込んでおまして、8 年ぐらいということになります。

それと、先ほどの報酬のほうなんですけれども、D P C のほうでデータ提出加算のほうを当院はしております。それはもう継続して行っておりますけれども、今回の分につきましては、ほかの加算とかというのは、特にこれによってはないということですね。

○濱中委員 ありがとうございます。

この分析システムなんですけれども、サーバから入れるということなんですけれども、サーバ設置も必要のないこのD P C分析システムの業務委託というのがあるんですね。これとの比較はどうされたのかということと、あと、これ、年間の保守金額ぐらいで業務委託、同じだけの、ベンチマークであるとか、そういう経営分析であるとかということも期待のできる業務委託なんですけれども、なぜこういう、今お金が大変節約したいという時期にこちらの高額なほうを選んだのかなというのが疑問としてありますので、それを比較されたのか。

それと、もう十数年この事業、進んできておりますので、いろんな病院がこういう分析システムを、自院でのサーバを使ってのものとか、あと、業務委託をする分とかって、いろんなところでやっておるんですけれども、そういったところのリサーチをされましたかということ、お伺いしたいんですけど。

○松井総合病院総務課係長 今回のこのD P Cのシステムなんですけれども、やはりベンチマークということで、他院の比較ということになりますと、やはり紀南病院さんとか日赤さんとか、ほかの病院さんが入れているシステムと同様のシステムを今回、当院も後からD P C参加するものですから、やはり使用の仕方とか、それとか、比較の仕方を考える上で、今回のこのシステムが一番いいのではないかなとは思っているんですけれども、やはり、自治体病院協会とか、そういうところでそのようなシステム、あるのはわかっているんですけれども、やはりちょっとほかの病院さんに聞いてみたところ、以前は使っていましたけど今はちょっとやっていないというところもありまして、やはりベンチマークとか比較の部分で少し、勉強会とかすごくやっているというお話は聞いているんですけれども、やはりそのところの部分で今回のシステムのほうが有利といいますか、機能のほうもたくさんありまして、値段のほうはちょっと違うんですけれども、こちらのほうが使いやすいですよという声をちょっとほかの病院からお聞きしましたので、今回はこちらのシステムを考えたいと思っております。

○濱中委員 もちろん、これ、もう市長は次の32年度からこの事業を進めるということを言い切りましたから、これが続くものとして、これから先のことを考えてということで恐らくこういうシステムまで買ってやるんでしょうけれども、これ、D P Cがもしできなかった場合、対象病院になれなかった場合、どうするのかなというのが1個あるんですけれども、これを、節約したいという今、例えば、私が調べたものと、初期費用が19万円ほどで入られて、年間がこの保守の金額60

万台でできるシステム委託があって、その中にはベンチマークから診療情報分析からというような、大きな病院でやっていますよという実績まで載ったものがあるんですよ。

これを、市長、経営考えるときに、業務委託があるものとかいうサーバから買うんですよというものがあるということ、市長たち御存じでこれをこっち側にしましょうと決定したのか、それを1点聞きたいのと、あと、私、前回の一般質問のときに、これが対象病院となれるという根拠の中にあつた看護師さんの残業日数を聞いたときに、前回見送ったときよりは安定してきましたのでと、きちっといけるというふうに判断しましたのでという事務長からの答弁いただいておりますけれども、前回この事業を判断する時点で、1年間の残業日数3カ月オーバーしておったんですよ。今回、5カ月オーバーしておるんですよ。全体の日数が少し下がっておるかかわらんけれども、これ、3カ月オーバーしたらアウトの事業なのに、今年度3カ月連続でオーバーしておる月もあってやのに、本当にこれが対象病院に確実に成れるのかどうかというのをちょっと疑問に思っていますもので、そのあたり、ちょっと市長の判断を1点と、確実にこのDPCに進めるのかどうかというのが1点と、DPCに進めなかった場合、このシステムがどうなるかということをお聞かせください。

○加藤市長　細かい話というよりも、今回、DPCを導入することによって収益が伸びるということは、一応シミュレーションの中で数字が出たと。こういう判断でもって、まず、僕の場合には大きな話の中で、先ほど、事務長あるいは総務課長が説明しましたように、今の病院の状況がどうなっているのかということなんですね。

まず、私自身は、この状況で、要するにどんどん人口が減っていて、実際問題この何年間か累計をとってみるとやっぱり2%ぐらいの患者さんが減っていて、さらに、金額にすると大体、私の記憶によると大体7,000万ぐらい減っていると、こういうデータのもとで、今後やっぱり何年、この状況というのは続くであろうという判断をしたわけだ。

そうした場合に、収益がどんどん減っていきながら、本当に今回の30年度の、先ほどの29年度の、要するに最終利益でマイナス1億を超えていると、今回でも7,000万ぐらい超えていると。今の現状を見た場合に、キャッシュ・フローがもう一千何百万しかないんですよ。これをどう見るかということと、もう一つは、要するに、貸借対照表の中でも資本を食ってしまっていると、二億何千万が。それ

で、実際問題としてはもう一億一千何百万しか30年度の予定はないと。債務超過になったらどうするのかというような話なんです。

債務超過になったらどうする、キャッシュ・フローで金がなくなったらどうなると、病院どうなるんですかと。潰すわけにはいきませんよね。継続していかなきゃならない。継続するためには、どうしてもやっぱり市からの、要するに繰出金が、その分必要であると。

そのために、病院の経営というものを考えた場合に、改革を起こさなきゃならない。これは経費だけじゃなしに、やっぱり収入を得るための手段というのを考えていかなきゃならない。これが要するにDPCにはそれが、シミュレーションの結果、大体今回のあれでは1億1,000万ぐらい収益がふえるということで何とか、要するに、収益の大体7,000万、7,000万減る分をカバーできるんじゃないかなと、そういう話なんです。

結果的に、これをそのままずっと同じような状況で病院経営をやっていたら、大変な状況になる。もう財政上、尾鷲市役所以上の状況になるということを御認識していただきたいと、そうなった場合に、いろんなやっぱり手を打ちながら、収益を上げる方法というのを考えなきゃならない。

だから、もう前提は、要するにDPCが、要するに収益が上がるんだ、制度を変えることによって収益が上がるという、もうこの、正直言って、判断でもってDPC導入というのを判断したわけでございます。

○濱中委員 質問、教えてくださいよ。だから、市長、同じです。それを私もきちんと理解をした上で聞いておるんです。

だから、節約できるところは本当に少しでも節約をしたいという思いで、経費の節約ができる方法があるのに、わざわざこの今の時期、一時借入金を少しでも減らしたいときに、こういうところは節約できるんじゃないんですかということですよ。業務委託で、業務委託、これ、私が調べたものでも、例えば、32年度の、32年医療報酬改定のときの対象病院になるまでの情報をとったとしても、100万で済む業務委託と今、目先で500万入れんなんのと、それの、こういう比較がありますけど、こっちを選びましたということを知っていますかと、それを聞いた上で、これ、判断されていますかということの質問に教えてください。

○加藤市長 そこまでの、要するに数字については聞いておりません。

○河合総合病院事務長 済みません、先ほどのリースというか委託でという部分についてを、この分析システムの活用について、随時、院内で必要なときに必要な

データを取り出せるという部分であるとか、各院内電子カルテを接続して、先生らが随時必要なときに見られるというような、非常に活用しやすいというか、分析しやすいというようなシステムで、全国でも700病院ぐらいこのシステムを入れておるといのが、前提がありますので、そういうのを前提に今回、入れさせていただきたいという予算を上げさせていただいています。

そうした中で、もう一つ、先ほど御質問あった平均夜勤時間、70日間ということですが、月平均夜勤時間についてはもう職員が体調を壊したり、そういう会合等があって、どうしても夜勤ができないときがあるということですので、どうしても月ごとに変動があるというのが一つあります。それと、あと4月から6月については、新採職員についてはその3カ月間は教育期間であって夜勤をさせておりませんので、どうしてもその3カ月間というのは72時間をオーバーしてしまうというところがあります。

そうした中で、診療報酬上の基準ですけれども、3カ月を超えない範囲で1割以内の変動、1割以上の超過が認められておるということですので、1割超過という、79.2時間になると思いますけれども、その79.2時間超過するときに3カ月続くときがたびたびあるかということになると、そういうのは全くありませんので、ただ、昨年度はちょっと2カ月ばっか、4、5、6以外で超過しておる月がありますけれども、そのときはたまたまというか、職員が複数人ちょっと体調壊されて休まれたということがありますので、その辺はちょっとあるんですけれども、それと、あと、全体を考えると、3交代で、夜勤ができる人が75人おれば、基本的に72時間は確保できると。74人でおれば、72時間を超過してしまうという状況になりますけれども、この7月なんかは80人で回すことができ、67.7時間という数字になっておりますので、今回、なぜクリアできるか、将来も含めてクリアできるかという部分については、一応、今年度新規採用者が10人みえまして、その10人がこの3カ月間、夜勤ができませんので、7月から夜勤ができるという中で、80人体制で回せるということがわかっておりましたので、そういう部分について今後も大丈夫であろうということと判断した次第でございます。

以上です。

- 濱中委員　　すごく綱渡り的な看護師さんの確保なんやなというふうな感想、思いましたので、やはり何で看護師さんがこういった僻地というか小規模病院へ集まらないかというようなあたりなんかいろいろと参考にされているのかなとは思いますが、そういった看護師さんの現状のアンケートであるとか、こういう

労働条件に対する御意見とかというのが、院内でどういうふうにも共有されているのかなとか、そういったことを研究されているのかというのが気になっております。

やはり、報酬以外のところで看護師さんがすごく不安や不満に思っていることなんか、いろんなところで聞こえてきております。そういったことをきちんとすくい上げられるシステムになっているのかどうか、そういった今、看護師さんの待遇なんかを聞く体制があるのかどうか、まずお聞かせください。

○河合総合病院事務長　　済みません、その辺はちょっと看護部のほうで管理をさせていただいていますので、私として、済みません、今のところ把握していない状況があります。

○濱中委員　　看護師さんを、じゃ、募集するとか、そういう、総合病院へ来てくださいという動きは、じゃ、看護師さんに任せられていますか。事務方のほうでも頑張るところじゃないんですか。

やっぱり魅力のあるというか、この病院で働きたいと思わせるだけの環境を用意して初めて看護師さんって来ていただけるのではないのかなと思うし、その環境整備をするのは看護師さんの役目ではなくて、管理者のほうの役目ではないのかなと思うので、ちょっと今回もやっぱり病院のほうで、ちょっと悲しい情報も出ましたけれども、やっぱり院内、同じ部署だけでは話ができない体制もあるということも聞いております。事務方やからこそ、きちんとそれを把握できる形ができるようにもなるというふうにも聞いております。

そういったことができていなくて、看護師の募集とか勧誘とかということ、看護師さんの部署だけでまとめてもらうと、事務方が聞いていないようではどうやって勧誘するのかなんて思ってしまうんですけども、そのあたり、今までと何にも、看護師さん確保策が広がっていないのに、何をもって看護師さん、これからきちんと負担のない職場環境をつくりますと言えるのかななんて思っておりますけど、いかがですか。

○徳井総合病院総務課長補佐　　濱中委員にお答えします。

現在、各部署、病棟でいうと3階、4階、5階、6階、7階、ほかの部署も、今、負担軽減、どんなことができるのか各部署で出してくださいと、この部署がえらかったら、どういうことですかと、これは看護部に出さんと総務課のほうに出してくださいとあって、今、集計を出していて、ある程度のお言葉、各部署からいただいておりますので、これをまた、管理職会議等にかけて、軽減策をやっていると今思っております。

○高村委員 1点、お聞きします。

D P Cをやっている病院が、D P Cをやめたという病院ありますね。その理由をちょっとわかりやすく教えていただきたいんやけど。

○河合総合病院事務長 厚労省なんかのホームページなんかで情報把握したところによると、看護師10対1が確保できなくなった、看護師が大幅にやめられて、その10対1が確保できなくなったもんでやめたという事例はあるとは聞いております。

○高村委員 それ、1点だけ。それ以外に何か。

○松井総合病院総務課係長 病院が合併したときに、D P Cのほうができないということとか、あと、もう合併といいますか療養病棟、そちらのほうに今後いくというふうな流れに変えられる病院もありますので、そういう病院がD P Cの退出ということで行っているケースはあります。

○高村委員 事務長に言っておきたいんやけど、そういう事例があったら、もう少し勉強せなあかんと思うよ。そして、我々委員にわかりやすく説明せな、僕は素人や、あんたらはプロやで。プロはそれ以上の勉強をして、やっぱり胸を張ってやる。それで、この病院がもし、もとに戻らなあかんときには誰が責任持つかということまで言ってもらわんと、安心して任せられんわい。病院は潰れたら、尾鷲市は潰れるのと一緒やで。

○河合総合病院事務長 済みません、その辺のD P C退出という視点でなかなか、今度、導入という視点で今回いろいろ勉強させていただいたこともありますので、ただ、今後、10対1が確保できないとか、そういう話であれば、そもそも尾鷲総合病院は急性期病院として救急患者を受け入れていかなあかんということがありますので、病院のその役割を果たしていくには当然10対1の看護基準というのはどうしても確保していかなあかん部分ですので、その辺はしっかり努力していきたいと思っておりますけれども。

○高村委員 私の言いよることはわからん。そういうことを、D P Cをしたいのなら、何でも100点満点の知能を入れてくれと。上っ面だけD P Cというのはええもんじゃというのを聞いて、ちょっとぐらいもうかるとしてするんじゃなしに、こういうことはあるんやで、尾鷲市を助けるためにやりますというぐらいの胸を張って言ってくださいよ。そうしたら、私らも賛成するんやけど、どうもあんたらがどばっと胸にはまっていないもんで不安なんですわ。

○奥田委員 いや、本当に今、話聞いていても、事務長、導入しか考えていない

と、総合的にやっぱり考えてほしいんですよ、これ。

それで、これ、本当に僕も、突然出てきましたでしょう。もう一般質問で申し上げたように、26年の決算審査から何にも僕ら説明受けていないんですよ、この3月までね。一般質問は、濱中委員がしていましたけれども、全然説明もない、再生プロジェクトの中でもない、去年3月に出した新改革プラン、総合病院新改革プラン、その中でもDPCというDの字もない。

そういう中でこれ突然出てきて、収益改善されるんですよと、収益だって、これ、紀南病院の係数を基準にしたらこうなるということなんですよ。でしょう、1億1,000万、これも29年度まで、僕、一般質問で言ったけれども、暫定係数というのに入っているんですよ、激変緩和係数というのが、29年度から6年間。その分も加味している、これも数千万入っているけど。そういうの、全部入っているわけですね。

これ、市長、僕、収益、もうかるんですよと言っていますでしょう。でも、これ違うんですよ。やっぱり29年度までエンジンぶら下げたんですよ、国は。DPCに入れて、それは点数つけて、去年でも1,667あるんですよ、病院。それを、順位づけするわけですよ、I群、II群、III群。例えば、紀南病院だと、I群、II群、III群が、I群というのは大学病院やでね。II群が大学病院に準ずるかな。それ以外、III群ですから、千四百幾つのうちの640番目、あなたの病院は1,442ある、そのうちの640番目ですと。だから、係数はこれだけですよということを決められるわけですね。その係数によってこの診療報酬の掛け率がある、掛けていくわけね。

僕が一般質問で言ったように、市長、収益、29年度を紀南病院で当てはめたらプラスになりますよ、それはプラスになるでしょう。紀南病院、努力していますもん。もう本当に21年からやっています、もう9年やっていて、外来も制限して入院だけにあれして、療養病棟とかきなん苑やったかな、そういうのも併設してうまくやっているわけですよ。入院だけに集中して、先生にも負担かけない、だから、ややこしい、ややこしいと言ったら怒られるけど、尾鷲総合病院にも救急をぽんと送ってしまう。5%あるんですよ、全体の5%、尾鷲総合病院に搬送する分が、南牟婁郡のね。尾鷲管内はないですよ、紀北町管内は、尾鷲紀北町の救急車の搬送というのは紀南病院、1件もないんですよ、去年見ても。1件もないのに、向こうは5%もあるんですよ、こっちへ。向こうは新宮もある、すぐある。

だから、そういう短期の入院、診療所も結構ある、受け皿は結構あるんですよ、

受け皿がね。自分のところも、さっき言ったようにきなん苑というのも設けておるし、受け皿きちっとしてきている。だから、短期入院の、急性期のところに集中しているんですよ、集中している。だから、僕は、まだまだ640番でええほうですよ、真ん中より上ですからね。言っているわけですよ。

でも、尾鷲総合病院が果たして640位に来れるかということ、僕はどうかという感じするんですよ。そんな、紀南病院と一緒にできていないと思うんですよ。相当、地域性も違うし、病院の質も違うし。だから、市長、これ、違うんですよ。激変緩和係数も入っておるし、紀南病院に当てはめただけの話なんですよ。

今後、市長、普通に考えたらわかるじゃないですか。これまでだって、計算のもとになる診療報酬、病名のごとにありますよ、点数つけていますよね、点数。それも、3期に分けてあるわけなんですよ。それも年々下げてきておるんですよ、これ、改定ごとに。見事に下げてきていますよ。公立、ここまでできるんだったら、次、ここまでできますねと。国だってばかじゃないですよ。厚労省、ばかじゃない。

ここまで、できるんですよ。いい病院はここまでできるんですから、ほかの頑張っていない病院さん、これ目指して頑張ってくださいと。ぼんと下げてきますよ、診療報酬。もとの計算を下げる。でも、いい病院は、さらに努力していますから、急性期をいっぱい入れて、すぐ早期退院させて、どんどん努力していますから、係数もそう下がらんですよ。でも、一般の普通の病院なんか、診療報酬ぼんと下げられたら、今後、絶対下げてきますって。だって、これ、目的は医療費の削減ですから。今はそれ入れて、いい病院評価しましょうと。悪い病院は点数下げましょう、係数下げましょうと。選別してきておるわけですよ。悪い病院は死んでいけと、点数低い病院は死んでいけということなんですよ、これ、極端なこと言ったらね。

地域のようにせんような、本当に長期入院の病院、ちんたらちんたら長期入院者抱えてやっておるような病院はもう減びていけと、極端に言ったらね。そういう制度なんですよ、これ、よくよくずっとこれ勉強していくと。

だから、29年度を、暫定係数も入っておる、激変緩和係数も入っておる、紀南病院みたいに努力しているところと同じように計算したらこうなりましたと。尾鷲も、30年度、これどうなるかわかりませんよ。紀南病院だって、今後どうなるかわかりませんと言っていましたよ。係数だって変わるじゃないですか、がらっと変わるわけでしょう。

この激変緩和係数で30年度から変わるわけですから、これ、もう。もうなくなって、係数は上がるみたいですけど、係数自体は29年度から上がるみたいやけれ

ども、もともとの下げてくるみたいやね、またね。もともとのもとが下げてくるんですよ、これ、診療報酬の、この。

だから、30年度以降ちょっと読めませんという話もしていますよ。だから、そういうところも考えてやらないと、本当に、もうかるからやるんですよ、そんな、国がもうけさせてくれるわけないやないですか。医療費の削減が目的ですよ。医療費の削減が目的なのに、医療費、病院に支払う診療報酬、上げると思います。

普通に考えたらそうでしょう、市長。絶対下げてきますって。それで、受け皿もない、介護のところも考えていない、本当に在宅医療きちっとできていない。できていたらええよ。紀南病院まで、今18.4日という話あったけど、入院日数も。15から16まで下げられたらええよ。その受け皿、尾鷲市に今あるのかという。地域包括ケアもできていない。

そこをきちっと総合的に考えないと、短絡的に、これ、再生プロジェクトにも何にもなくて、突然、改革するんですよと、県から職員呼んできて、事務長に据えて、県は、それは県の医療構想ありますから、今851あるベッドを2025年、あと7年後に506まで減らすと、そういう方針がありますから、それは県から来たらそういうことをやるのかなと思いますけど……。

○南委員長 奥田委員、質問してください。

○奥田委員 わかりました。

○南委員長 お願いします。

○奥田委員 僕は、これは今は総合的に考えて、僕は時期尚早やと思うし、ほかにやることあると思うし、地域包括ケアが先やと僕は思うんやけど、ちょっとこの、収益が出るからやるんですよという、今、高村委員も言われたように、それだけですか。だって、三浦病院だって、さっきだって看護師がおらんから脱退したと言っていたけど、でも、三浦病院だって、やっぱり医師の不足もあり、やっぱり患者さんを選別するのが嫌やと、当時の院長はっきり言っておるじゃないですか。ネット見たらわかるでしょう、そんなの。そういう、患者をやっぱり選別したくないと。やっぱり早期退院をさせたくないというようなことも含めて地域密着でやりたいという思いがあって脱退したんでしょう、これ。何でそういうことを言わないのかなと僕は思うんやけれども、市長、これ、短絡的じゃないですか、僕、いかがですか。

○加藤市長 僕はそこまで、細かいところまでは全然見ていません。ただ、病院の報告の中で、いろいろ調査した結果、この方向が一応今のところはベストであるという話なの。

それは、要は、今のさっきの紀南病院云々の話もありましたけど、やっぱり我々だって努力しなきゃならない分、どんどん努力していきますよ。まず、病院を維持しなきゃならない。

病院を維持していくためには、まず何が必要なのかというような話なんです。要するに、患者さんがどんどん少なくなっているとはっきりわかっているわけなんです。収益落ちますよ。収益をもとに戻すために、あるいはそれ以上いくために、どんな手段があるのかということを考えないと、経費がどんどん下がるということはありませんよ。もう今、ことしから実施している薬剤とか、あるいは医療材料の、そういったのを一括調達しながら、いろんな策はある。病院内部でもいろんな経費削減はやっている。しかし、限度があるんですよ。そういう中で、そういうチャンスというのか、そういうことを心がけながら、その方向に進むというの。

だから、まだ正直言って、導入まで1年半ある。先ほど奥田委員がおっしゃったことについても、やっぱり努力する期間がまだ1年半あるわけなんですよ。

どうしてもやっぱり収益を上げないと、病院というのは大変な状況になっている。この辺の認識をしておいてあげたい。だから、我々としては、もう本当に努力しながら、このDPC導入によって、まず収益の場合はこうなります。一方、DPC導入によって、要するに、私の聞いている話になると、病院の先生方が一つの作業をやる、一つのシステムの中でスムーズにやっぱり仕事ができると。これは非常に大きなこと。

もう一つは、やっぱり三重県がこの前、事務長から説明ありましたように、八つのところの中に七つがDPC導入していると。その方向だったら、我々としては、どこから病院の先生を尾鷲病院に派遣していただくのかと。やっぱり私は三重大との協調というのは非常に重要だと考えております。

○奥田委員　その方針をもし、やられるということであれば、僕はきちっと再生プロジェクトでも説明すべきですよ、これ。これしかない、収益改善にはDPCしかないと言い切るなら、僕はほかにもまだあると思うんですけど、そら、医薬品を集中管理しましたけど、ほかにもいっぱいあると思うんですよ、改善すべきことはいっぱいあると思うんですよ。

DPCしかないというふうに市長が考えるんだったら、僕はきちっと、これ、予算計上ですよ、もう予算。432万と。これ、1年半あると言ったって、432万がもしやらないということになれば無駄になるじゃないですか。432万、大きいですよ。避難路だって30万だってつかんというような時期に、432万、まだ1

年半あるじゃないですかなんて、そんな言い方、僕ないと思うんですよ。

それと、市長、僕、非常に無責任だと思うのは、これ、議会に何も説明していないということはまず一つね。これ、議会も軽視、議会無視もええところやと思うんやけれども、さっきの濱中委員も言われた残業時間の話、僕が一般質問したらもう基準も満たしているからどんどんやるんですよというようなこと言っていたけど、ことしの4月、5月、6月見たって、72時間超えているでしょう、これ。満たしていないやないですか。4月、5月、6月見てもね。さっきは、7月は、まあ、80人体制になったもんで、できましたと。さっき濱中委員が言われたように綱渡りで本当にいいんですかという話もありますよ。

基準を満たしていない、ことしに入っても満たしていない。そういう状況の中で、議会へ何にも説明せんと、これ、議員の皆さん、まだわかっていないと思いますよ。僕もやっとこれ、一般質問する、あれ、おかしいなと思いつつ、ぼくはもうずっとおかしいなと思っていましたけど7月の説明のときも、あれっと思っていただけれども、今回一般質問する上でずっと勉強していくと、中身見ていくと、あれ、やっぱり、あれあれあれというようなことが結構あるんですわね。

ほかの病院が、公立病院、八つのうち七つやっておったって、ここは独特ですよ、やっぱり。近くに受け皿ないんやもん。大きい病院ないしね。これ、過疎地やないですか、本当の。紀南病院とまた違うんですよ。紀南病院は新宮医療センターあるから、また。それで、地域の診療所もしっかりしているし、自分ところの老人施設も持っておるやないですか。

そういう地域性も、全然病院との性格も全然違う。そこのところ、僕、考えな、細かいことわかりません言われたって、1億、これ見ると、市長、勘違いするかもしれないよ。担当課から1億1,100万、これふえるんですよなんて言われたら、じゃ、やろうかと言って、ただそれだけじゃないんですか、市長。でも、この1億1,100万、僕はうそだと思いますよ、これ、うそ。うそが入っていますよね、これは。紀南病院と比較ならんもん。

○南委員長　　ちょっと病院事務長の答弁を。

○河合総合病院事務長　　紀南病院の平均在院日数と医療機関別係数のことをちょっと説明させていただくと、紀南病院の現在の、平成29年度の平均在院日数14.3日になっています。

ただ、それは、平成26年度までは、26年度になると18.5ということで、20.5日、二十日を超えるような日もありました。なぜ、そのように短縮してき

たかという、平成27年5月に回復期リハビリテーション病棟を開始しまして、平成27年11月に地域包括ケア病棟を開始して、院内の病棟運用によって平均在院日数を減らしてきておるといことで、紀南病院の職員にもきちっと確認しておりますので、その辺は、当院についても今18.4日という中で、来年、地域包括ケア病棟を導入することによって、そういう病棟を運用しながら、平均在院日数は、目に見える形としては減ってしまいますけれども、患者さんのサービス、早期に退院さすということは考えておりませんので、それがまず1点と、あと、医療機関別係数の件なんですけれども、29年度の紀南病院、1.1644という数字になっています。16.44%加算されると。30年度は1.2347といことで、23.47%、暫定の係数がなくなっても30年度はふえたという状況になっています。

それは、基礎係数とか、機能評価係数のほうへ移しかえをされていくというもとに暫定係数はなくなってきましたので、それが一つと、あと、平成30年度の尾鷲総合病院のほうの見込みも一応算定しております。

平成29年度でいくと1.1644といことで、紀南病院で6.9%、1.1億円、それを当てはめると尾鷲総合病院は増収になるといことですけれども、この係数というのは基礎係数と基礎評価係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱの三つの評価係数で構成されていまして、Ⅰは当然、紀南病院と同じと、機能評価係数Ⅰについては、いわゆるどういう入院基本料をとっているか、あと、どういう加算をとっているかといことで決まってくるので、それも一応うちのほうで算定しました。

3の機能評価係数Ⅱについては、診療実績とか、ほかのDPC病院との比較において係数が出されますので、そこはちょっとうちのほうで試算できませんので、確定しておる1と2だけ足してみても、結局1.1305という係数になります。それを29年度のDPCの実績を掛けると5.6%、8,000万ぐらいの増収見込みになるといことで、あえて高い数字をつけて増収になるように見せておるとか、そういうことは全くありませんので御理解賜りますよう、よろしくお願ひします。

○南委員長 奥田委員、簡潔にお願いいたします。

○奥田委員 今の14.3日、これをどんどん短くしておるんですよ。短く短縮しておる。早う出ていけといことですよ。地域包括ケア病棟、設置したといけど、今の療養病床90日やぞ、それを60日に短縮ですよ、60日に。30日、早う出ていけといことですよ。

だから、その受け皿がきちっとあればいいんですよ、あれば。あればね、在宅医

療、きちっとした。在宅看護も含めた、看取りも含めたな。事務長は今までと変わらないんだよ、計算だけ変わるだけなんですというけど、そうじゃないんですよ、これ。係数に全部反映されてくるわけですよ、これ。病院日数が長い人を抱えていれば、係数が下がってくるんですよ、これ。だから、医者が、医者判断やどうのこうの言っていました。医者のせいにしていましたけど、医者だって三重大から来ていて、自分のところの病院、点数上げたいですよ。係数上げたいよ。これ、順位づけされるんやもん、係数の。

だから、いつまでもいつまでも長い入院患者なんか抱えておれんわ。抱えておいたら係数下がっていくんやもん。おまえのところ、おい、おまえのところの病院、係数低いやないかと言われるの。要するに、もっと上げいと。計算は変わらんといいながら、計算方法だけで入院日数は変わらんと、それはうそ、それは詭弁やで、あなた方。

その辺のところをきちっと市民の方に、僕らにもそうやけど、議員に対してもきちっと説明してせな、それは僕、詭弁やと思う。

それで、調整係数が上がるんやという話していましたが、僕さっき言ったやないですか。調整係数は上がるんさ。上がるんやけど、もともとの数字、もともとの診療報酬のところは下げてくるのさ、30年度は。下げてくるもんで、紀南病院の担当者もどうなるかわかりませんと言っておるわけよ。係数は上がるんやで。

だから、その辺は、国もばかじゃないからね。係数上がるんだ、頑張れよみたいな話やと思うんですわね。でも、もともとの数字は下げてくる。

だから、地方交付税と一緒にですよ。地方交付税やるやるといいながら、過疎債発行したら7割還付するでいいながら、計算上はそうやけど、掛け率下げてくるのか。国だってばかじゃないで、本当に。そうやってニンジンぶら下げてやってくるわけさ。それで、頑張らんとところは死んでいけよと。早う退院させていかなあかんぞと。在宅医療、在宅医療やぞと言うんやけど、その受け皿をきちっとできていたらええよ。地域としてそれができていないやないですか、今。違いますか。それを僕言っているんですよ。

だから、病院だけを考えるんじゃないで、紀南病院と比較だけを考えるんじゃないで、きちっとしたことで全体を考えてほしいということを言っているんだけど、それがわからんかな。

でも、そのことをやっぱりこれまで説明していないんだから、この議会に対しても、きちっと、これ予算づけ、市長は1年半あると言ったけれども、もう予算が出

てきておるわけですから、予算計上までにきちっとやっぱり議会に対しても、市民の方に対してもきちっと説明せなあかんわ。

僕言っていることおかしいかな。僕は、高村さんもさっき、わからんかなと言ったけど、そこは僕は短絡的過ぎると思うんですよね。その辺がね。ええことしか言わない。ええことしか言わんでしょう、あなた方、大事なこと言わないんですよね、いつもそうやけど、執行部ってそうやけど、だから、きちっとこういう面もあります、こういう面もありますよときちっと説明せんことには、市民だって困りますよ、これ。後で困ったよということになると、大変なことですよ。尾鷲、住めんようになるということになり得ますよ。

○河合総合病院事務長　その辺の60日、90日の話ですけども、診療報酬上、地域包括ケア病棟については60日が算定の期限ではありますがけれども、60日で退院させなければならないということではありませんので、そこは実際、医師の判断でやりますので、その辺はしっかり7月にも病院長がここへ出席して、患者によってケース・バイ・ケースで対応するということはお答えさせていただいていますので、その辺はしっかりと患者さん、市民の方に迷惑かけないように、しっかりと病院運営はしていきたいと考えております。

○南委員長　奥田委員、最後でお願いします。

○奥田委員　最後にしますね。

いや、そこが詭弁だと言っているんですよ。詭弁なんですよ、それが。追い出さんですよ。追い出さないと係数下がるんですよ。だから、それは、院長がそうやって言うかもしれない。でも、さっき言ったように、三重大からやっぱり言われますよ。国からも言われるし、県からも言われますよ、係数上げよと。いつまであんだ、これ、長期入院者抱えておるんやと。点数下げるぞと。係数下げるぞと。1,442病院あるけど、尾鷲総合病院1442番やぞと。そういうふうになってくるのさ。

だから、あなた方は、そういう日数、計算だけです、日数変わりませんよと言っても、この調整係数に反映されてくるのさ。だから、医者だってそんなあほじゃないやん。医者だって、そうやろう、尾鷲総合病院にせっかくおるんやったら、来たら、三重大から、自分ところの病院の係数上げようと思うやろう。思いますよ、絶対に。この患者、もうちょっと置いてやりたいなと思っても、係数に反映されてくるんやったらやっぱりこれは背に腹かえれんわい。もうちょっと置いてやりたい、この人もうちょっと置いてやらんと、自宅療養もできんなと思っても、追い出すわい。係数上げなあかんのやもん。

そこをきちっと市民に説明せなあかん。もう早う出ていくような仕組みなんやと、これは。早う追い出す仕組みなんですと。だから、あなた方、もう看取りも自宅でしてくれ、介護施設でできるように、あんたら自分らで、病院は関係ないからあんたら自分らで考えよと。そういうことやろう、あんたらの言いよるのは。そういうことをちゃんと説明せなあかんわ。それを尾鷲市はできていないんやもん、そういうことがな。できていないけれども、やると言うんやったら……。

○南委員長 奥田委員、奥田委員。

○奥田委員 だから、詭弁なんですよ、あの人ら、市長、言うのが。

○南委員長 いやいや、奥田委員の言うのもちょっと理解はできますけれども、7月20日の日にDPC導入について、わざわざ初めて小叡病院長に来ていただいて、病院としての考え方、また、院長としての……。

○奥田委員 でも、皆さん、理解深まっていますか。

○南委員長 考え方を聞いて、院長は、これから2025年の医療を目指していきたいんやということで明確に述べらんして、尾鷲は尾鷲の文化と風土に基づいた診療報酬を幅を持たせて考えていきたいという、院長のはっきりした言葉をいただいておりますので。

○奥田委員 いや、でも、介護は考えていないと言われて、自分は工場長やと。社長が言うんやったらやりますという話やったよね。だから、社長に聞いているです、社長の市長に、僕は。

○加藤市長 僕は、院長、はっきり言ったの。あなたは現場責任者で全体をとり得る、要するに代表取締役社長C O Oだと言ったの。私は、数字的な話の中で、最終的に数字的な話、病院を継続するためにはどうしたらいいかと、病院開設者である以上は、私はC E Oで代表取締役会長と、企業で言ったらこうなると。工場長とって、かなり自分をさげすんだ形でおる。実際は、あの人が社長なんです。最終的に判断して、病院をどうするかどうかというような話になったら開設者の仕事なんですよね。工場長というのは、病院長が言ったかもわからないですけど、あの人代表取締役社長ですよ。

○南委員長 現場監督という形で。

○野田委員 いろいろ議論あってやっているんですけども、私はこのDPCについてはもっと早くという意見です。進めたほうがよかったと思っています。

一つ、DPCの導入というのは、最大の理由は、今、奥田さん言ったように、医療費の削減です、国のほうが。その膨れ上がる医療費をどのような点数評価を導入

することによって有効かというところに来るわけですがけれども、これは行政にも、一応うたい文句かもわかりませんが、ちょっと話、1回しか言っていませんから長くなるかもわかりません……。

○南委員長 短く、お願いしますね。

○野田委員 短くいきますけど、行政、それで、患者、病院、これ一つの、三つがレベルというか経費の削減ということがモットーであり、やるわけです。それで、病院にとっては、やはり他の病院との比較とか、あと、小藪院長が言われたように、ほかとの比較の中で質の向上が図られないんです、尾鷲総合病院が。今現状、このような、もう累積赤字が28億からある中で、僕はこのお金のことは別として、質を上げていかないと、質を上げることによって、体力つけることによって医療と介護と福祉の、そういう包括ケアもできるけれども、今言ったように、病院がなくなるようなことがあった場合に、それはもうこの地域の崩壊ですよ。そんなことがあってはならんからこの話をやっておるといことなんですよ。

それで、今、2018年度のDPCの制度の見直しした最後に、今回、改良されました。それは、基礎係数と医療機関の評価係数ⅠとⅡというのに分かれました。それで、調整係数というのがなくなってきておる。それで、今、奥田さんが言った激変係数、これはあるわけです。これは、国のほうも、病院によってはマイナスになったら悪いということで、プラスマイナス2の調整、要はげたを履かすわけですわ。そういう仕組みがあって、やられておるわけなんやけど、もう今言ったように収益性はだんだん悪くなってきます。というのは、インセンティブがだんだんとれなくなっていく。だけれども、今やるしかないでしょうというふうな形で僕は話を、病院関係者の人とも話をするわけです。

ですから、病院が、何のためにここの尾鷲総合病院があるかということをもっと真剣に考えて、その後、僕は福祉とか介護の話でいろいろ言われるんやけれども、そういうクレームというのは余りない中で、それだけを取り上げられると、非常に病院の医療という部分がまたおかしくなると思うんです。

それと、病院の先生たちが頑張るやろうというのは26年度のと時からやられておるわけですわ。そこに、議会の、こんなこと言ったら失礼かもわからんけど、余り、どれだけのレベルあるかわかりませんが、やっぱり大きな国の流れが、日本の流れがそういう方向の中にある中で、質が低下するようなことはあってはならんということを僕は言いたいわけです。ですから、僕はこれは押し進めるべきやと思っています。

それで、いろんな係数によってどうこうというのはあります。奥田さんが言っておるのが正しいかもわからん。ただし、それを乗り越えて病院をつくっていく、そういうものじゃない限り、ここの尾鷲の地域はだめになると思っています。ですから、僕は前に進みたいと思っています。

以上です。

○村田委員　このDPCについてはさまざまな御意見があって、それぞれがいろいろな見解で、それは理解もできるところもあるんですが、そこで、病院にあえて、あえてお聞きをしたいと思いますけれども、看護体制、さっき話出ていましたが、それは確実に確立をできるのかということ、それをちょっとお聞きしたい。

○河合総合病院事務長　看護体制10対1というのはやっぱり急性期病院には必ず必要ですので、当然、看護師、確保の努力を最大限して、今後もしっかり確保して10対1は確保していきたいと考えております。

○村田委員　病院事務長の話聞くと、今後努力してということ、それしか答えられんとは思うんですが、それではちょっとどうなのかなと、私感じるんですよね。ですから、確実に確保のできるような対応策、今立てて、こうやっているんだという具体的なお話があると、ああ、そう、さもありなんと思うんですけれども、今後、確立をしていかななくては、絶対に確立をしなきゃならんですから、最善の努力をしますと、ここでおさめるわけなんだけれども、その辺がちょっと私、気にかかるところで、今後の対応策というものを、きちっとお考えをいただいておりますので、今後の対応策というものを、きちっとお考えをいただいておりますので、あればこの場でお示しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○河合総合病院事務長　看護師確保策の話ですけれども、今、看護のほうでということになりますけれども、看護学校を訪問するなり、そういう就職説明会なり、継続した取り組みになりますけれども、現在のところは今その継続した取り組みをしていくということで、抜本的な改革というのはなかなか難しいんですけれども、もう一点、そういう業務内、仕事の見直しということで、今、透析のほうの業務、看護師と臨床工学士でやっておる部分もありますけれども、その業務見直しも今考えておまして、そこから看護部のほうへ看護師を異動さすという方法も考えておりますので、そこは実際、病院内で今、検討にも入っておりますので、いろいろそういう手法も使いながら、確実に10対1の確保をしていく努力をしていきたいと思っております。

ただ、改めてこういう策があるというところは、今のところはちょっとありませんので、継続した地道な努力をしていくというお答えしかありませんので、申しわ

けありません。

○村田委員　その配置がえをするという話も、この間も聞きましたね。それは、それでいいんでしょうけれども、通常はそういうやり方というのはやらないんですよ。確保できなかった場合はそういうことで、苦肉の策だけれども、何とかクリアをしたいという意気込みなんでしょうけれども、それはそれでわかります。

看護学校等々、訪問したり、いろんな策を講じられておると言いますけれども、これは決して文句を言っているんじゃないですよ、お間違えのないようにお聞きいただきたいと思うんですけれども、従来から、看護師のこの確保ということについては、そういう努力はずっとやってきているんですね。しかし、実態はなかなか、それが改良されにくいと、何とかかんとかやっておるのが実態なんですよ。

ですから、新しいこういうDPC制度を導入するに当たっても、特にここら辺に力を入れていくという、今、この段階で絶対確保しますということはあなたも言えないでしょうけれども、何かその辺が伝わりにくい部分があるんですよ。

ですから、できれば、新しい方法とか、いろんな努力をしておることがあったら、この場でなくてもいいんですけれども、次回でもよろしいので、その辺のところをきちっと答えていただけるようなことを考えていただけんかなと、これはお願いします。お願いしておきます。

○濱中委員　関連なんですけれども、看護師さんたちの職場環境、その中で、やはり重要視されるのが、今、医療がすごく進歩が速いということで、研修制度がすごく、大都会の病院は進めておられると。研修制度の、新しい研修に参加するにもやっぱり人数がきちんと確保されている病院でなければ業務を離れて研修を受けることができない。だから、人数の少ない病院では、職場を抜けられないから研修にも参加できないと、悪循環が起こる。そういったようなことも言われておりますのと、あと、潜在看護師、資格を持っておりながら、例えば、産休とか結婚とかで一旦離れた方が、戻りやすい環境のところは病院の看護師さんたちがふえているというような、そういったこともございます。

ですから、復職しやすい環境づくり、そういったことが私はきょうは聞けるのかなと思って期待をしたんですけれども、そういったところにもいっていないということは、やはり先ほど担当のほうの説明してくれた看護師さんの意見収集は今からですということですよ。今から見せてもらう中で、市長、もう一度聞きます。こういうお金がない、お金をとにかくふやしたいからというものの中で、じゃ、今使うお金を少しでも節約するための業務委託でできる方法が、ほぼ同じぐらいの機能

を持ってあるというのが今わかった時点で、それでもこの400万のサーバを買ってまでのものが必要なのか、市長、知らなんだんやったら、こういう委託をして、1年でも様子を見るという様子がいいのか、それでもやっぱりそのきちっと最初からシステムつくるほうがええんですか。

それと、もう一点、私らデメリット言っていますけど、それから、市長はお医者さんたちにとってとか、病院の中にとってのメリット言っていますけど、市民にとってのメリット、何ですか、この制度の。

○加藤市長　この430万円のあれなんですけれども、これは一応レクチャーしてもらおうと、430万円の5年償却ということで、大体86万ぐらいと。それに対して、DPCの収益はどうかということと比較すれば、もう火を見るより明らかなんですよね。

○濱中委員　市長、私言っておるのは、DPC制度に行けるのは、1億がいただけるのは、32年度以降なんですよ、でしょう。32年度以降ということは、32年までの1年半の経費を考えたときに、そこまでの間に確実にDPCが維持できるかどうかわかるまでの間のお試しとして今500万が必要なのか。お試しするまでの間に、100万足らずでこれを、きちんとデータをとれるだけのシステムもありますよということを情報提供した上で、それでも今この500万が要すると思うのかどうか。それと、市民にとってのメリットを教えてください。

○加藤市長　市民にとってのメリットというのは、要するに、病院を継続するということです。今までの、僕は病院長からはっきり聞いている話は、今までの医療サービスについての変化はないと、そういう話です。だから、さっきの90日、60日の話についても、医療を継続していかなきゃならない患者さんに60日たったから、はい、出ていってくださいというようなことはしませんと、はっきりと病院長言っていますから、それは当然、医療が必要な方々については、多少、係数が下がったとしても、それはきちんと守り抜かなきゃならないと、だから、要するに、市民にとってのメリットということは、要するに、今までの医療サービスを継続すると、これがメリット。メリットというか、本当に継続するということ。

その中で、大変な病院がこういう状況になった、財政上の大きな問題になったとき、市の財政も苦しい中で、何かやっぱり一つの策を講じなきゃならないということで、はっきりとDPCを導入することによって収益が上がるか下がるか、どうのこうのおっしゃっていますけど、下がるんじゃないかと、でも、しかし、事務長が申し上げて、最低の、これは機能評価係数、不確定要素の診療実績を除いた場

合でも、一応プラス5と、金額的に8,000万ぐらいの収益が上がるという、そういうシミュレーションができていますよね。そういうことから、要するに判断した結果、DPCは導入すべきであるということでございます。

○濱中委員　もう一つの答えは。システム、予算の。

○河合総合病院事務長　先ほどこちよつと説明させていただいたとおり、委託であると必要なときに必要なデータが出せないというところもありますので、そういう部分で、日常的に医療の質の向上のために、分析、改善する活動をするには、備品を導入して必要なときに必要なデータが出せるということにする必要があるということはお考えしております。

○野田委員　一つは、先を、2年先を見る中において、一つ気になるのは、三重県下のDPC参加病院は23病院あります。私立の病院も入れて23病院あるんですけども、直近で参加病院となっておるのは伊賀市立上野総合病院です。何言いたいかという、僕はこれを入れたからすぐ収益が上がるというのは、だんだんインセンティブが下がってきています。ですから、非常に難しい部分があるわけです。

その中で、尾鷲総合病院はプロジェクトの中で医薬品材料費の改革、2.5%、そういうものがあります。そういうものも含めて改革をしていかないと、財務的な回復はなかなか難しいところがあるんですけども、その前に、今の尾鷲総合病院の事務方スタッフはDPCの経験がないものですから、僕はどこかへ行って研修を受けるといような体制を今からやるべきやと思うんですよ。入れる、入れんは別として。

例えば、伊賀市立病院やったら、前事務長ですが、それがいいとか悪いとか別として、いろんな先を、いいとか悪いとか別として、研修する手段を何か設けると、今の状態やとDPCわからん状態ですわ。いろんなこと言ったとしても、やっぱりそこに入り込んでいこうとしたら、何らかの形をつくることも僕は事務方として必要じゃないのかと、先を見ると、そんなことを思いますので、一つの提案として言わせていただきました。どうですか。

○松井総合病院総務課係長　研修なんですけれども、やはり私も実際DPCとかの医療のほうの事務をやっている者としては研修は必要だと考えております。

それで、やはり紀南病院のほうの担当者のほうにも、ちょっといづれお勉強のほうをさせてくださいということは伝えてありまして、いつになるか、その時期とかはまだ決めていないんですけども、お声のほうはかけさせていただいておりますので、やはり紀南病院、先輩ですので、そちらのほうのDPCの先輩としてアドバ

イスはさせていただきますということも言っていたいでいますので、今後、日程調整して、勉強のほうをさせていただきたいと思っています。

○野田委員　　よろしく申し上げます。やっぱり先見ていかんと、これが10年、2025年にどう変わってきます、病院としてのサイズダウンとか、いろんなことも考えていかなあかん時期が来ると思うんですよ。ただ、今、頑張っしてほしいと思います。

　　以上です。

○加藤市長　　野田委員のおっしゃること、非常によくわかるんですね。そのために、今、崖っ縁なんです、病院の経営というのは。病院の経営が崖っ縁なんです。崖っ縁の意識は病院のスタッフ、ほとんど全員が思っています、何とかしなきゃならないと。何とかしなきゃならないということが、具体的に言ったら研修であり、患者さんに対するサービスなり、何なりと、物すごい真剣になっていると。

　　さっき、村田委員がおっしゃった看護師の、ちょっとDPCのあれとは、看護師を集めなきゃならない。こういう場合についても、本当に目標は5人、7人なんだと。前のときの包括ケア病棟の話の中で、看護師をこれだけしなきゃならない。今回も、5人が内定しているんですよ、今。それは何なのかということなんです。それはみんなが動いているんです。自分たちのコネクション、あるいは学校とか看護学校とか、いろんなことやる。

　　いろんなつてをあれしながら、何とか何とか、尾鷲の病院に看護師として来ていただくような、そういうこともずっとやっている。今、7人内定しているんです。7人内定しているということは、私、考えられないですよ、今までで。いつも2人、3人で何とかなんとかした。これだけの努力やっているんです、みんな。

　　だから、私が申し上げたいのは、おっしゃるように、いろんなことをみんな、病院が本当に一生懸命考えていかなきゃならない。今、やっています。さらにやらなきゃならないと。何でかというか、崖っ縁だもん。それを、きちんと回避するためには、やっぱり人というのは重要な要素の一つであると私は考えているんです。

○三鬼（和）委員　　後半、濱中委員とか、野田委員のやりとりの中で、市の財政も厳しいし、病院経営に対しても考えていかなあかん、先ほど今、市長も崖っ縁と言われて、このDPC方式の診療方式を導入したいということなのかなとあれなんですけど、平成29年度の決算見まして、一般質問のやりとりなんか見ておっても、医療人口自体が減っていくという表現を市長がして、29年度に関しては制限が減っていますよということでしたんですけど、市長が申されておるように、医療

人口は減っていくと思うんですね。ですので、今、今回、29年度で1億円の見込みが出て、これも医療人口に比例するとまだ減っていくということなんですね。

基本的にはやっぱり急性期の医療を強化しようと思うと、内科、外科、整形というの、そういったところを常々、医師の確保と強化していないと、この数字も保てないんじゃないかなという、全体の医療人口が減る分だけでも減っていくんじゃないかなということが推測されるんですけど、そういったことも含めて、この1年、2年の話だけじゃなしに、将来的なことも含めてこのDPCの診療体制で見込みを見ているのかどうかという考えが、きちっと議論されたのかということだけ、ちょっとお聞かせください。

○加藤市長 前回あれしました地域包括病棟についてもそうなんですね。看護師の人数等、どれだけふやしてどうしていかなきゃならないか。現状、要するに、療養病棟だったら、要するに多少なりとも今回、融和策がとられていますけど、来年になったら大変な状況の中で、聞くところによると6,000万ぐらい、31年度は、全く同じ人数でも、療養病棟だったら6,000万円ぐらい下がるというような話は聞いています。

それでもって、先ほど申しましたように、毎年毎年7,000万円ぐらいの収益が悪化していると。当然のことながら、このDPCをどうのこうのしたって1年か2年しかもたないんですよ。29年度を比較して、28年度を比較しても。それをどうやって収益を上げるための療養病棟から地域包括ケア病棟に変えていきながら、国の策は完全にそうですから、そのままいっておいたら尾鷲病院はもう本当に収益、その部分だけでもかなり下がってきますよね。

そういったことを考えて、ただ、それだけじゃないですよ。だと思います。これを、やっぱり今後、尾鷲病院が、要は維持していくためにどうしたらいいのか。せんだっての、前のときに、要するにこれを6月の議会のときにも、やっぱり広域的にどう考えていくのかということも今研究しているところなんですね。

そういうことも含めて、やっぱり維持しなきゃならない、成長というよりも維持していかなきゃならない。だから、要するに、今28億円の累積債務がありますけれども、もうあと1億4,000万しか残っていないんですよ。そんなもの、収益だけでどんと飛んでしまいますよ。キャッシュだって1,400万しかないでしょう。これをどうするのかということをもとに一義的に考えながら、基本的には患者さんに対するサービスというのは維持していくということを考えて、いろんな方策を立てているという状況です。

もちろん病院の改革はそれだけじゃないと思います。今後どんどんやっていかなきゃならない。そのための、要するに、病院スタッフの意識が変わってきた。以前はどうか知りませんよ。だんだん変わってきたんです。何とか私たちの手でやらなきゃならない。そういう中で、やっぱりこれからスタートしていこうとするんですね。今、まさしく病院改革なんです。病院改革をやっていかないと。そのかわり、ほかのところをなくして、ほかのところを一生懸命やったらええやないかという話もある。

私は、要するに救急体制というのは絶対維持していくと。その分の中のやっぱり費用としては1億1,000万マイナスなんですよ。これは維持していきますよ。それで、ほかに産婦人科も入れました。小児科もきちんとしています。それは、人数が減ったら減っただけでどんどん赤字が膨らむ。しかし、これが市民の皆さんの、どうしてもやっぱり必要な科であれば、それは維持していかなきゃならない。だから、ほかの件を考えながら、どうやって病院を維持するための収支を保っていくかというようなことをやっていかなきゃならないと、私はそう思います。

○三鬼（和）委員　いえいえ、産婦人科も、言ったら救急にしても、それはわかった段階で、現状として事務長にはっきり答えていただきたいと思うんですけど、やっぱり内科、外科、整形を強化しない、医師の確保をしていかないと、このDPCを導入しても厳しいところ、総合病院を維持していくという大前提の議論でして、そうじゃないかなと思うんですけど、トータル的な何をやめるとかやめないとかじやなしに、この29年度の決算でよくわかるじゃないですか。そういったことについて、今後の見通し等、考えられたらお話ししていただきたいなと思いますけど。

○河合総合病院事務長　急性期の維持というところも含めての話ですけれども、2025年に向けて地域医療構想の中では、尾鷲総合病院は急性期の維持と回復期の充実ということが求められていますので、当然そういうことに沿った形で、急性期は必ずやっていかなあかんという中で、あと、医師の確保ですけれども、今、三重大学のほうへ病院長とともに派遣要請、継続していっているところですが、一定期間に交代する医師の後任であるとか、そういう宿日直なり、外来の応援なんかは確実にちょっと応援をいただいておりますけれども、やっぱり増員ということになると、なかなか全国的に医師不足なり、診療科偏在というところがある中で、なかなか非常に難しい状況でございます。

ただ、今地域枠のBの学生、尾鷲市が推薦した学生が今3名ほどもう医師となって地域で研修をされていまして、この9月からも1名、尾鷲総合病院で半年間研修

するということになりますので、そういう方が尾鷲市に残っていただいて、今後も継続して尾鷲総合病院の診療に入っただけたらという、非常にそういうところは期待しておるんですけども、直ちに増員というのはなかなか難しくって、その辺は日々努力して三重大学のほうへ継続して派遣要請等はさせていただきたいなどは思っています。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

ないようでしたら、その他のほうの報告を受けたいと思います。

○平山総合病院総務課長 それでは、資料4、6ページのほうをごらんください。

通知いたします。

こちら、入院時支援加算の算定に伴う尾鷲総合病院処務規程の改正案についてでございます。

こちらのほう、平成30年度の診療報酬の改定におきまして、入院時支援加算という新たな加算が新設されております。

入院時支援加算とは、入院を予定している患者さんが入院生活や入院後にどのような治療の過程を経るのかをイメージでき、安心して入院医療を受けられるように、より優しく丁寧な医療を推進する観点から、外来において、入院中に行われる治療の説明ですとか、入院生活に関するオリエンテーション、持参薬の確認、褥瘡・栄養スクリーニング等を実施し、支援を行った場合に算定することができる加算でございます。

こちらのほうは退院時に1回、200点の算定ということになっておりまして、2番目として施設基準等、こちらのほうが算定対象の患者としましては、自宅等から入院をする予定の入院患者であること。あと、入退院支援加算を算定する患者であることということが対象患者となっており、2番目としまして、施設基準のほうが入退院支援加算の届出を行っている保険医療機関であることですとか、あと、入退院支援加算の施設基準である人員に加えて、入院前に支援を行うものとして、当該入退院支援部門に、それぞれ人員配置としまして専従の看護師が1名以上又は入退院の支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士がそれぞれ1名以上配置されていること。3番目としまして、地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていることと、基準がございます。

現状、入退院支援及び地域連携業務を行う部門として、総合病院では事務局の病院総務課内の組織として地域連携係を設置しており、また、一方で、予定入院患者

に対する支援は看護部の中に入院支援室を設置して実施しております。

しかし、入院時支援加算を算定するには、地域連携係内に入院支援、入院前の支援を行う専従の看護師等を配置されることが施設基準となることから、現在の総合病院の組織が別組織になっている、総務課と看護部の別組織になっているということです。算定できない状況にあり、組織を見直す必要があります。

ですので、今後、対応といたしまして、総合病院の処務規程の見直しを行いまして、看護部内の入院支援室を組織として廃止いたしまして、事務局の病院総務課内の地域連携係に入退院支援担当として置くことにすると。今後も入院支援を行う場所としましては、現在の2階、救急の前でございます現状どおりの2階、外来棟に入院支援室を置いて実際の業務を行いますので、患者さんには影響はございません。

本改正を30年の10月1日を施行日として、今後、規程の改定を進めていきたいと考えております。

参考といたしまして、入院時の支援加算の算定の試算としましては、29年度に入退院支援加算の算定件数が年間約700件ございまして、そのうち自宅等から入院する予定患者数としましては、年間で約50件ほど見込めますので、50件の、先ほどの200点で、金額的にすると2,000円を掛けますと、約10万円が退院時に1回算定できるということで、今後、規程の改定により、入院時の加算の取得に努めてまいりたいと考えております。

資料4の説明については以上でございます。

済みません、あと、次ページ、7に処務規程にございます組織の表がついております。右側が改正前で、ちょっと小さいのですが、看護部の一番下に入院支援室がございまして。こちらのほうを、入院の支援担当を地域連携係に統合するということで、組織図のほうで看護部の入院支援室を廃止して、左側、改正後としましては、地域連携係一本、こちらのほうは病院総務課のほうで一本になるというような改正を行いたいと考えております。

○南委員長　　ありがとうございました。

処務規程の改正案については、よろしいですか、要するに、入院支援加算の算定を受ける対応を今回の処務規程で改正したということでしょう。えらい、説明が難しいもので、もう簡単に説明してもらおうと、よくわかったんやけれども。

そのほかの報告事項とはございませんか。

○河合総合病院事務長　　済みません、台風21号による主な被災状況についてちょっと報告をさせていただきます。

通知いたします。

一応、1番として、煙突の一部が剥がれ落ちて渡り廊下等の屋根を破損ということで、2ページ、2枚目のところに、ちょっと場所と、あと、写真をつけさせていただいています。①の写真が東側からの見た全景ですけれども、高さ26メートルで、昭和44年に建設されたもので、初めは焼却炉とボイラー用で使っておったんですけれども、現状はボイラー用で使用しているというところでは。

2番が剥がれ落ちた部分で、南側から撮った上部の部分ですけれども、上部から3分の1ぐらいのところのコンクリートが剥がれ落ち、崩落したという状況でございます。

あと、1ページに戻っていただきまして、そのほかに第1駐車場において、イチヨウの枝が折れ、落下して、患者さんの車のフロント部分を破損、3番として、ビン廃棄物保管庫のドアのガラスが破損、4番としまして、ごみ集積場の屋根波板が5枚ほど飛散したと。あと、5番として、病院宿舎3階のベランダのひさしが割れ、飛散したというような状況がございますので、今後、この対応についてどうするかというのは、早急に考えていく必要があると考えております。

以上です。

- 高村委員 煙突の件やけど、撤去するんやったらダイオキシンもあると思うもんで、どうするか、今後。
- 河合総合病院事務長 済みません、一応、ダイオキシン、焼却炉使ってましたので、以前の検査ではダイオキシンも入っておりますのが判明しておりますので、それも含めた対応をしっかりと考えていきたいと考えております。
- 南委員長 他にございませんか。
じゃ、ないようですから、1点、ちょっと私のほうから、当初予算のことなんですけれども、森と緑の基金で、病院の前のカウンターを整備するということがあったんですけれども、その後、どのような進捗状況、いつごろ改善されるのか、もしわかっていたらお示しをいただきたいと思います。
- 平山総合病院総務課長 みえ森と緑の県民税市町村交付金事業の尾鷲総合病院の、一応、木の薫る空間づくり事業ということでカウンター等の整備でございますが、今後の予定といたしましては、9月後半から10月初旬にかけてまして、備品審査会のほうを開催していただきまして、その後、10月17日を今のところ入札の予定日として、以後、11月23日から25日の連休をめぐりに設置工事を行ってきたいと、今のところ予定をしております。

○南委員長 図面はできておるの、もう。

○平山総合病院総務課長 現在、図面のほうの最終のほうを、精査を、発注図面になりますけれども、まとめておるような状況でございます。

○南委員長 わかりました。

○濱中委員 済みません、一般質問のときに、産後ケアの事業の受託のことで聞かせてもらったんですけれども、当時、ちょっと答弁いただいていない部分があったので、もう一遍確認したいんですけれども、これ、産後ケアで福祉利用をするベッドの数の算定はどうなるのかな。ベッド数とベッド稼働率の関係のときに、例えば、1人の利用があって、1週間、それでベッドを使ったとしたときに、それは稼働率から省かれるものなのか、もうそのまま医療用のベッドとして考えた上で福祉利用するのかというあたりはどういうふうになるのか、もう一遍ちょっと教えてほしい。

○河合総合病院事務長 産後ケアの一般質問での答弁の件ですけれども、一応、混合診療ということ的前提にちょっと答弁をさせていただいたんですけれども、そうではないということでしたので、ちょっとその後、また改めて県の医療を所管する課と、あと、東海北陸厚生局へ確認をさせていただきました。

そうしたときには、やっぱり医療法で定める中で、もともと病院は医療法に基づき治療や疾病予防のための措置及びリハビリテーションを提供するものであり、それに該当しない介護施設、待ちの入院に使用することはできないという回答がありました。また、東海北陸厚生局にも確認したところ、介護医療連携ベッドとして使用することは保険医療機関として、健康保険法や療養担当規則に趣旨に合わないというような回答がありましたので、ちょっと介護医療連携ベッドは設置することは難しいということは考えています。

それと、あと、実際に、介護用というか……。

○濱中委員 ごめんなさい、ちょっと質問……。

○南委員長 簡潔にお願いします。後にまだ報告事項が結構ありますので。

○濱中委員 私、介護ベッドのことなんか聞いてないやないですか。産後ケア事業のベッド利用は、どういうふうに勘定するんですかと聞いておるわけで、介護ベッドのことなんか1個も聞いていないですよ。

○河合総合病院事務長 済みません、産後ケアについては、空きベッドを使用することですので、ベッド数というか、患者数なんかは保険医療機関というか、病気の入院患者数のカウントには入らないということでございます。

○南委員長　　もうカウントできないということで。

○濱中委員　　違う、カウントできないじゃなくて、福祉利用するんでしょう、ベッドを。福祉の事業として産後ケアの事業を引き受けて、ベッド使ってもらいましょう。だから、そのときに、ベッド利用率のときの199が198になるのかと聞いておるんですよ。199のままで、勘定されていていいわけですか、その1使っておってもということ。意味わからん。

○南委員長　　事務長、半端な答えしてもらったら困るので、また1回、しっかりとした法的根拠を持って説明、できますか今。

○濱中委員　　もう一遍、聞き方が下手のか。

今、最初に、私聞いてもないけれども、介護ベッドのことを使えませんかと答えたやないですか。福祉目的では使えませんかよと言ったでしょう。

産後ケア事業、福祉目的なんですよ、これ。どういうふうに違うんですか。

○南委員長　　答弁できますか、今。

○河合総合病院事務長　　産後ケアのほうについても、県のほうの医療法を所管するところで確認はしておりますけれども、病院ということで、いわゆる医療だけではなく、予防であるとかリハビリテーションというところでも使えるということもありますので、その範囲内ということで考えられたものでオーケーやというの御了解をいただいたと思っています。

最後の、福祉目的という、いわゆる介護用ということになると介護事業所なんかの介護認定というか県のほうへ届け出ていて、介護の事業所としての届け出、認定を受けた上での介護用ベッドというか、医療介護院なんかはそうだと思いますし、介護と病院というのはもともとの法律が違いますので、病院はあくまでも医療法に基づく病院ということになりますので、ちょっと。

○南委員長　　もう簡潔にお願いします。

○奥田委員　　この産後ケア、濱中委員が一般質問して、55万でしたか、福祉保健課の委託と、病院へ、これ7月に契約したということですけど、病院の事業会計のほうで入として上げなくていいんですか。

○河合総合病院事務長　　済みません、先ほど御説明させていただいたとおり、6月から一応福祉保健課と実際、契約額との協議を行って、7月20日づけで契約を行ったところであって、当初予算上、一応計上されていないという現状があります。

実際、収益が入るとなると、その他営業収益というところで大きく受けることになりますけれども、その中には診断書類やら母乳相談料など、計上して、今現状1、

871万2,000円の予算が計上しておりますので、その辺の産後ケアの実績も含めて、その辺、補正が必要であれば、大きく変動するのであれば、次の補正予算なり、それに対応すればいいということでちょっと考えておりますけれども。

○南委員長 本当に最後ね。

○奥田委員 でも、これ、だったら、例えば県か国から市に対して委託事業とか補助事業ありますでしょう。それが出来高やったら、市は一切、入で上げんでええという話になりますよ、それ。だから、市から病院に対して委託しておるんやったら、もうその時点で55万でも上がっておる、契約もしておるんやったら、きちっと上げるべきですよ。それで、それを市民の方にももっと周知すべきですよ。

今回でも、市政報告に病院のこと何にもないけれども、こういう大事なことを、新規事業ですから報告すべきですよ。予算としても上げるべきです、これは。僕は上げるべきだと思います。これ、計上ミスですよ、完全な計上ミス。発生して、きちっとしようとしておるのに、上げないというのは、これは計上ミスです、完全な。

○河合総合病院事務長 一般会計とこの公営企業会計の予算の考え方がもうそもそも違いますので、一般会計のほうは、それぞれ事業ごとに予算を組み立てるという中ですけども、病院のほうは、病院事業費用なり、病院事業収益ということで、病院事業運営全体で一本でそれぞれ、給与費、材料費ということで、収益で上げておるだけですので、その中の既決予算の中で費用のほうは当然対応しますし、収益も実際に入ったら、その他営業収益ということで、今いろいろな種類が、予算計上しているわけですので、その中で対応するということは特に問題ないと考えておるんですけど。

○南委員長 また決算のほうもありますので、また決算のときに聞いていただいたら。

病院の審査を終わります。

10分間、休憩します。

(休憩 午後 3時19分)

(再開 午後 3時28分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、議案の付託がないんですけども、政策調整課と防災、水産農林の3課のほうから報告事項を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、政策調整課から、おわせSEAモデル協議会についての説明を求めま

す。

○大和政策調整課長 政策調整課からは、先月設立いたしましたおわせ S E A モデル協議会について御報告いたします。

本年 1 月、中部電力より尾鷲市に対し、設備の老朽化に加え、稼働率も低下した尾鷲三田火力発電所の廃止に伴い、広大な土地を利用し、エネルギー地産地消を中心とした新しい地域活性化モデルの検討を尾鷲市、地元経済会とともに推進していきたいという御提案がございました。

提案に対しまして、尾鷲市中部電力による発電所用地の有効活用について、共存共栄の理念に基づき、地域の活性化に努めていく内容の協定をことしの 5 月 25 日に締結いたしました。

協定では、協力事項 4 項の円滑かつ効果的な推進を目的とした協議体を設立するとしており、設立は協定締結者の尾鷲市、中部電力に加え、地域産業の牽引者である尾鷲商工課議所を含めた 3 者にて発足させることとし、おわせ S E A モデル協議会の設立会議に至ったものであります。

それでは、協議会の規約など、会議の内容について担当から説明させていただきます。

○森本政策調整課長補佐兼係長 それでは、資料の 1 ページをごらんください。

こちらが、おわせ S E A モデル協議会の規約でございます。

まず、協議会の目的でございますが、第 3 条に、尾鷲三田火力発電所用地の効果的な活用による地域産業の振興、雇用促進等に寄与していくことを主眼に置き、会員の総合力により、循環型社会構築に向けてエネルギーの地産地消による先進的なバイオマス利活用施設及び周辺環境の整備に資するとしております。

第 6 条に、会員は、尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所としており、第 2 項に、協議会において、尾鷲市が幹事となり、会務を総理するとしております。

第 7 条に、オブザーバーを三重県、三重大学としております。

次ページをごらんください。

第 8 条に具体的な活動を行うプロジェクトを S、E、A の三つに分け、設置しております。

主な内容につきましては以上でございますが、詳しい条文につきましては、規約をごらんいただきたく、お願い申し上げます。

続きまして、5 ページのほうをごらんください。

おわせ S E A モデル協議会、ロゴについて御説明いたします。

協議会の設立に当たり、多くの方々に親しみを持っていただくよう、本協議会のロゴを策定したものでございます。

ロゴは、中心に協議会の名前のおわせ S E A モデルの文字を配置し、その上下には、尾鷲市の特徴を生かした地形として、上には山の形状を緑色で、下には海の波を青色で示しております。さまざまなシチュエーションで当ロゴを活用して、広くおわせ S E A モデル及び尾鷲の名前を周知してまいります。

次に、6 ページをごらんください。

おわせ S E A モデル協議会検討体制表でございます。

規約に規定されておりますが、協議会に三つのプロジェクト S、E、A を置きます。プロジェクトリーダーは、プロジェクト S が尾鷲市、プロジェクト E が中部電力、プロジェクト A は尾鷲市商工会議所が担うこととし、各リーダーはプロジェクトの取りまとめを実施します。

その各プロジェクトのもとに展開する可能性のある施策ごとの部会を設置し、具体的な検討を実施します。

部会には、協議会会員のほか、施策の展開に関係する団体、また、オブザーバーと参加していただいている県、三重大学に、内容により参加していただくことを予定しております。

次に、7 ページをごらんください。

おわせ S E A モデルの工程表（案）でございます。

工程表に関しては、まず、協議会設立後、今年度末までにグランドデザインを策定を目指してまいります。グランドデザインの策定に関しましては、現在、おわせ S E A モデル協議会において、中部電力が代表申請者となり、地域の特性を生かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金 2,000 万円の交付決定を受けて、発電所用地を活用した地産地消型エネルギーモデルマスタープランを本年度中に策定することとしております。

また、工程表の最下段にありますように、現在の発電用設備の撤去工事が 3 年程度かけて実施され、今後の新たな施策展開のための場所を確保されることとなります。

各プロジェクトにつきましては、策定したグランドデザインに沿って企業誘致や設備設計、発注、建設工事等を経て、おおむね 5 年程度で供用開始、稼働開始を目指すものとしております。

なお、各プロジェクトの詳細な工程については、その実施する施策により前後す

るため、一概に工程表のとおりとはならないことが予想されますが、準備のできたものから順次展開していくと予定しております。

資料の 8 ページをごらんください。

おわせ S E A モデル将来イメージ図（案）について御説明いたします。

発電所用地の活用方法に関して、先ほどの工程表（案）のように、今年度末までにグラントデザイン、マスタープランを策定していくこととしており、現時点で具体的な施策を決定しておりません。

一方、発電所用地で実施していく施策として S E A モデルとうたっているように、市民サービスの S、エネルギーの E、アクア・アグリカルチャーの A を進めていくことにしているため、各カテゴリーの素案的な施策を配置したイメージとなります。

この図では、現在の発電設備や燃料タンクがなくなり、代替のエネルギー設備やそこからの廃熱等を活用する産業施設などを配置しており、また、特徴的なものとして、栈橋の流用やキャンプ場の設備なども素案として配置している状況でございます。

今までのエネルギー関連設備の様子は一変して、市民が集まる場所へ変貌していくことをイメージしております。

なお、今後、協議会において、具体的な施策を検討していく中で、イメージ図へ随時変更していく予定でございます。

以上をもちまして、おわせ S E A モデル協議会に係る説明を終わります。

○南委員長 説明は以上でございます。

ただいまの S E A 協議会について、御質疑ある方は御発言をお願いします。

よろしいですか。

○楠委員 今、5年程度でいろんな建設事業とか、実際にこの工程表どおりに行くかどうかわからないんですけども、基本的に市のプロジェクトの中には、当然法定手続も必ず入ってくると思うので、これとの整合性を見ると、各部門のものによっては、いわゆる基本構想だと、基本計画、各種計画を相当見直しをしていかないと、決めました、やります、根拠どこという話になったときに何の位置づけもしていないというふうになりかねないので、その辺はもう少し、ここからプラス、もう一枚のページに法定手続はどれに該当してくるのか、どういうものが該当するのか、その辺を含めて関係計画の全体の見直しもしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○大和政策調整課長 楠委員さんおっしゃられるとおり、例えば、都市マスター

プランの見直しをかけて、その位置を違う部分に変えるということで、あそこ、港湾計画の中にありますので、用途を変更せなあかんという作業が出てきますと。

それについては、1年から1年半程度と、県土整備部のほうでは確認しておりますが、どちらにしても位置づけというのが先に要ると思われまますので、それも並行して、これは庁内のほうでやるべきことと判断しております。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 一つ、気になるんですけれども、規約の協定書の中で、この間も質問させてもらったんですけど、協定書、目的があって、協力事項があって、3の協議体なんですけれども、尾鷲市と中電とが協議体というか協定書を結んだ。それで、第2項に甲及び乙、尾鷲市と中電以外の者が、必要と認めた者が入ると、それで3者になったということなんですけれども、最終的に、僕は尾鷲のまちですので、尾鷲市がやっぱり最終的にイニシアチブというか、まちづくりの一環としてリーダーシップ発揮してほしいというのがもう切に願うところなんですけれども、その点、どのようなバランス関係になるんですか、力関係というのか。どうなんですかね。そこら辺がちょっと一つ、1点。

○大和政策調整課長 一般質問の中でも少し触れたかもわかりませんが、この規約見ていただきまして、先ほど説明した第6条にありますように、3者の協議会をつくと。でも、協議会を総理するのは尾鷲市ですと、位置づけはそうしております。

ですから、先ほどの説明でもありましたように、体制表にもありますようにコンソーシアム、いわゆるこの協議会が最終決定を持つという中でも尾鷲市がその中で総理するという判断をしておりますので、御理解をお願いします。

○野田委員 そして、そういうことで、僕は尾鷲市さんにはいろんな部分で、ただSの市民サービスだけじゃなくて、全てにかかわって、エネルギーも、Aのアクアとかそういう部分もかかわってほしいということで、部会に担当者が、精鋭の担当者が行かれるということなんですけれども、別に、尾鷲市として勉強会的なものを、ちょっとこれ提案なんですけれども、僕は必要じゃないのかと思います。

というのは、それは、エネルギーに関しても、経済産業省とか農林省なんかは、そういう地域内のエコシステムというものをいろんな地域にアピールしているわけですね。そういう人がデモンストレーション、指導というか説明に来たりされるわけですよ。もっとそういうのとか、シンクタンクじゃないですけども、やっぱりそういうものをどんどん活用して、百五とか、いろんな金融機関でも、いろんな

地域経済という部分で、いろんな考えている、地域を考えていこうと、地域創生にも関係するんですけども、そういう部署というの、あるわけですね。そういうものが、別にお金かかりませんから、そういう部分を一つ勉強材料というんですか、志というか気持ちのある人はやっぱりそういうところに参加してやることも、僕は今後の尾鷲を見る中で、職員さんはどう考えているかわかりませんが、必要じゃないのかということも感じるわけなんです。

そういうところで、農林水産省とか経済産業省、2016年10月に協同で研究会というのを立ち上げていますもので、そういうところを、課長なんかは県を通して国へということと言われるかもわからんけれども、そういうのを、もし、使ってやろうとするのであれば、一つのやり方として勉強会、やっぱりレベルを上げていかんと、対応できないと思うんですよ、いろんな、そういうことで、どうですかというところ、課長。

○大和政策調整課長　　これまでも野田委員さんとはそういう話も幾度かさせてもらっておりまして、ここのシステムで言わせてもらおうと、各部会ができてくると、当市の中にもプロジェクトがあります。そこから、じゃ、どの課のどういう担当が行くんだという話になりまして、前回の市長の話でも、やっぱり担当は充て職じゃなしに、やる気のある者を行かすということで部会には参加させるということをおっしゃるので、そういうことが必然的にそういうレベルアップにつながるために、三重県を使うとか、それから、国を使うとかという話につなげてもらう部分なんですけど、三重大学もそうですけど、必要であると判断した場合はそういうところへどんどん我々のほうから行って、部会に投げかけるというやり方が必要かと思っています。

○奥田委員　　1点だけ、済みません。以前、協定結んで、中電と尾鷲市が協定結んだとき、三鬼和昭委員も言われておったと思うけど、僕は県は入れるべきやないかなということ、港湾の関係あるもので、その3者でやるべきじゃないかということをおっしゃったんですけど、今回、その県がオブザーバーで、今、野田委員言われたように会議所が入って、尾鷲市と中電と会議所が3者ということで、県はオブザーバーという形なんやけれども、僕は、会議所も入れなあかんと思うんですよ、いずれはね。でも、ちょっと僕、早いんじゃないかなと、僕は感じておるんですわ。

というのは、この前も財政の話あって、来年度予算編成で2億5,000万削らなあかんという話もあるじゃないですか。会議所は会議所で夢物語、書いてきますよね、青写真の。僕は幻想めいたこと、幻想やと思っておるんですけど、夢で

いいですわ。夢を描くのは自由ですけど、構わないと思うんですよ。でも、最終的にお金出すの尾鷲市でしょう。会議所がお金出してくれるということは、僕はないような気がするんですが、会議所も出してくれたらいいですよ。でも、最終的には尾鷲市が出すんですよね、これね。そうなってきたときに、財政的な今、状況、この財政難の中で、出すお金って限られてくるじゃないですか。もしかすると、何も出せないかもしれない。

そういうことを、きちっと僕は会議所さんにも伝えた上で会議所さんに入ってもらうんやったらええけれども、多分、これやったら、あれもやれ、これもやれで、いろいろ出てきますよ。市長はいろいろ意見出してもらったらええと言っていましたけど、でも、尾鷲市が今この財政難の中でできることって限られておると思うんですよね。

だから、僕はこの前の福祉保健課のときも言ったけれども、余り市民の方に夢や幻想を与えないでほしいんですよ。後でがっかりさせないでほしい。そこだけは、どうですか、課長も市長も。僕はそこだけはお願いしておきたいんですわ。

○加藤市長　市民の人にがっかりさせるようなことは絶対だめだと思います。だから、本当に、要するに今回なんかでもいろんな皆さん方から御意見を頂戴して、やっぱりみんなでやっていこうなど、オール尾鷲でやっていこうなど。そのための、皆さんから御意見いただくような、そういう話。

だから、私が具体的に思うのは、市民の皆さんが意見いただくというのは、こういう構想とかなんときには、こんなことやってほしい、こんなことやってほしい、こんなことやってほしい。これは何のためにどうなのかというような話で、具体的なものがどんどん出てくると思うんですよ。それを期待しているんですね。

その中で、こういう一つのコンセプトといいますか、一つのS E Aモデルに適用したところへどんどん具体的に入っていくというのは、僕は物すごいやっぱりプラスになると思っているんですよ。

だから、さっきは、それでもう一つ、野田委員のほうがおっしゃっていたように、メンバー選んで、おまえら行ってこいというような話やないと思うんですよ、僕は。やっぱり市としての方針、S E Aに対する、Sに対する方針はどうか。Sはうちが中心になるんですけど、Eに対してはやっぱりどうやっていくんやと、Aに対してはどうやっていくんだと。それについて、やっぱり意見がきちんと出せるような、やっぱり市としての体制はつくっていかなあかんと思う。

それがやっぱり一つの、おっしゃるように、そういう中で、いろいろ議論してい

くと、尾鷲市としては、Sに、Eについてはこうやっていこうや、Aについてはこういう意見を出していこうやと。それがうまくS、E、Aと、要するに融合という言葉をおっしゃっていただきましたけど、融合、要するに連帯というようなそういう形の中で、一体となってやっぱりこのS、E、Aと、SEAモデルというのはつくっていかなきゃならないと。

確かに、さっき政策調整課長言いましたように、やっぱりやる気のある、やる気のある、意気込みのあるやつ、しかし、そのためにはやっぱりこういうノウハウなり、知識なり持つておくのは最低条件だと思うのね。持っていないと、余り言えないよと。だから、そういうことを持っている人間をどんどん選抜しながら出したいと。しかし、そのためには、その場に出るときにはやっぱり市としての方針なり方向性というのはきちんと決めていかなあかんとは私は思うんですけどね。

○奥田委員 一言、最後ね。市長、そうやって弁が立つもんで、言われたとき、ああ、そうかなと、もっともらしく聞こえるんですけど、後で考えたら中身何にもないんですよ、いつも。

僕、この前言ったように、リニアックにしても北輪内に学校を残すと言ったことも……。

(「いいじゃないか」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 いやいや、もうこれ、お金がなくてもやると言って、やれなかったわけですよ、しつこいようやけどね。

だから、市長があればやる、これもやりたいなら言ってください、言ってください、あれもやりますよ、これもやりますよと言っても、僕はネガティブに言っておるわけじゃないんですよ、なっておるわけじゃない。何とかせなあかんと思っています。でも、お金がないのに、市長みたいに、お金がなくてもやるんだじゃなくて、お金がなかったら、ない袖も振れないわけですよ。そこをやっぱり今、2億5,000万も削らなあかん。これ多分、社会保障とかいろんなものを削っていかなあかんとは僕思うんですね。市民に迷惑かけることも出てくると思う。そういう中で、あれもやりますよ、これもやれもやりますよと夢持たせておいて、また、リニアックや学校の北輪内の小学校の件もそうやけど、夢持たせておいて、できなかったという、そのがっかりを、僕はそういうところを踏まえた上で、僕は市民の方々にきちっとこれ、釣り栈橋等とか書いてあるけれども、本当に釣り栈橋できるんですかと。あれ、直すのでも何億とかかると聞いていますよ、僕、老朽化しているから。あのままでは使えないと聞いていますし、維持管理どうしていくのかなとか、いろいろ

あると思うんですね。だから、考えてほしいですね、その辺をね。

○加藤市長　いろいろと大変な老婆心ながら、いろいろなことを考えていただくのはいいです。しかし、我々としては、まずやっぱりここに具体的なものを何を持ってくるのかということとは最終的に必要なんですね、これ。そのために、市民の皆さんからいろんな貴重な御意見を、それが、10言ったことを一つできるかわからない、二つできるかわからない。そういうことを踏まえながら、意見を聞きながら、やっぱりここが、要するに尾鷲の裁定の場であるということをつくっていかなくちゃならない。それがやっぱり構想なんですよ。ここから、まずここがきちんとやっていると、あとばらばらになるんでよというような、私はそういう考え方を持っております。

○楠委員　せっかく大事なこのプロジェクトなので、市長の思いを最終的に達成できるようにやってほしいなと。そこで一つ気になるのは、言葉がひとり歩きすることが多くて、あそこに何ができるだとか、何も決まっていなのに、何で勝手にみんな話ししているのということで、協議会のいろいろ議事録、会議録あると思うんですけど、その要旨だけでもどんどん公開して、今、事務局は商工会議所になっていますけど、ホームページでも公開して、こういう会議でこんな意見が出ましたと。別に誰が言ったじゃなくて、要旨でいいので、どんどん表に出して、市長が最終的に気にはされている市民の意見をどんどん聞くチャンスで、そういうところで進めていくほうがもっと回転が速くなるような気がするんで、ぜひその辺の取り組みをしてほしいなというふうに思います。

○南委員長　よろしいですか。このおわせSEAモデル協議会の検討委員会については、今まさに始まったということで、これからもやっぱり市民との行政と持つ、議会もそうなんですけれども、情報共有をどんどん図っていかんなんということでありますので、これからもまたこの件に対しては1回、委員会を持ちたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

他に報告はないですね。

これで、政策調整課の報告事項を終わらせていただきます。

次に、水産農林のほうに入らせていただきます。

(「防災」と呼ぶ者あり)

○南委員長　防災ですね、済みません。失礼しました。

それでは、防災危機管理課から、防災無線のデジタル化についての報告を求めます。

係長やね、済みません。

○大和防災危機管理課係長　　よろしく願いいたします。

それでは、防災行政無線デジタル化計画策定業務につきまして報告をさせていただきます。

まず、この業務は10月1日を履行期限として委託しておるもので、現在での検討状況を中間報告として申し上げさせていただきます。第4回定例会委員会において最終報告をいたしたいと、このように考えておりますので……。

○南委員長　　係長、先にちょっと課長の不在の報告だけしてもらわんことには。

○大和防災危機管理課係長　　済みません、失礼いたしました。本日は、課長のほうは所用のため欠席いたしております。かわりに私、係長の大和のほうから報告のほうを説明させていただきます。失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○南委員長　　お願いします。

○大和防災危機管理課係長　　それでは資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1の事業概要についてですが、本市のアナログ式防災行政無線は、電波法改正により、2022年12月1日以降使用できなくなります。また、緊急防災・減災事業債の期限が2020年度までであることから、今年度中に基本計画の策定を行い、デジタル化への移行を円滑に進めます。

本市のアナログ式防災行政無線は、平成9年度に整備して以降、20年以上経過し、部品の製造終了などにより、機器の保守に費用がかさんでいること、操作卓がいつ使用不能となるか判らない状態であることから、早期に防災行政無線のデジタル化を図る必要がございます。

次に、2の事業予定についてですが、今年度に基本計画を策定し、2019年度及び2020年度の2カ年において詳細設計、本体設備更新、施工監理を行い、2020年度中の更新を予定するものでございます。

次に、3の基本設計にかかる留意事項についてですが、1、拡声子局、これはスピーカーのついた柱のことですが、拡声局の配置につきましては、津波浸水域外への整備を基本とします。

2、拡声局等のマスト及び使用可能な設備については、極力再利用します。

3、長距離スピーカーの採用により、極力拡声局の局数を削減します。

4、各地区に複数の拡声局を配置します。

5、中継局は保守性も考慮し、最適な場所に新設します。

次ページをごらん願います。

次に、4の本部局の配置についてですが、防災センター無線室に設置し、工事完了まではアナログ及びデジタルの平行運用といたします。

次に、5の中継局の配置についてですが、現在、エリアワンセグシステム及び防災ネットワーク等に使用している九鬼町谷の山山頂に設置いたします。

電源の安定化を図るため、自動起動の発電機を配置します。

なお、デジタル化実験局を用いた伝播実験を6月19日から6月22日にかけて行いました。実験の結果から、いずれも十分な電界強度が得られることを確認しております。

次に、6の拡声局の配置についてですが、尾鷲市内各所に81カ所ありますが、デジタル化に伴い長距離スピーカーを採用することで、46局48本に削減できます。

拡声局の本数を削減する事により、経費の削減が望めます。

新型スピーカーの採用により、音達エリアの改善及び明瞭度の向上が望めます。

なお、8月26日より9月6日にかけて、中村山エリアの市街地及び輪内地区において試験放送を行い、十分な音達を確認しています。

次に、7の本体工事の発注についてですが、本体工事の発注方法については、①プロポーザル方式による提案型、②条件付き一般競争入札の2点について現在検討中であります。

また、施工監理の必要性及び発注方法についても検討中でございます。

以上で防災行政無線デジタル化計画策定業務の中間報告といたします。

○南委員長 ありがとうございます。

デジタルの策定計画の報告を受けましたが、三鬼和昭委員。

○三鬼（和）委員 この説明の中で、基本設計に係る事項の中に、拡声局の配置については、津波浸水域外への整備を基本とするという、局というのは、拡声器とはまた別ですか。拡声器のことを言っておるの。

続けて、それなら、やっぱり尾鷲市においては、宅内においては、今のワンセグというのか、これを配付していただいておりますということもありますけど、まちの成り立ちというのか、生まれてきた経過からすると、海岸部で仕事する人も多いわけじゃないですか。

もう十数年前に和歌山県の広川町、いわゆる稲むらの火で有名なところ、視察に行ったときは、海岸部の拡声器については、バッテリーつきで、地震が来て倒れて

も音声発信できるような工夫をしたようなのを、もう十数年前にやっぱり、あそこは最大三十何メートルぐらいの津波が来たというところで、日本でも一番、二番争うぐらい津波対策というのはやられておるところなんですけど、そういった過去の教訓から、それと、やっぱり漁村ということもあって、海岸部にはそういったバッテリー付きの拡声器というのか、無線で飛ばせるということなんやろうと思うけど、そういったのをつけておったということで、やっぱり浸水域であっても必要じゃないのかなと思うので、尾鷲の周辺部もそうですし、地域によってもかなり海岸部で仕事されたりとか、周辺部なんかほとんど家から出てきたら海岸部に人はみんないるわけじゃないですか、昼間は。要るんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか、そういった検討について。

○大和防災危機管理課係長　　今までどおり、アナログのときと同じエリアには音のほうが届くように、浸水域外に建てても浸水域の、これまでどおり港のほうも音が届くように、例えば、中村山に少しスピーカーの音のよく通るものを建てて、港のほうまで全部カバーできるようにする、そういったことで今、百五銀行とか、幾つか建っておるんですけども、それらをなくしても港のほうの方にも音が十分通じる、そのような設計と言いますか、子局の建て方、それから、スピーカーの採用の仕方をしていきたいというふうに考えております。

あと、バッテリーのことにつきましては、現在もアナログ式の防災行政無線もバッテリー積んでおりまして、停電時も放送が可能となっております、更新に当たりましても停電時でも放送が可能ないように整備はしていく、このようには考えております。

○南委員長　　午後4時を回りますけれども、このまま会議を続行いたします。

○三鬼（和）委員　　広川町の場合は、停電時じゃなくて、倒れても放送ができるということを説明しておりました、まず1点ね。

それと、この前もかなり試験放送やっていましたよね。海岸部であれが、モニターはしておるんだと思いますけど、実際、海岸部で今のアナログ放送をしておるのに比べたら、ちょっとわかりにくいようには、私聞いたんです。少し前にやっていましたよね、試験放送を。あれ、多分、そんなに聞こえるとは言い切れないんじゃないかなと思うんですけど。

○大和防災危機管理課係長　　この前の試験放送を踏まえまして、あとは天満のあたりであったり、北浦のほう、宮之上、倉ノ谷のほうなど、音の伝わりぐあいに応じて子局、スピーカーのついた柱ですけども、それを建てていく、そのような形

で市内全域に音のほうに通じるようにしていきたいと、このように考えております。

あと、倒れても音が出るようにというところは、これからそこも踏まえてちょっと検討のほう、していきたいというふうに思います。

○三鬼（和）委員　例えば、固有名詞していいのかどうか、尾鷲物産さんとか、耐震した建物が海岸部とかそういう、建ってきておるわけじゃないですか。できるだけ公共的なものを私のところへするのはいかがかとは思いますが、こういった緊急時のものについては、そういった施設等も利用させていただいて、海岸部であるとか、浸水域というのか、それももっと網羅すべきではないかなと思うんですけど、そういった検討の仕方はやられていないんですか。

○大和防災危機管理課係長　拡声子局のほうはなるべく少なくするようにして、費用の削減に努めたい、ただ、情報は十分通じるように、あと、公共用地を基本的に、柱の建てる場所ということで選定をしていきたいと、このように考えております。

○仲委員　長距離スピーカーを採用するというので、半分近く局が減ることだけど、長距離スピーカーというのは、例えば、距離でいったらどれぐらい通じるか、逆に言って、通じるということは、音量が近くでは高いんじゃないか、心配するんやけど、その点、どうですか。

○大和防災危機管理課係長　先日の調査では、近くの場合にはやはり若干大きい音量だというふうなところは出ておりますけれども、現在採用しているラップ型のスピーカー、あれと比較すると、近くでもそんなに大きく聞こえないんやけれども、遠くまで通じるというスピーカーで、要は、現在の住民の方、ラップと申しますか子局の近くの方の音量ぐらいで、遠くにも飛ばせると、このようなスピーカーを採用したいというふうに考えております。

○仲委員　試験放送で何箇所かやった中で、これからもやると思うんやけど、やっぱり音量が高いとかというような市民の声はやっぱりなかったかいね、試験放送の音量。

○大和防災危機管理課係長　テストの段階ですので、まだ御意見のほうはそれほど頂戴していないんですけども、これから、機械を持ってその場所での音量を調査しておりますので、その音量に応じて調整をしていくようにしたいと思います。

○奥田委員　済みません、ちょっと工事の関係なんですけど、まだちょっと先ですけど、プロポーザル方式による提案型か、条件つき一般競争入札を今考えているということですけど、予算規模というか、どのぐらいの費用かかるのか、概算でい

いのでちょっと確認したいんですけど。

○大和防災危機管理課係長 予算規模につきましては、まだはじいていないところがあるんですけども、今度、最終報告の時点では金額も含めて、12月の時点では報告のほうをさせていただきたいというふうには考えております。

○奥田委員 結構な金額になるんじゃないかなという気がするんですけど、これは国や県とか、宝くじの基金とかいろいろあるじゃないですか。そういうののからは出ないんですか、補助というか。

○大和防災危機管理課係長 対象となる補助金等ございませんで、起債のほう、緊急防災・減災事業債10割が対象とできる、バックが7割という、そのような起債のほう、活用を考えております。

○楠委員 この事業概要のところ、真ん中辺で、2020年で事業債の期限ということなんですけど、ここせば詰まった段階なんだけど、もっと早くできなかったんですか。

○大和防災危機管理課係長 委員おっしゃられるとおり、もう今が最終調整状況ということで考えておまして、今、手だてをしないことにはいけない、そのような状況と考えております。

これまでの取り組み状況につきましては、ちょっと返答しかねるところがございます。済みません。

○南委員長 よろしいですか。

では、防災のほうの報告は終わります。ありがとうございました。

続いて、水産農林。

それでは、水産農林課のほうから2点報告事項があります。

市政推進プロジェクトの尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトと水産事業再生プロジェクトの二つをあわせて説明をお願いいたします。

○内山水産農林課長 それでは、市政推進プロジェクトの尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトと水産事業再生プロジェクトについて報告させていただきます。通知をします。

この二つのプロジェクトの事業計画書がまとまりましたので、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトにつきましては、現状と課題を整理しまして、その課題に対する対応策である六つの事業をまとめております。

また、六つの事業の実施計画との指標を定め、5カ年で目標達成に向けて取り組

んでいきたいと考えております。

8ページのロードマップには、今年度の進捗状況を赤字で示させております。

次に、水産事業再生プロジェクトにつきましては、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトと同様に、現状と課題を整理し、その課題への対応策をまとめております。

また、15ページのように、水産事業ロードマップを作成し、指標を設定して5カ年の目標達成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

これも赤字が今年度の進捗状況を示しております。

この二つのプロジェクトにつきましては、今年度から商工観光課長とおわせ魅力発信担当参事に参加してもらい、また、水産事業再生プロジェクトにつきましては、尾鷲市水産振興協議会、尾鷲市海面養殖振興協議会、尾鷲水産加工組合の長の方にも参加してもらい、意見を聞かせていただいております。

それでは、詳細につきまして、それぞれ担当係長により説明させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長　それでは、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトについて説明させていただきます。

まず、3ページをお願いします。

尾鷲ヒノキ林業の現状と課題として、まず、1点目として、尾鷲ヒノキの生産量や需要の減少があります。

尾鷲ヒノキの主力製品である芯持ち柱材の需要の減少が大きく関係しており、これは建築様式の変化が大きな要因と考えられます。

こうした需要の減少から、木材価格の低迷に加え、獣害等により森林所有者の意欲の低下を招き、森林の手入れ不足など、持続可能な林業生産活動を維持していくうえで大きな課題となっております。

続いて、伝統的なシステムとしまして、まず、何と云っても尾鷲ヒノキの特徴というのは、日食及び多間伐これが、良質材を生み出してきました。

しかし、こうした育林技術には必然的にコストがかかり、それに見合うだけの木材販売収入が得にくくなってきていることが、伝統的な林業を継承していくための大きな脅威となっております。

そこで、4ページをお願いします。

このようなことから、課題への対応策として、今回のプロジェクトにより販路拡大、付加価値の高い商品づくり、ブランド力の向上へ、取り組みとなっております。

まず、販路拡大としましては、1番、地域独自のサプライチェーンマネジメント事業、地域の林業関係者をグループ化し、窓口の一元化を図り、在庫数量や生産量

の把握することで、安定供給を確保し、販路の拡大を図るためにサプライチェーンマネジメントの構築を目指していきます。

また、営業力の強化を図るため、地域おこし協力隊を活用していきます。

2番、木材販売営業強化事業、自治体と民間が一丸となり、販売に取り組むことで、相手先に安心や信頼を持ってもらい、新規取引先の獲得を目指していきます。

5ページをお願いします。

2番、付加価値の高い商品づくりとしましては、1番、木工製品販売事業、消費者が印象に残る商品を提供するとともに、付加価値の高い製品の開発を検討していきます。また、木工関係者が協力体制を構築し、伝統技術の継承を行っていきます。

2番、商業施設木材利用促進事業、伊勢志摩サミットなどでつながりができた企業を活用し、尾鷲ヒノキを使った商品開発を行い、その開発した商品の販路を拡大していきます。

3番、ブランド力の向上としましては、1番、尾鷲ヒノキ育林技術継承事業、尾鷲ヒノキ林業を後世に継承していくために、補助メニューの情報収集やファンドなどの導入を検討し、尾鷲ヒノキ林業の保続を図っていきます。

2番、尾鷲ヒノキの商標登録事業、尾鷲ヒノキと他のヒノキとの差別化を図り、ブランド力の向上を目指すため、尾鷲ヒノキの商標登録を目指していきます。

6ページをお願いします。

こちらが実施計画となっております。

こちらでは、それぞれの事業について、指標として現状と目標を設定しております。

続いて、飛ばしますけれども、8ページのほうをお願いします。

こちら、尾鷲ヒノキ販路開発のロードマップとなっております。

赤字が現在の取り組み状況となっております。

まずは、販路拡大における地域独自のサプライチェーンマネジメント事業では、課題の洗い出し、林業サプライチェーンの勉強会を行いました。

最終年度である平成34年度中にサプライチェーンを構築し、地域おこし協力隊を活用しながらサプライチェーンマネジメントを活用した新体制の始動を目指していきます。

続いて、木材販売営業強化事業では、営業活動を行っております。

今後は、各年度の取り組み事項を実施していきながら、官民一体となった営業活動を行い、新規取引先2社を目指していきます。

続いて、付加価値の高い商品づくりにおける木工製品販売事業では、各事業者の商品の把握、新規商品の開発検討、情報発信及び販売方法の検討を実施しているところであります。

今後につきましては、木工関係者との会議を重ねることで協力体制を構築し、新商品を3個開発ということを目指していきます。

9ページをお願いします。

商業施設木材利用促進事業では、つながりのある企業との商品開発を行っております。

今後につきましては、新商品を3個開発を目指して、営業活動をしていきます。

続いて、ブランド力の向上における尾鷲ヒノキ育林技術継承事業では、林業関係者から聞き取り調査を行いました。

今後については、ファンドについての勉強会を行い、導入について検討をしていきます。また、市有林において伝統的な密植による植えつけを実施していきます。

尾鷲ヒノキの商標登録事業については、尾鷲林政推進協議会で協議しているところであり、商標登録を目指していきます。

以上が尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトの状況となっております。

○南委員長　　続いて、水産、お願いします。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　　続きまして、水産事業再生プロジェクトにつきまして御説明させていただきます。

お手元の資料の11ページから12ページまでが本市の水産業における現状と課題について、さらに、13ページが主な内容等を整理したものとなっております。

主に、全国的な魚価の低迷が課題となる中で、水産物のブランド化を推進していく必要がある一方、資源の減少による水揚げ量の減少に直面し、量がまとまりにくいという状況がございます。

また、漁業コストの高騰や後継者不足もあるというふうな課題の整理になっております。

そこで、これらの課題を短期的に解消することは困難でございますので、それぞれの課題に応じた短期から中長期の施策について、14ページのフロー図としてまとめた形となっております。

本日、御説明させていただきます内容は、15ページから17ページの水産事業のロードマップでございます。

15ページをお願いいたします。

14ページのフロー図をもとに、事業ごとに5カ年の実施計画として、時期を青い矢印でお示ししております。赤い部分が現在の進捗状況でございます。

また、前回の常任委員会における御意見等も踏まえまして、今後取り組んでいこうとする事業の主な課題がどのようなもので、その現在の進捗状況、そして、今後の取り組みといった部分とあわせて目標、指標を記載させていただいております。

順番に御説明します。

まず、ブランド向上の取り組みの一環としまして、天然魚におきましては、これまで、尾鷲地区の定置網漁業者を中心にアオリイカ等の活〆に取り組まれておりましたが、現在、早田大敷などにも取り組みが普及し、ブリの活〆等につながっております。

市では、活〆などによる鮮度向上に向けた技術支援を行い、旬の活〆魚といった形での安定出荷につなげていただき、漁業者の所得向上につながるよう支援をしていきたいと考えております。

養殖におきましては、魚病対策や他産地との差別化の検討などが課題となっております。

近年、生産量が増加しているマハタにつきましては、種苗の量産化とワクチンの実用化が進んでいるものの、昨年、一昨年と、夏場の高水温によるへい死が続いております。養殖の安定生産を図っていく上で、病気の発生状況の分析を進め、県の水産技術センターなどと連携しながら対応策の検討を進めていきたいと考えております。

また、生産量の増加に伴って他産地との差別化の検討も必要となっておりますことから、身質改善効果の把握、情報収集等を進め、研修会等の開催など、生産者への情報提供につなげていきたいと考えております。

先週も、養殖場の巡回を実施し、情報交換等を行ったところでございます。

次に、情報発信です。

現在、尾鷲の旬魚の魅力や付加価値を示すような情報収集を進めております。

市場に水揚げされる旬魚の脂肪率や活〆の効果などのデータ収集を行い、消費者の方にはわかりやすく数値化する試みを実施しており、そこで得られた情報についてはホームページなどで情報発信するとともに、水産業者の方の販促用のチラシや商品ポップ等に活用していただく中で、販促の一助となるように取り組んでおります。

先般のプロジェクト会議での関係者との意見交換の際に、加工組合のほうからも、組合員共通で使用できるような販促ポップなどにこれらのデータを活用したいとい

った要望をいただいたところであり、現在、対応しているところでございます。

次に、水産加工特産品化です。

地域資源を活用した特産品化の支援につきましては、主に商工観光課の事業などで特産品の開発支援や国の補助事業の活用などを行っております。

現在、当課で取り組んでいる尾鷲の魚のおいしさの情報発信や安定生産につなげていく川上側の取り組みなどと商工観光課の取り組みとを連携し、事業者の商品やメニュー開発等を支援してまいりたいと思います。

次に、16ページをお願いします。

コスト削減の取り組みです。

これまでに、定置網漁業などにおいて、漁船、漁具の大型化、機械化などによる操業の効率化に取り組まれております。早田大敷では、国のもうかる漁業の実証事業の制度を活用して、昨年度、漁船の建造、網の作製を行っており、市も計画策定から事業申請に至る一連の支援を行ってまいりました。

一例ではございますが、写真にありますように、以前は網交換作業における網抜作業に14名を要していたものが、現在、クレーンを登載した本船での作業は6名体制で可能となっております。作業の省人化により、多くの乗組員が別の作業に当たることでトータルの作業時間の短縮につながり、操業の効率化とともに、コスト削減につながっております。

今後、国の制度上、5カ年の実証事業に取り組んでいく必要がありますので、市も運営支援などに取り組むとともに、新たな事業者からの要望があれば、支援等を検討したいと考えております。

養殖では、経費の6から7割を占める飼料の低廉化、生産率を向上させていくことがコスト削減の重要な部分となりますので、研修会等を通じた生産者への情報提供を図っていきたいと思います。

次に、藻類、二枚貝養殖につきまして、これまで、漁業者の副収入対策という面から試験養殖に取り組んでおります。藻類養殖におきましては、曾根地区において、今年度新たに区画漁業権を取得され、今後、事業化の第一歩を進めようとしております。スムーズに事業化に移行できるよう、引き続き支援してまいりたいと思います。

また、大曾根地区におきましては、海面でのハバノリ養殖の事業化を目指しており、量産化に向けた改良試験を予定しております。

二枚貝養殖では、今年度、大曾根地区におきまして、区画漁業権を取得され、マ

ガキの事業化を予定されております。これまでの試験において、カキ養殖に用いる稚貝を地元で採取することが可能となってまいりましたので、地種を用いたシングルシードマガキの生産体制の構築に向け技術支援等を行ってまいりたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。

魚市場の活性化のための産地体制づくりについてであります。

現在、市内には三重外湾漁協が開設している魚市場が三つございます。中でも、尾鷲魚市場はかねてより中核的な産地市場として多くの漁業者や仲買人などに利用されております。

このたびの漁業合併により、市内の漁協は三重外湾漁協として一つに集約され、今後一層、集約市場としての役割が期待されますので、市場機能の強化に向けた荷さばき施設などの共同利用施設の整備が課題となってまいります。

魚市場の開設者である漁港の意向とともに、尾鷲港の港湾整備の動向にあわせ、産地体制の整備に向けた協議を進めてまいりたいと思います。

次に、担い手確保、育成につきましては、これまで、大型定置網を中心とする新規参入者の受け入れに取り組んでおります。

左のグラフが、約10年前と昨年度の早田大敷の乗組員年齢構成の比較であります。

これまでの漁業体験教室や漁師塾などに取り組む中で、昨年度には40歳代以下の青い部分、若手のIターン者が増加していることがおわかりいただけると思います。

また、これらの取り組みは少しずつではありますが、現在、梶賀大敷にも波及しつつあります。

担い手確保は息の長い取り組みが必要となりますので、今後も地域や関係者と一体となって新規漁業者の確保と定住促進を図ってまいりたいと思います。

また、地域の子供への普及啓発という面におきましても、現在実施している市内小中学校での学習会などの取り組みを継続してまいりたいと思います。

次に、藻場・干潟でございます。沿岸海域におきまして、水産資源の増殖を図る上で重要な役割を果たしております。

これまで、磯焼けの原因の一つとされるウニ類の除去に取り組んでおり、効果が見られる地域も徐々に出てまいりました。

藻場が再生し、資源が回復するには時間がかかるかもしれませんが、このような取り組みを続ける中で沿岸資源の増大を図り、水揚げ量の増大を期待するものでご

ざいます。

また、これまで漁業者の要望等を踏まえ、尾鷲ヒノキの間伐材を活用したアオリイカ産卵床事業に取り組んでおります。

水産資源の保護増大を図る上で、重要な取り組みであることから、今後も連携し、事業を継続しつつ、あわせて産卵状況等の把握も行っていきたいと考えております。

なお、産卵床事業につきましては、本市の取り組みは近隣の紀北町や熊野市にも波及しつつありますので、熊野灘全体での効果につながっていくことを期待しております。

以上が水産事業再生プロジェクトに関する説明となります。

○南委員長 ありがとうございます。

ヒノキと水産の再生プロジェクトということで、5カ年間の計画をいただきました。

この計画につきましても、先ほどの政策調整課のおわせS E Aの問題と同様、また、後日改めて委員会を持ちたいと考えておりますが、特に、御発言のある方は。

○濱中委員 お答えは多分、次のときでええのかなと、それか、もっと簡単なことなのかと思うんですけど、水産と農林を見せてもらったときに、今回、この一覧表で指標がきちりと両方ともあらわされていますので、すごく将来ビジョンがわかりやすいのかなと思って、ええあらわし方をしてもらっておるんですけども、水産に比べて農林の現状値というものが全てゼロであったり、なかったりというものなんですね。だけど、農林に関しても、もうこのプロジェクト以前からいろんなこと取り組まれてきておると思うんですけども、そういったことの継続のものと、継続されて、ただ、現状、表現がされていないだけなのか、全てにおいて新しいものなのかということがわかる形が欲しいなと思ったので、そのあたりを。

○内山水産農林課長 この尾鷲ヒノキの販路開発プロジェクトにつきましては、私ら木のまち推進課の職員と、それから、業界の方らとが構成員になっております。

その中で、この三つの課題の目標を定める中で、皆さんに事業を提案をしていただきました。それが二十数事業ございまして、その中で、みんな、構成員の中で、まずそうしたら、全部が全部、無理やろうということで、それなら代表的な目標、三つのうちの二つずつ事業を優先的に決めていこうというふうなことで六つの事業を選択しました。それがこの事業に当たりますので、これまで、私らが木のまち推進課でやってきた事業とは別の事業でというふうなことです。

○濱中委員 わかりました。

○三鬼（和）委員　尾鷲ヒノキについていろいろ書いていただいておりますけど、杉の産地においては、家を一軒建てるようなユニットで、秋田県でも何でも、東京まで進出してきて、ユニットで家建てませんかみたいな形でやっておるじゃないですか。

この尾鷲ヒノキについては、壁板も含めたりとか、柱とかも含めて、基本的なこういったユニットがありますよとか、そういった形の取り組みというのはどこからも提案はないんですか。

○内山水産農林課長　なかなかユニットで、パーツ、パーツ部分をそれぞれ一カ所に持つということは今のところはちょっと難しい面がございますのでということで、まずは、ほんまに私らもいろんな意見聞かせてもらいながら、一つずつ足固めということで、まずはこの事業の一つである地域独自のサプライチェーンマネジメントというのを構築しながら、いろんな窓口の一元化を図って、尾鷲ヒノキの販路の拡大に努めていきたいというふうには考えております。

○三鬼（和）委員　新築の家1軒だけじゃなくても、移住定住の中で、かなり移住されておる方は、古民家であるとか、そういったところの狙いが最近多いじゃないですか。ですので、高級品だけじゃなくて、そういった材料になるような製品づくりも、全国的な移住定住のを見ておると、そういったリノベーションするときに、いろいろ使っておるときに、ユニットで使えれば、もっと普及、利用してもらえんじゃないかなと思うんですけど、そういった議論はしないんですか。

○内山水産農林課長　ちょっとユニットという意味合い、ちょっと私もちょっとわかりにくいんですけども、空き家バンクでいろいろ、いろんな活用をしながら、政策調整課のほうでリフォームとかというのをやられておると思ったんですけども、そこら辺の部分に連携しながらはやっていけるとお思いますので、また、今後、ちょっといろいろ打ち合わせしたいとお思います。

○奥田委員　1点だけ、済みません。水産のところでは1点だけちょっと確認させてほしいんですけど、17ページの一番上のところの尾鷲魚市場の活性化のところなんですけど、今月の4日でしたっけ、漁協、合併したのは。

（「3日」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　3日ですか。3日からやね。

これ見ると、新たな拠点市場の体制、いろんなことが変わるとお思うんですけど、この拠点市場の体制整備というのは2022年、4年後ということなんですけど、それまでに検討とか協議を重ねていくということなんですけど、この4年というの

がちょっと僕はもう、いろいろがらっと変わってくると思うんですけど、漁協も。ちょっと遅いんじゃないかなという感じもするのと、もう一つは、この4年後、これから協議は重ねていくんやと思うけど、担当課としてはどのようなイメージを持たれているのか、その2点、ちょっと確認させて。

○内山水産農林課長　この拠点整備につきまして、やはり漁港の意向がまず第一でございますので、ちょっとまずは漁協のほうといろいろ話を進めながら、どのような方向に持っていくのかをちょっと話をしたいと思っております。

○奥田委員　そうすると、もう本当に完全にもうこれからですか、もう全て。一から全部、イメージ的なものも全然ない。僕、ちょっと4年後の拠点市場の体制整備ときておるもので、4年後ね、ちょっと遅くないなかという気もするんやけれども、いかがです。

○内山水産農林課長　奥田委員言われるとおり、早目早目のやはり計画というのは作成は必要だと思っております。

ただ、私ら行政だけが一方的にできるものでもないもので、やっぱり漁協のほうの意向、漁協の考え方、そっち側をいろいろと優先的に教えてもらいながら、私らがどのような支援でやっていけるのかという部分について、また今後、これから話し合っていきたいと思えます。

○南委員長　いろいろと意見が、小川委員。

○小川委員　もう端的に言います。

国が、長期研修、水産のところなんですけど、長期研修支援というのがありますよね。月14万1,000円か何か出るやつ、就業支援の。あれ、枠というのはもうあいていないですか。といいますのも、尾鷲市で17歳の若い人が定置に就職するようになりまして、この制度使えんかなと思ひまして、枠はあいていないですか、この制度。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　県の窓口となっているのが県漁連のほうをやっけていまして、県内のいろんな情報収集している中で、ことしの当初でももうかなり枠がオーバーしているような状況の中で、尾鷲市としては昨年から就業予定の、それ梶賀大敷に就業される方の研修として、1名は採択いただいております。ただ、もうそれ以上についてはもう国の枠がもうない状況で、来年度以降の要望もしておりますけれども、また、別に県の支援センターのほうの事業もございまして、その辺についてはまた事業体のほうと相談に応じていきたいなと思っております。

○村田委員　今、農林、両方、今からだというような話ありましたけれども、そ

のとおりなんでしょうけれども、プロジェクトチームつくって今から4年後まで目指してやるのであれば、やっぱり行政のほうは仕掛けをやらなければいけないと思うんですよね。

相手方もありますけれども、行政が仕掛けていくという、そういった仕組みをつくらないとだめですよ。これ、今の三鬼さんの話もありましたね。何ですか、何やった。プラモデルやない、何やったか。

(「ユニット」と呼ぶ者あり)

○村田委員 ユニット、そういうものありましたけど、これ何十年も前から私申し上げておることで、ですから、行政はそういうことを言っても、自分らが仕掛けようとしなから、いつまでたっても進まないんだということもやっぱり一つには頭に置いていただかないとだめだと思うんですよね。

相手方の意見を聞くことも、これ、大切です。しかし、早く進めようとしていくのも大切な。

しかし、その中で、自分たちが何を仕掛けるかということ、やっぱり心がけて行動していただくことを強く求めておきたいと思います。

○南委員長 要望でよろしいですか。済みません。

○楠委員 6ページの付加価値の高い商品の開発、これも村田委員も言っていましたけど、長いスパンかけ過ぎて、これ、一度、大阪でも名古屋でもいいんですけど、大規模店舗、モールの店に行くと沐浴とか木育ができるような遊び場がたくさんあるんですよ。だから、もう新製品の開発なんて言っている時代じゃないんですよ。だから、1回どこか土日でもいいので、出張旅費出せないんだったら、名古屋とか大阪にちょっと遊びに行ったときに、そういうショッピングモールでそういう子供たちが遊んでいるような場所へ行くと、必ず今、木工製品がたくさん置いてあります。だから、1回そういうところへちょっと行って肌を感じないと、ただ、検討検討しているんだったら、新商品の開発なんてちょっと厳しいのかなという気がします。ぜひ、ちょっと現場を視察したほうがいいかなと思います。

○内山水産農林課長 ありがとうございます。また、参考にさせていただき、いろいろこのプロジェクトのほうでも、話のほうの場を持ちたいと思います。

○南委員長 ありがとうございます。

今のプロジェクトについてでも、10月議会報告会で日程が詰まっておるんですけども、幕間を見て、できる限り速やかに委員会を開催したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

本日は御苦労さまでございました。また、あすからしっかりと決算審査のほうをよろしくお願ひします。

○内山水産農林課長 委員長、済みません、ふれあいフェスタの報告。

○南委員長 何の報告。

○内山水産農林課長 尾鷲ヒノキのふれあいフェスタと魚まつり。

○南委員長 簡単にな。

○内山水産農林課長 尾鷲ヒノキふれあいフェスタと魚まつりが11月3日同時開催をいたしますので、またよろしくお願ひいたします。

○南委員長 御苦労さんでした。

11月3日やったな。

終わります。御苦労さんでした。

(午後 4時38分 閉会)